

令和4年3月17日(木) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	住友 珠美	委員	青木 淳子
副委員長	石井 伸之	〃	石井めぐみ
委員	高柳貴美代	〃	望月 健一
〃	古濱 薫		

○委員外議員

議員	上村 和子
----	-------

○委員外出席者

陳情者	森田真里恵
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	健康づくり担当課長	橋本 和美
副市長	竹内 光博	(兼) 新型コロナウイルス	
教育長	雨宮 和人	ワクチン接種対策調整担当課長	
政策経営部長	宮崎 宏一	子ども家庭部長	松葉 篤
市長室長	吉田 徳史	(兼) 人権・平和担当部長	
健康福祉部長	大川 潤一	児童青少年課長	川島 慶之
地域包括ケア・健康づくり	葛原千恵子	施策推進担当課長	清水 周
推進担当部長		子育て支援課長	前田 佳美
福祉総務課長	伊形研一郎	(兼) 健康福祉部新型コロナウイルス	
(兼) 都市整備部福祉交通担当課長		感染症自宅療養支援室主幹	
生活福祉担当課長	北村 敦	生活環境部長	黒澤 重徳
しょうがいしゃ支援課長	関 知介	(兼) 防災安全担当部長	
高齢者支援課長	馬場 一嘉	(兼) 健康福祉部参事	
地域包括ケア推進担当課長	加藤 尚子		
(兼) 新型コロナウイルス感染症		富士見台地域まちづくり担当課長	中道 洋平
自宅療養支援室主幹			
健康増進課長	吉田 公一		
(兼) 新型コロナウイルス感染症			
自宅療養支援室主幹			

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第6号 5歳から11歳の子どもへの新型コロナウイルスワクチン接種に対して、保護者が参考にできる正確な情報の告知を求める陳情
- (2) 第1号議案 くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案
- (3) 第8号議案 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例の一部を改正する条例案
- (4) 第9号議案 国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- (5) 第11号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算（第9号）案
（歳入のうち所管する部分、民生費、衛生費）
- (6) 第12号議案 令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- (7) 第13号議案 令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算（第3号）案
- (8) 第14号議案 令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳 情 第 6 号	5歳から11歳の子どもの新型コロナウイルスワクチン接種に対して、保護者が参考にできる正確な情報の告知を求める陳情	4.3.17 不 採 択
第 1 号 議 案	くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案	4.3.17 原 案 可 決
第 8 号 議 案	国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例の一部を改正する条例案	4.3.17 原 案 可 決
第 9 号 議 案	国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	4.3.17 原 案 可 決
第 1 1 号 議 案	令和3年度国立市一般会計補正予算（第9号）案 （歳入のうち所管する部分、民生費、衛生費）	4.3.17 原 案 可 決
第 1 2 号 議 案	令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案	4.3.17 原 案 可 決
第 1 3 号 議 案	令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算（第3号）案	4.3.17 原 案 可 決
第 1 4 号 議 案	令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案	4.3.17 原 案 可 決

○【住友珠美委員長】 おはようございます。御出席ありがとうございます。

まずは、昨夜11時36分頃、宮城県、福島県で震度6強の地震が発生いたしました。これから被害の全貌が明らかになると思いますが、まずは、お亡くなりになられた方もいらっしゃるということです。御冥福をお祈りいたしたいと思います。

定足数に達しておりますので、ただいまから福祉保険委員会を開きます。

それでは、議題に入らせていただきます。



議題(1) 陳情第6号 5歳から11歳の子どもへの新型コロナウイルスワクチン接種に対して、保護者が参考にできる正確な情報の告知を求める陳情

○【住友珠美委員長】 陳情第6号5歳から11歳の子どもへの新型コロナウイルスワクチン接種に対して、保護者が参考にできる正確な情報の告知を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元でございますとおり、資料配付をしたいとの申出がありましたが、これらを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【森田真里恵陳情者】 よろしくをお願いいたします。日頃より市政に御尽力を頂き、感謝しております。今日は緊張しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、先になんですけれども、陳情趣旨の中のデータが、2月15日の提出時と異なっておりますので、こちらの訂正をさせていただきます。10代の新型コロナウイルス感染症の死亡者数は、3月8日時点で7名、10歳未満は1名と報告されています。また、文中に「ワクチン副反応由来」とありますが、こちらを「ワクチン副反応疑い報告者数」へ訂正させていただきます。

陳情趣旨、お話しさせていただきます。

私には小学校2年生と5歳の娘がおりまして、今回の新型コロナワクチンの対象者です。5歳からの接種において保護者は不安を抱えています。その最大の原因は情報の不足だと感じます。接種を迷っている人は、自分の選択に自信が持てず、不安や孤独を抱えています。

厚生労働省の発表しているデータを見ても、10代においてワクチン接種後の重篤副反応疑い報告者数は、新型コロナウイルス感染症の重症者数よりも上回ってしまっています。

知人の子供も接種後、副反応の疑いで倦怠感、頭痛、体の痛みなど長期で苦しんでおり、現在も調子が悪い日は学校に通えない状態です。ほかにも、記憶しょうがいや歩行しょうがいなど、日常に支障を来すものが報告されています。これらのことは、今まで報道にもなかなか取り上げられず、実態が把握しづらい状態で不安を感じています。厚生労働省も、心筋炎、心膜炎を重篤副反応疑いとして認めたのは、接種開始から10か月後の12月、1億人が接種した後です。このようなことが子供においても今後起こらないとは言い切れないと思います。

そこでお願いをしたいのは、市としての正確な情報の開示です。どんな判断をするにしても、正確な情報を得た上で決めてほしいと思います。正確な情報をもとに、迷ってもいいし、打つ選択も打たない選択も平等に認められ、尊重し合えることを望みます。また、これから実施されるかもしれない子供のワクチン接種の際には、接種券を申請式にする、判断材料を添付する、市からの指針を載せるなど、対応をその都度そのときに応じて、ぜひ御検討いただきたいです。以上が陳情項目です。

また、この陳情を出すきっかけとなったのは、コロナ禍の子供たちをずっと見てきたからです。子供たちの現状を少しだけお話しさせていただきます。

現在、小学校2年生の長女は、入学式の次の日から学校は2か月間休校、初めましてのお友達の笑顔もマスクで隠れたまま学校生活がスタートしました。30度を超える真夏日でもランドセルを背負い、真っ赤な顔をして両手に荷物を抱え、マスクをして帰ってきます。学童から帰宅後、娘は熱中症になっていました。苦しかったら外してもいいんだよと言っても、体調が悪くても、先生、お友達に言われちゃうからとマスクを外せません。頭痛がして保健室に行ってベッドに横にならせてもらっても、マスクを外していいよとは言ってもらえません。

プールは中止、運動会、文化祭は規模を縮小、ハーモニカは吹けず、楽しいはずの遠足のお弁当も、レジャーシートの間隔を空けておしゃべりは禁止、本来わいわいがやがや食べる楽しい給食は前を向いて黙食、応援をしない運動会、季節ごとのイベントは全て中止で季節感を味わえなかったり、体験の場が失われています。心の栄養となるはずの他者と関わる関係が失われていると感じます。コロナの陽性者が出るたびに子供たちは規制を厳しくされ、先生やお友達、世間の目を常に気にして過ごしています。一方、大人は、小学校のプールは中止でも、オリンピックは開催。体育では、多くの子供がマスク着用ですが、密集でノーマスクの東京マラソン大会。全く整合性が取れていないと感じます。

そんな中、5歳の接種が始まると聞いたときに、私はもうこれ以上子供たちを苦しめるのはやめてほしいと思いました。なぜなら、ワクチン接種の有無がいじめや差別の火種となる可能性があるからです。これまで2年間、十分過ぎるほど我慢を強いられている子供たちに、市長も重視している人権の観点からワクチン接種における差別やいじめ、誹謗中傷などが絶対起こらないようにしてください。

資料にある小平市の請願は、2月28日に全会一致で採択されたものです。請願の中にもありますが、子供たちの健全な成長と学習環境の確保に国立市としても目を向けてください。生きづらい世の中を生きている子供たちの声を聞き、寄り添ってほしいと切に願います。そして、現役保護者の声を受け止めてください。子供の健康を願う思いと陳情提出の趣旨を御理解いただいて、拙い説明ではございましたが、御賛同いただければありがたいです。ありがとうございました。

○【住友珠美委員長】 ありがとうございます。説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承りません。古濱委員。

○【古濱薫委員】 陳情者の方には、趣旨説明ありがとうございます。本日も、小さな子供さんの子育て中の中、こうやってしっかりお話しなさって着席なさっていますが、ここまで来るのにどれだけの勇気とエネルギーが要ったことかと思えます。社会人が1人出勤するのは、やっぱり子育て中ということでわけが違います。子供を起こして、お世話して、御飯を食べさせ、着替えさせ、家事をやり、幼稚園なり保育園なりに送り、上の子は学校へ送り出し、子供の体調管理カードや連絡帳の記入やら何やら、メールとか電話連絡等行い、その間ずっと子供に声がけしながら、コミュニケーションを取りながらやりのこの朝10時だと思えます。本当にその中で気持ちを整え、お一人でお話しくださったこと、ありがとうございます。陳情を保護者の心の声として受け止め、質疑を致します。

今、訂正が2点ありました。ワクチン副反応由来ではなく、疑い報告者数であるということ。それから、その前段の10代の新型コロナウイルス感染症の重症者数、すみません、結局は、ワクチン副反応疑い報告者数のほうが厚生労働省によると人数が上回っているというのは、上回っているというのはそのままよろしかったんでしょうか。

○【森田真里恵陳情者】 厚生労働省の発表しているデータでは、新型コロナウイルス感染症の重症

者よりも、ワクチン接種後の重篤副反応疑い報告者数が10代においては上回っております。

○【古濱薫委員】 そうしましたら、陳情事項の、国立市として提示し、公表してほしいということだと思うんですが、その内容は、厚生労働省の示しているコロナワクチン接種についての情報でよろしいのでしょうか。公式のものをそのまま市がホームページなり何なり、その方法は任せてよいのか。あるいは特段、ここのデータをこのような形で何かあるのでしょうか。

○【森田真里恵陳情者】 ありがとうございます。厚生労働省の発表しているデータをそのまま開示していただいて、あとは保護者の判断になると思うので。ただ、これ自体を知らない方がすごく多いなという印象なので、こちらを提示していただければありがたいです。

○【古濱薫委員】 それは、封書でワクチン接種券が子供さんの分も送られてきていると思うのですが、その中に入っている厚生労働省からのパンフレットのようなA3サイズを二つ折したようなものがあると思うんですけども、あれ以上のことを、今現在何名ですとか、そういう最新のものを随時上げてくださいますということでしょうか。あの封書に入っているものでは足りないよということでしょうか。

○【森田真里恵陳情者】 国立市の接種券の中にも、娘に送られてきたので見たんですけども、心筋炎の報告事例はありますとか、丁寧な説明ではあったんですが、やはり上回っているというか、こんなにも出ているということは皆知らないことだと思うので、開示していただければ。接種券の中とは言わずに、市報であったりホームページであったりというところですかね。

○【古濱薫委員】 先ほども心筋炎、これが因果関係があると証明されたのが10か月後というような、かなり時間のかかる、そのときには既に1億人が接種してしまっておっしゃっていました。予防接種での重篤な副反応ですとか死亡者数となると、やはりそのように公式な発表によると、因果関係の証明とか時間がかかったり、そういう難しさもあるというのは分かるころなんですけど、今で言うと、ワクチン接種によって10歳未満の小さな子が亡くなりましたというのは、公式の発表によると多分ゼロ。もう少し時間がたったとしても、なかなか時間がかかるので、ゼロに近いような数字になると思うんですけども、その場合はそれを国立市が何らかの、ホームページなり市報なりでお伝えするというので、ゼロはゼロのままでもそれでもよいということでしょうか。

○【森田真里恵陳情者】 新型コロナウイルスで亡くなった子供の数もちろん発表してほしいですし、あるがままを開示していただければと思います。

○【古濱薫委員】 分かりました。ワクチン接種と予防接種の1つであるとは思いますが、新しいもの、コロナ感染症という未知のもので不安な気持ちは本当によく分かります。ただ、子供に予防接種を与えることの悩みというのはゼロ歳から私たち始まっていて、そうしたときの葛藤ですとか、不安、よく分からないけれどという気持ち、同じような心情があるのか、それとも今回は5歳から11歳、大きくなってからのワクチン接種が起きたことで何かそういった乳幼児の頃との心情の違いはありますか。

○【森田真里恵陳情者】 子供の体に入れるものは、ワクチン以外でも、食品であったりとか、農薬であったりとか、添加物であったりとか、全て同じで不安です。

○【古濱薫委員】 よく分かります。そうしましたら、先ほどお子さんの学校でのマスク着用を頑張るような様子がお話の中になりましたが、入学からすぐコロナ禍で、子供らしい学校生活ではなかった。すぐに休校になってしまった。マスクを我慢してつけてしまって熱中症にもなってしまったというお話がありました。子供さんのコロナ禍前の育ちとか様子とか変化が、コロナ禍になって、親は

すごく子供に負担をかけてしまっているな、子供たちがもっと伸び伸び過ごせたらいいなと思います
が、子供の様子を見ていて何か変化があったり、つらそうだなとか、言葉があったとか、何かあった
ら差し支えなければ教えてください。

○【森田真里恵陳情者】 たくさんあります。まず何をやるにも、コロナになっちゃ駄目だからねと
いうのがメインに来ています。例えば鬼ごっこ。公園で集まるにしても、たくさん集まったら密にな
っちゃうからねとか、あとマスクは苦しいから外したいなどは言っていますが、やっぱり周りの目
とか、先生にも注意されてしまうので、苦しいなどはすごく言っていますね。いろいろ我慢をして
いるのを見えています。

○【古濱薫委員】 そういったワクチン接種も含め、コロナ禍の子供の生活について誰かと話して共
有をしたり、学校生活でそうやってつらい部分があるのであれば学校と相談したり、先生と話したり、
何かそういうほかの方と話したり、相談したり、分かち合ったり、そういう機会はありましたか。

○【森田真里恵陳情者】 なかなか相談しづらいことではあったので、私が1人で悶々と抱えていた
というのはあるんですけども、こういった問題に目を向けたときに、やっぱり私もそう思っていた
という声が今回保護者の中にもいたので、学校とかには私は言ったんですけども、文科省が言っ
ているからということで、皆さんのためにも着用をお願いしたいというベースだったので、分かりまし
たという形ですね。ただ、やっぱり子供の本音としては、多分つらいと思います。見ていてもつらい
です。

○【住友珠美委員長】 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情第6号について、上村和子議員から発言したいとの申出がありました。

お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、上村議員の発言を許可することを決定いたしました。

なお、申合せにより、委員外議員は委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことができず、採決
に参加することができません。また、発言時間は、1議題10分程度となっております。上村議員。

○【上村和子議員】 ありがとうございます。私はトータルで10分しかありませんので、陳情者に
1つ、そして後ほど市長にも1つと考えております。まず、陳情者のほうにだけお聞きしたいこと
について質疑いたします。

コロナ禍の2年間の中で、保護者として大変な苦労があったというようなお話を本日伺うことが
できました。そういう中で、子供たちが我慢をしている、我慢をさせている、そういう現状のつらい報
告がありました。たまりたまったこの2年間、大変、保護者の御苦労が身にしみて伝わってまいりま
した。本当にお疲れさまでした。まだ終わらない中で不安を抱えながら、本日陳情に来てくださっ
たことがとてもよく分かりました。

それで、たくさん言いたいことがおありの中で、多摩市の市長の、基礎疾患をお持ちの方を優先に
するためにこうやって配布したのですよというようなお便りがいいとか、そのお便りになぜ心が動く
のかとか、こんなようなお便りを出してほしい、そういうような願いとか、小平でマスクの規制緩和、
これが全会一致で通ったと。このようなものが欲しいと。そういうふうになんか切実に思って、そのよ
うなアプローチを国立市から出してほしいという願いを込めて出された保護者からの陳情であるとい
うことは、とても説明の中で理解できました。

それで、お伺いしたいのですけれども、今回のワクチンに関わって、保護者が今回陳情をしようと、陳情に踏み切ろうと思った経過、それから一番何を伝えたいのか。何が分かってほしいのか。子供の声とおっしゃいましたけれども、子供の声を伝えたいとおっしゃって、今、保護者としてのこの陳情に至る心情の一番伝えたいことをもう一度お伺いいたします。

○【森田真里恵陳情者】 感染症対策が重要であることは重々分かるんですけれども、やはりその中で失ったものが大きいなど2年間思っていて、子供たちの心の発達が一番心配です、私は。そういう体験する場がないということで、体験したときに分かる、体験しないと味わえない心の動きとか、感覚とか、人のぬくもりとか、温かさとか、そういった当たり前にできていたことが失われている。そこにすごく保護者として懸念を感じていて、それにプラスアルファで今度コロナのワクチンということなので、そこにもやっぱり、日常で話題に絶対に出るテーマです。さらに心に負担をかけるのかというところが今回、いろんな議員さんとお話しする中で出た答えですね。

○【上村和子議員】 この2年間、失ったものがこれほどあったのかということに、今回陳情を出したことで気がついたということでした。私ちょっとここに、子供を育てる上でこの2年間不安の積み重ねがあったんだなど、保護者としても。その保護者が抱えてきた2年間にわたる不安、そのことを酌み取ったアプローチとかアクションがなかったのではないかなと、こういうふうに思うのですが、私の解釈というのは外れていませんか。

○【森田真里恵陳情者】 親子ともに不安でした。

○【住友珠美委員長】 陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。質疑はございませんか。石井めぐみ委員。

○【石井めぐみ委員】 先ほど、保護者の方からの大変切実な思いというのを伺いました。一日も早く新型コロナウイルスの感染症が収まることが重要だと思っています。

保護者の方が、ワクチンのリスクとベネフィットを判断できるように正確な情報を提供するということが本当に大事なことだと思います。やっぱり皆さん、御自身のお子さんのことになるととても慎重になると思いますし。その上において、何が正しい情報であるか、何が間違っているものであるか、例えばネットなどを見ると本当に様々なことが書かれていて、この真偽を判断するのってとても難しいと思うんですね。まず、その真偽の判断ができる方が国立市、当局のほうにはいらっしゃるでしょうか。教えてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 市では、まず保健所を持っておりませんし、やはりここについては、基本的には国の見解ですね。厚生労働省の公式の見解について、それと法に基づいて予防接種を行っているところでございます。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。そうしましたら、国立市が伝えていく情報としては、基本的には厚労省が発表しているものということになるんでしょうか。確認です。

○【黒澤健康福祉部参事】 基本的には、厚生労働省の出している情報を当然、広報していくということで、そのデータに基づいて配布物なども行っています。

また一方、ホームページにおきましては、様々リンクを張っております、その中には、これも参考になろうかと思いますが、日本小児科学会さんが小児のワクチン接種に対する考え方というものを出しておりますので、そういったリンクも張っているところでございます。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。実は、市民の方からチラシが配布されたということで、その中に書いてある数字にとっても驚いたというふうに言われたんです。そのチラシによると、厚

労省から発表されているものの例えばコロナワクチンによる死亡報告ですとか、あと重篤者の報告というのがとても多く見えたんですが、これは厚労省の発表しているものとして、国立市のほうで情報として提供してよいものだとお考えでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 これ、今日いみじくも陳情者の方が訂正されておったところですけども、いわゆる副反応ということと副反応疑い報告ということがまず前提として違うということになります。その理解を正しくしていただかないと、やはり一部、誤った認識を持ってしまう方もおられると。そういったことについてはかなり懸念を持っているところです。

というのが、陳情者の方もおっしゃっていましたが、このコロナワクチンというのは新しいワクチンですので、御不安というのは当然分かります。特に子供について不安だということは大変分かります。であれば、未知であるということと高度な科学的知識が必要であるということは、これはワクチンに限らず、人間誰しも不安になる2つの大きな要素だと考えています。

つまり、そうすると、一般の方というのは判断が難しいという状況になります。正しく知って正しく恐れるということはあるんですけども、例えで言いますと、新型コロナウイルスが日本にはやり始めた当初、トイレトペーパーがなくなるといったことがありました。これはSNSでデマが広まりまして、スーパーとかドラッグストアに行列ができてということがありました。このワクチンにつきましても、今委員がおっしゃったような様々な情報が、SNSであったり、最近では、市内では確におっしゃられたとおり、印刷物がまかれているそうでございます。今、SNSから情報を集めてテレビや新聞も読まないという方も増えておりまして、そういったSNSや動画が情報元という方はどう情報を正しく伝えていくか、そういったことが問われる時代だと考えております。

ちょっと長くなっちゃうんですけども、そのような状況下において、今回の1,400人強の方が接種後に亡くなられたという数字です。私どもが懸念するのは、その数字だけが独り歩きしてしまうことを懸念しております。接種後に死亡1,400人と見たときに、これが全てワクチンのせいだと思われてしまうという誤った認識を持たれてしまう方が一定数出てしまうんじゃないかと、そういったことを懸念しております。ここについては、正しく理解していただくということが難しいと考えておりますので、これを市として大々的にこれですよといったことを伝えていくということは懸念があるということで、今はそういった考えはないところでございます。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。本当に初めてのものとか知らないものというのは、とても怖くてなかなか受け入れ難いと思います。印刷物が配られてしまうと、やはりその数字に驚いたりとか、インパクトを覚える方も多いんじゃないかと思っています。

その中に1点、これも気になったんですが、コロナワクチンと書いてあって、括弧して遺伝子ワクチンと書いてあったんですね。この遺伝子ワクチンというふうに言われるような理由というか、そういうことはあるんでしょうか。御存じでしたら。

○【黒澤健康福祉部参事】 遺伝子ワクチンという呼び方は正確ではないということでございます。これは遺伝子が組み換わったり、遺伝子に組み込まれるということはないワクチンでございます。これはmRNAワクチンというものでございまして、ワクチンを接種しますと、体内でスパイクタンパク質というものがつくられます。スパイクタンパク質というのは、コロナワクチンのイラストなんかを御覧になったときにとげとげの部分がありますけれども、そのとげとげの部分でございます。そのとげとげの部分に対する抗体をつくるための設計図ですね。スパイクタンパク質だけをつくる設計図が入っているワクチンですので、ウイルスの遺伝子本体は入っていないです。したがって、ワク

チンを打つことで新型コロナウイルスに感染することはありませんし、そのmRNAというのはDNAの中には入りませんので、人の遺伝子に組み込まれることもないということでございます。

また、ちょうどおととい、3月15日の朝日新聞デジタルに、小児科で有名な、テレビでも有名な長崎大の森内浩幸教授のインタビューが出ておまして、これ非常に分かりやすかったのでちょっと御紹介したいんですけども、「mRNAワクチンは、ウイルスそのものは使っていません。mRNAは細胞内で『たんぱく質を作れ』と指示をするいわば設計図のようなもの。この設計図は体内に入るとしばらくして消えてしまいます。生ワクチンのように、病原体を体内に入れるわけではありません。私たちは生まれてから何度も風邪をひいていますが、ウイルスのRNAやDNAはその都度私たちの細胞内に入り込んでいます。mRNAワクチンで何かが起こる可能性よりは、風邪をひいたときに何かが起こる可能性のほうが圧倒的に高いです」と語られております。以上でございます。

○【古濱薫委員】 伺います。今、陳情者の方は大変不安な気持ちをお持ちで、それをなかなか、内容もセンシティブなことだからでしょうか、保護者同士で集まる機会も恐らくなく、学校へ出向く機会も減り、保護者会などもオンラインで開催したところもあったかな。なかなか以前のように、みんな対面で、これどう思う？という機会がなくなったことは想像できます。そんな中で相談する先もなかなかなかった。学校へ話してみたけれど、あまり思ったように取り合ってもらえなかったというようにお話がありました。

そこで市へは、そういった5歳から11歳の接種について、相談ですとかお声、どのようなものがキヤッチできているか教えてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 御相談ということで、まず状況を御説明させていただいたほうがいいかなと思います。小児の接種の予約状況について御報告させていただきたいと思うんですが、3月1日に5歳から11歳の対象者の方に、4,198名の方に一律に送付させていただいておまして、3月3日から予約の受付を開始しております。これが3月14日、今週の月曜日の13時、お昼の時点で、御予約された方は561名の方ですので、予約率としては約13.3%でございます。これは全国のワクチン担当者とも今やり取りをいろいろしている中では、大体どこの自治体も、予約されている方は1割ちょっとぐらい。同じぐらいの数字です。したがって、大人と違って、8割の方が打つというような同調圧力的なことはまず起こりにくいんじゃないかなと。迷われている方は、打たないという方は当然たくさんおられますし、それでいいと市のほうも考えております。

その上で、どのような御相談があるかといったことです。コールセンターには、いわゆるワクチン接種に反対だという方からのお電話は何件か入っておりますけれども、迷っていてどうしたらよいかといったような相談はコールセンターには入っておりません。保健センターにも確認をしたんですけども、12歳からの接種が昨年あったんです。あのときには、迷っている、皆さんどうしていますかといった問合せが10件未満ぐらいあったとのことでございますが、今回の小児についてはほとんど来ていないとのことでございました。

また、子ども家庭部に確認をしてもらったんですけども、保育園や学童のほうにも特にそういった相談は入っていないと、そのように聞いております。以上でございます。

○【古濱薫委員】 今数字も教えてくださいました。13.3%の方が予約をした。肌感覚では、周りの保護者ですとか子供たちの、私の感覚ではそのぐらいかなと確かに感じます。打つことを望む、迷いながらも、うちの子のためには打っておこうと考えている方はもう予約済みかなというような数字を示してくれたのかなと思います。

今、相談のほうなんですけれども、ほとんどないというようなことでしたが、なぜ市はそれを受けられないんですかね。キャッチできないんですかね。これだけ保護者の方が悩んでいる。不安だ。お一人ではないと思います、私の感じ取っているものでも。それを学校でも話せない、保護者同士でもなかなか触れられない話題だ。なぜ市のほうに相談が来ないんだと思いますか。

○【黒澤健康福祉部参事】 この問題を市に相談したいかどうかということがまず1点あるかなと考えています。私自身も、今回対象の5歳から11歳の子供を持っておりまして、実際まだ打たせておりません。私も迷っておりますが、私はこういう仕事をしていることもあるんですけれども、市に相談しようかとは思わないですね。様々情報を、今の時代ですから、当然インターネットや新聞、また先ほど申し上げましたが、様々ありますけれども、SNSとか様々情報が入り乱れている中において、最後は努力義務が外れたということから自分で判断する。市としてはその判断、親御さんの判断、打たせるという判断も打たせないという判断もどちらも尊重いたしますよということでございますので、市に相談が来ないのはどうしてかと言われましたら、市に相談してどうにかなると思われていないんじゃないかなと考えております。

○【古濱薫委員】 今、市長、これ聞いてどう思いましたかね。市は保護者から信頼されていないんじゃないでしょうかと市長の部下の方がおっしゃっていますが、どうでしょうか。

○【永見市長】 今の質疑は大変失礼だと思います。部長はそう答弁していませんよ。まず非常に、最初にこの間、今日の質疑を聞いていると、市に研究機関も保健所もありませんと。医学的な見地を正確に申し上げることはできないと。ですから、厚生労働省が持っている情報をお伝えすると。そして皆さんに判断してくださいということを市は最初から表明しています。そして、皆様の判断を尊重しますと言っております。

この高度な医学の問題を、我が国の国内ですらワクチンが生成できないわけです、技術的に。諸外国の技術を導入して、辛うじて今ワクチンが打っている。この状況の中で、このワクチンは危ないんですか、危なくないんですか。打ったほうがいいんですか、悪いんですかということを、市役所が公的な機関として答える権能というのはないんですよ。それを信頼されてないと言われたら、これ全く心外です。

そういう問題ではなくて、そういう課題も行政機関としては、市民の皆様には情報をお知らせしながら、選択を委ねながら機会を提供していくということが、残念ながら市町村の仕事なんです。それを信頼するかしないかということはそれぞれの市民の方が判断されることであって、それを信頼されていないことを市長どう思いますかという、この質疑は、市町村行政の基本的な在り方を逸しているものだ、申し訳ないけれども、そういうふうにお答えします。

○【古濱薫委員】 私は何も悩んでいる保護者に、おたくの子には打ったほうが適ですよとか、打たないほうがいいですよという判断を、皆さんも市がそれをしてほしいとおっしゃっているわけではないと思っています。だから市長がおっしゃったことは、私はそうだと思っています。

資料にあります多摩市長のお手紙、これがなぜ陳情者の方の心を捉えたのか、保護者の胸を打ったのかといえば、言っていることは、国立市でも厚労省でも同じようなことだと思います。こういった事実があります。公式ではこういう発表をしています。国立市もリンクを張っています、厚労省に。張っていますよね。張っていますよね、参事。言っていることは同じなのに、なぜこれを資料に出してきたか。陳情の皆さんがこれに胸打たれたかという、そういった不安な気持ちに、市長は私に向き合ってくれたんだなと感じたからじゃないでしょうか。

情報があふれる中、インターネットもみんな使えます、大体のこの世代の方は。いろんな情報を得ることはできるんですけども、私にこうして慎重になっていいですよと、慎重に対応いただいて結構ですと語りかけてくれたからこの資料をお出しになってきたんだと思うんです。その判断について、打つたらいいよ、打たなくていいよということを書いていただきたいのではないと思います。

そして市は、子ども家庭部をはじめ、ヘルプの先は多いほうがいいよねと。学校も子ども家庭部も、子供に関する。皆さんおっしゃっています。お隣の御近所の方に相談で来てもいいし、学校の先生に助けてと言える環境、また、ほかに市のこんな窓口もあったのか、いろんな人にヘルプのチャンネルが多ければ多いほどいいと私も思っています。相性もありますから。そういったところにこのお手紙が、あなたは慎重に対応いただいていいですよ。判断は保護者の方が行うのだから、その中でヘルプの1つに市が選ばれていないことは私は残念だと思いますと言いたかったんですが、伝わりましたでしょうか。

○【永見市長】 恐らく私が思ったことと委員が思ったことは同じだと思います。それは医学的見地を求めているのではなくて、私自身は、先ほどの陳情者の趣旨説明の中で心を打たれています。それとともに、事前に陳情者の方とも僕は、本当に短い時間だったんですけども、お会いをしています。その中で私の家庭の孫のことも話しております。やはり悩んでいます。そしてまだ打っていません。これですかね、送ってくれたやつね。これ、私も孫の親から見せてもらって、中身は分かったんですけども、読んだ親は非常に悩んでいると。しかも、コロナがこの2年間で、学校生活をはじめ、市民生活において非常に大きな影響を子供たちに与えていると。このことを訴えることがなかなか難しいと。そういうことも含めて今回の陳情に至ったんだという、このことは本当に心を痛めるぐらいに私は分かっております。

そういう意味では、私自身は阿部市長のこのチラシを評論する立場にありませんからあれですけども、私自身は私自身の言葉で語りかけていくということは今検討させてもらっています。これはユーチューブ等、既に文章を送っていますから、別の形で皆さんに選択の自由があるんですよという。厚労省はこういう見解ですよ。医学的見地は厚労省ではこう言っていますよ。結果としては、皆さんの選択肢なんですよということをユーチューブ等で国立市チャンネルで発していくということ。これは今検討していますけれども、そういう意味では、恐らく古濱委員がおっしゃったことと私が感じていることは同じです。

それとともに、実は、ちょっと長くなってごめんなさいね。私、去年、タウンミーティングをやっています。それで、珍しく教育委員会の案件で、コロナ禍における学校ということでタウンミーティングをやっています。そして、そのときはタウンミーティングですから、本来だったら私なんですけど、教育長も、雨宮教育長の前ですけど、一緒に出て、保護者の方々が来て、切実な訴えをいろいろと聞いております。そういう意味では、本当に失うもののほうが大きいという。その失うものの大きさというものに気づいて社会を回していく。それは経済じゃないですよ。経済のためもありますけれども、そうじゃなくて、文化であるとか、生活であるとか、子供の育ちであるとかということにおいて、コロナというのは失うものが物すごく大きいから、それをいかに緩和しながら社会生活を取り戻していくにはどうしたらいいかというのを、コロナ禍における教育ということでタウンミーティングをやってお会いしています、直接。そういうことはこれからもやっていかなきゃいけないし、様々なチャンネルで市民の皆様への不安とかにどうあるかということは、これは常に考えていかなきゃいけない。基本的には私はそういうふうに考えております。

○【古濱薫委員】 分かります。タウンミーティング、私もたしか参加いたしました。この傍聴の中にも、陳情者の中にも参加なさった方いらっしゃると思います。何か月前ですよ。昨年、今年度中……（「教育長が替わる前」と呼ぶ者あり）あ、そうだ。是松前教育長のときに。はいはい。昨年度だったか、かなり以前に開かれ、市長はそのとき保護者の声、市民の声を受け止めてこの期間やってこられた。それは分かっております。なのにこういった陳情が出てきてしまった。

その間、市は保護者の声、様々な方の不安な声を受け止めてきたつもりではあるでしょうが、今参事が——参事とお呼びしてよかったでしょうか——がおっしゃったように、この5歳から11歳のワクチン接種に関しては、なかなかその不安の声はキャッチできていない。ただし、保育園ですとか子供と直に接する学校ですとか、そういった場では交わされていると思うんです。どうする？とか、なかなか話しにくい環境ではあるけれども、御自身も悩んでいるとお声がありました。しかし、それが市には届かない。これを残念な状況だと私は感じました。

そして市もリンクを張ったり、公式なものを一生懸命出している。もちろん、こういった封書で送っている。なのに届いていないことが残念であり、どうしたら、私はこんなふうに悩んでいるけど、一緒に気持ちを受け止めてもらえませんかという相手に選ばれなかったことが残念であると言いたかったことであります。

その1つに、私も市からこういった封書の中に入れておきますとさっき申し上げました厚労省のパンフレット、二つ折りのもの、チラシじゃないですね。チラシと呼ぶには大きいのでパンフレットと呼びたいと思いますけれども、これはカラーにはできなかつたんでしょうか。予算ですとか、国からのものだと思うんですけども、やっぱり見にくいんですね。この市の表裏のものも、私、うっかり12歳以上の方と言うから、5歳から11歳の話じゃないのかと思ったら、裏面だったんですね。表裏で、ひっくり返すでしょうけれども、ひっくり返して、ああ、こっちだったのかと。ちょっと表現が分かりにくいかなと思ったりもしました。文字も多くて。間違ったことは言ってないんでしょうけども、ちょっと分かりやすいとはなかなか言えない御案内だなと感じました。こちらをカラーにできなかったかということと、この分かりにくさについてはどう思いますか。

○【黒澤健康福祉部参事】 時間的余裕がなくカラーにできなかったことについては、私も反省をしているところでございます。

分かりにくいということにつきましては、なるべく伝えたい情報が多かったのを1つにまとめようとしてしまったということがありまして、裏面が12歳となっておりますのは、今回、5歳から11歳の方に配っておるんですけども、その11歳の子が、例えば今度すぐ12歳になってしまうと使うワクチンとか違ってきますので、両方入れざるを得なかったという事情がございます。以上です。

○【古濱薫委員】 今後、2回目の接種のときにはまた送付するんですかね。併せて送付されているのでもう済んでいる。じゃ、今度は、次回からはカラーにするとかそういう対応はできないけれども、カラーのほうがよかったなと感じました。

今のやり取りの中でおおむね、市長のほうからも答弁を頂きましたので、もう一点だけ。コロナワクチンの接種なんですけれども、そもそも保護者の御不安があるこういう感染症の対策、予防の手法としてワクチン接種というのはどういったものかと市は考えますかね。健康福祉部長、大川部長に聞きたいんですが、集団での免疫獲得だとは思っています。個々と集団の、集団でやっていこうとするときにやはり苦しまれると思うんです。個々で私は強いから大丈夫とかそういうことではなくて、ほかの人へうつしてしまわないようにとか、みんな70%か80%か接種すれば、何とか社会生活は大丈夫

かなというような、こういった予防接種の考え方を市はどう考えますか。

○【大川健康福祉部長】 集団接種で集団免疫をつくっていくというようなことは確かに考え方としてはあると思いますが、その一方で、それを受けていない対象の方、大人の方もそうです、お子さんもそうですけども、その方々に対してのいわれなき圧力が生じてしまうということだけは必ず避けなければいけないと思っています。それが両立されてこそ、ワクチンの効果ということが期待されるというふうに考えざるを得ないと思っております。以上です。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで休憩に入ります。

午前10時53分休憩



午前11時9分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。青木委員。

○【青木淳子委員】 それでは、何点か質疑をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

何点か伺いますけれども、まずは、陳情者の陳情事項には、判断するための情報を市として求めております。現在、市が情報を様々、厚労省やまた日本小児科学会の情報など提供していただいていると思いますけれども、これに関して市はどう判断しているか。十分であるか、もう少し何か足したほうがいいのか。その点をお伺いしたいと思います。

○【黒澤健康福祉部参事】 これは公的な市役所として、やはり公的な機関の公式見解を出すものがよいと思っている中におきまして、そういった厚労省ですとか小児科学会のものをお出しさせていただいています。あと何かあるかというところでは、こういった情報については、ひとまずそのぐらいかなと思っているんですけれども、かかりつけ医の先生に御相談していただくことも必要かなと思っております。そういった呼びかけ等を今後さらに加えてまいりたいと考えております。

○【青木淳子委員】 分かりました。私もやはり正しく知り正しく恐れる。ここが今回のコロナウイルスの肝だと思っておりますので、そういう点からは、やはりきちんとした学会やまた厚労省、しっかりと調査し研究した上で発表されていますので、現在の情報、さらにまた何かこういった情報を保護者の方が知っていただくと参考になるなというものがありましたら、それは出していただきたいと考えます。そして今、かかりつけ医の先生に御相談する。やはりここが保護者の方にとっては一番安心できる材料であるかというふうに感じました。

それともう一点ですけれども、先ほどの市長の答弁、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。陳情者の保護者の方の心情、大変胸に響いたというふうなお話の後に、市長としても、どのような形になるか分からないけれども、何かのメッセージを出していきたいというようなお考えのように私は捉えたんですけれども、もう一度その辺を確認させていただきたいんですが。

○【永見市長】 こういう形で私、実は持っているんですけど、内容は文字上では詳しくはお知らせしていると思えます。しかしながら、やはり市長がどうメッセージを発するかって非常に大きなことだろうと思っております。そういう意味では、保護者の選択、これが重要だと。ただしこれは、科学的知見は私も持っているわけでありませぬから、厚労省等の医学的な知見を入れ込みながら、最終的には皆様が御判断いただくこととです。

もう1つ言わなきゃいけないことは、これ一貫して言っているんですけども、打った、打たないの差別があっては絶対駄目だよということ。コロナによって差別を巻き起こしていくとか、改めて起こしてはならないんだよということを広く市民の皆様に訴えてきた。これは一貫して言っていることなんですけれど、改めてこういう機会ですので取り組んでいけたらなと。その際に、紙ベースというより、私はやっぱり若い世代の方が多いですから、ユーチューブ、国立市チャンネルか何か使って、直接語りかけるということが有効かなと思っています。そんなことを考えさせていただきたいと思っています。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。市長の生の声を市民の方にお話ししていただいて、市長の思いを話していただく。また、人権という視点から、受ける、受けないということが差別やいじめにつながってはいけないんだということも発していただくということが確認できました。

またさらに、接種する、しないにかかわらず、今、小学校や幼稚園、保育園で爆発的な感染拡大が起きておりますけれども、そういった中で、感染した、しないということで、学校や幼稚園、保育園でいじめなど起きていないか。その辺ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけれども、教育長、分かる範囲でお答えいただけますか。

○【雨宮教育長】 私の持っている情報ということで申し上げさせていただければ、そのような事例が出ているということは認知しておりません。以上でございます。

○【松葉子ども家庭部長】 保育園、幼稚園等で感染がかなり拡大している状況ではございましたが、特段それに関してのいじめですとか、そういう情報というのは入っておりません。以上です。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。部長や教育長では、そういう情報は入っていないということが確認できました。

それから、本当にすごい感染拡大が起きておりますけれども、特に私を感じるの、小学校、幼稚園、保育園で相当数起きていると思います。この第6波における国立市の感染の特徴と伺いますか、また年代別や感染経路など、そういう特徴についてもし情報ございましたら、教えていただけますでしょうか。

○【大川健康福祉部長】 第6波、ここでもかなり感染しているというような内容でざっくり申し上げますと、2月と3月でも若干違うんですが、2月の後半を半月見てみますと、やはり10歳未満の方の陽性が多いんです。全体が2月の後半で大体800名ぐらいの新規の陽性の方がいらっしゃったんですが、そのうち10歳未満が133名ということで、大体16%ぐらいを占めるということが非常に特徴的です。これは3月になるともっと増えているというような特徴があります。3月ですと、10歳未満の方が20%というようなことで、3月初めから今までのところで。大体そのような特徴があって、これは第5波のときと明確に違うということがあります。

あわせて、70代以上の方の陽性も、こここのところ全体で1割弱というようなことになっていて、これは第5波のときのほうがかなり多かったように記憶はしています。それでも少しずつですけど、やはり高齢者の方の罹患も増えていると。なので、小さい方と高齢の方と両方がリスクのあるような状況になっているというようなことが非常に特徴的だと思います。以上です。

○【青木淳子委員】 感染経路の特徴は何かございますか。

○【大川健康福祉部長】 多くは家庭内の感染と言われております。しかしながら、どこから感染されたのかというようなことを明確に言えない方というのも相当程度いらっしゃるということでございます。以上です。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。この2月、3月、10歳未満のお子さんにかんがりの割合で、5波と違った6波の感染拡大が起きているということが確認できました。人数としても多いということでもあります。さらに、70代の重症化が懸念される方にも感染拡大が起きているということも確認できました。その感染経路としては、家庭内発生が非常に多いという。不明なところもありますが、家庭内感染が多いということが確認できました。

そこでお尋ねをしたいと思います。この新型コロナに感染した場合、小児のお子さんは非常に軽症であると言われております。しかしながら、この感染拡大の爆発によってちょっと違う傾向、重症化が増えているというようなことを聞いたことがありますけれども、その点に関してはどのようなお考えがあるかお聞かせください。

○【黒澤健康福祉部参事】 これは先ほど御紹介しました日本小児科学会の見解ということで、昨日、最新の3月16日に出されている中において明らかにされておりますが、2歳未満、ゼロから1歳と基礎疾患のある小児患者において重症化リスクが増大することが報告されていますといったことが載っております。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。私も同じ資料、日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会、3月16日に改めて更新された内容を確認しましたがけれども、やはり感染爆発によって重篤化した報告もされているということを確認して、非常にこの感染拡大、3月からさらに小さいお子さんに感染拡大しているということを考えると、非常に懸念される事象が起きているなというふうに感じます。

一方ですが、ワクチンの副反応についてお尋ねをしたいと思います。先ほど、国立市では13.3%、まずは打ちたいという方が予約をされたということが確認できました。やはりワクチンに対する不安をお持ちの方とか、また迷っている方もたくさんいらっしゃるということが考えられます。それで確認したいんですけども、アメリカ等では既に早い時期から5歳から10歳のワクチン接種が行われておりますけれども、そこで発表されている副反応についてどのように認識しているか、確認しているかお聞かせください。

○【黒澤健康福祉部参事】 これは大人も同様の部分がございますけれども、やはり5割以上の方が注射した部分の痛みですとか疲れた感じがあると。また、10%から50%の方に頭痛ですとか、注射した部分の赤み、腫れ、筋肉痛、寒けが出ると。10%以下でございますが、下痢ですとか、発熱、関節痛、嘔吐があるといったことが報告されております。

また一方、心配されておりました心筋炎につきましては、米国では、12歳から17歳の男子に比べますと、5歳から11歳男子のほうが報告数は少ないとされているところでございます。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。心配をされていた副反応、実は12歳以上のお子さんよりも、それよりも小さいお子さんのほうが副反応が軽いと。そういった報告があるということでありました。

先ほどお話しした日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会でも、米国の予防接種安全性監視システム（VAERS）には4,249件の副反応疑いがあり、このうち97.6%が非重篤であった。重篤でなかったとされているわけです。重篤として報告された中で最も多かったのが、発熱だった。そして11件が心筋炎と判断されたけども、全員が回復した。このような報告がされていたこともちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

それから、もう一点だけお聞きしたいんですけども、文科省は学校などの集団接種は推奨しないと

いうふうに通じされました。これはやはりする、しないということへのいじめ等が心配されるので学校での集団接種はしないという。しかし、国立市では集団接種が体育館で行われています。これに関して、どういった状況でこういう判断をされたのかお聞かせください。

○【黒澤健康福祉部参事】 まず、学校での集団接種につきましては、委員おっしゃられたとおり、各学校単位で体育館で行いますと、その関係者しかいないことですから、打った、打たないで差別、偏見の可能性があるとといったこととございます。

一方、体育館におきましては、様々な属性ばらばらですので、そういったことが起こりにくいということと、私ども最初は、小児科さんの個別のみでの接種を考えておったんですけれども、やはりこれはなかなか予約とか、今実際、大人と子供と1回目、2回目、3回目と様々混在している中において、お子さんのワクチンについては大人の量の3分の1の量ということもあることから、これは病院さんのほうも様々大変でありますし、いろいろ混在しますと間違い接種のリスクも増えるということから、数としてやはり足りないだろうと。そういった中において集団接種の日を複数設けることとした次第でございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。やはり間違いを起こさない。ここは大変重要な、リスクを回避するということが大事ですので、そう選択されたことは分かりました。

選択は集団接種しかタイミングとして合わなかったとしても、保護者の方、小さいお子さんと一緒に行って接種するには、やはりハードルがあるかなと心配だと思うんですね。今までの大人の集団接種のようにいかないと思うんですが、その辺何か工夫されたことがありましたらお聞かせください。

○【黒澤健康福祉部参事】 集団接種会場の話になりますけれども、一般の12歳以上の方の場合には、予診を3ブース、予診が終わってから接種、また移動してもらった3ブースといった形を取っておりまして、1日540名の方を基本的に打っていただいておりますが、やはりそれだけスムーズに行くということは考えておりませんで、様々御心配な御相談とかありましたら予診のほうを長く取る必要もありますし、小さいお子さんを抱えて御移動とかも大変ですので、お子さんの集団接種のみに関しては、1つのブースにお医者さん1名と看護師さん2名の3名を配置いたしまして、予診と接種を同じブースで行うといったことを予定しております。また、接種後リラックスをしていただくために、会場では何かアニメのようなもの、動画を流したいと考えております。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。集団接種の会場においても、保護者の方がお子様と一緒に接種をする際にも御心配のことがしっかりと御相談できて、そして看護師の方が2人いらっしゃる。経験ありますけれども、予防接種ってお子さんにとってはちょっと怖くなって泣いちゃったり、いろいろする場面が出るかと思いますが、その点に関しても、お二人きちんと配置をしてくださった。そして、15分間でしっつけ。その後の経過を見るためにも、子供たちが飽きないようにビデオを流してくださる。様々な工夫をいただいていることが分かりました。私からは以上でございます。ありがとうございます。

○【高柳貴美代委員】 陳情者の方々には、今日に至るまで、御説明も丁寧にしていただいて、私も3人の子育てをした母親として、本当に今回の陳情を上げていただきまして、ありがとうございます。

今の当局の御答弁の中からもう一度確認させていただきたいんです。まずは当事者である保護者の方々が、自分自身で最後は選択するということが分かっているんだけど、まずは寄り添っていただきたい。そういう気持ちがあるのだということに関しては、今ホームページのところにもたくさんリンクが張りつけてあるので、そちらを見ていただくということだったんだけど、今後皆様のお

気持ちを受けて、永見市長が、動画によって御自身の、先ほどおっしゃったようなことを動画で流してくださるということで、もう一度確認です。それはやってみようということでしょうか。

○【永見市長】 はい、そのとおりでございます。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。それから、そこで考えて打とうかなどうしようかなと思ったときに、私もいろいろな子供の予防接種のときに、最終的にはかかりつけのお医者さんに相談をして決めようと思いました。それで、かかりつけのお医者様、今回もそうですが、国立市の場合、このコロナ禍の中で本当に医師会の皆様が御協力いただいて、市と本当に一体となっていることをしていただいているという現状がある中で、今回も小児科の先生方、御協力いただいて接種を受けてくださるということでございました。

皆さん、それぞれのお子さんたちがかかりつけ医としてかかっている小児科、内科のお医者様にも、そこでまず御相談をして受けるかどうか決めるということもあると思うんですけども、そちらのほうの各医療機関に対して、国立市のほうからもう一度、その辺のところ、思いをきちっと伝えてくださるということでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 医師会の小児科医会さんとは頻りにやり取りさせていただいております。来週も打合せの場を持っておりますので、その旨、お話しさせていただきたいと考えております。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。先ほど陳情者の方がおっしゃられておりましたが、やはりマスクをして、そして、私も国立版ネウボラということもいつも政策で訴えております、マスクをして赤ちゃんと対応する。マスクがなかった時代とは全然違うんですね。やっぱりこの2年間の思いというのは、私も母親の1人としてとてもよく分かります。だから、アフターコロナが来たときに、それをどうフォローしていくかということも非常に大切だと思っています。

そんな中で、人と人とのつながり、マスクをしていても、皆さんと中でもつながり合えるということをやっぴり大事にしていかなきゃいけないと思っています。国立市も、先ほどからお答えにありますように、医師会の先生方とも小児科医会の先生ともしっかりと、きちっと関係をつくって、そのようにやっていくということが確認できました。

そして、先ほど青木委員のほうからも御質疑がありましたとおり、集団接種においても予診、私も受けてみてそうだったんですけど、最後にそこで先生にいろいろ聞いたかったことを本当に一つ一つ確かめて、それから打っていただきましたけれども、そのような機会をなお一層お子さんたちの接種に関しては力を入れて、また受ける側のお子さんの気持ちに一番寄り添った形で集団接種も考えてくださるということでしょうか、もう一度そこを確認させてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 先ほど申し上げましたとおり、体制も拡充しておりますし、また、すみません、先ほど御答弁漏れてしまったんですが、お子さんの接種については、大人540に対して240だけしか受けておりません。ですから、倍以上の時間をかけて対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。集団接種に関しては、大人の接種の倍の予診の時間を取って、しっかりとそこで保護者の方々とお話をしてから接種に至るようにするということが確認できました。

それから、資料にもつけていただきましたように、マスクのことということもあって、人権への配慮ということを私も非常に重要なことだと思っています。また、国立市におきましては、非常に人

権ということを重んじている色々な政策に、ソーシャルインクルージョンということもしっかりと打ち立てた政策をやっていきたいということでございます。子供たちが、コロナ禍の中でいろいろなじめとか、そういうことがあったときに御相談できるようにということで、ホームページのほうにも、平和・人権・ダイバーシティ推進係というところで載っておりますけれども、こちらのほうにそういったことで御相談があったということはありませんでしょうか。

○【吉田市長室長】 人権の窓口のほうは、当初、コロナワクチンですとか、それから新型コロナウイルス全般に関しての人権相談という形で開かせていただいております。直近は相談としてはまだ頂いていないというところですが、昨年度、様々な職場での人権的な取扱いの御相談ですとか、それからマスク等についてのお話ということも頂いておりますので、基本的には御相談者の方に寄り添うというような形で進めてきているというところですよ。以上です。

○【高柳貴美代委員】 分かりました。それでは、最後の質疑にさせていただきます。永見市長に御質問いたします。今、各部署のことについて、また体制について伺いました。最後に永見市長にお伺いします。

今回の陳情を受けて、陳情者の方々の思いを市長としてはとても強く受け止めたということが先ほどの御発言にありました。そしてまた、市長も御自身のお孫さんのこと、御自身のことも考えているということでございました。そういった中で、国立市が今回の陳情を受けて、今後それを受けてやっていこうということは、先ほどもユーチューブを通じてということも具体的にございましたが、市長のこの件に関する思い、また国立市としては非常に人権を重んじている市だという思いを、今陳情者の方がいらっしゃいますので、端的で結構ですので、思いをお伝え願いたいと思います。

○【永見市長】 シャベリ過ぎると長くなってしまいますので端的に申し上げますが、このコロナが人々の生活や心、これに与えた影響というのは物すごく大きなものがあると思っています。これは人の命を守るということと、それから人間が、人と人とが交わりながら活動をする。そのことで生み出す文化や、あるいは人の成長や、そういった様々な問題が二者択一的に場合によっては求められてしまうみたいな。そして、大きなものを失う可能性があるんだと。だから、そこは大きなものを失わないで、いかに公衆衛生的な安全性も確保しながらやっていくかという、この二律背反的なことを常に求められてきたのがこの2年間であったというふうに感じております。

その中には人権的な課題もたくさんあります。実際には、大人のワクチン接種のときに、先ほど市長室長の答弁もありましたけれども、強制ではありませんと言いながら職場から白い目で見られてしまうんじゃないかと。打たないと、自分はなかなか打てないんだけど、どうなんだろうとか、職場から排除されるんじゃないかというような御不安とかそういう声もありました。

あるいは、これは架空じゃない実際の話なんですけど、市のほうに相談があったのは逆の例です。ある子供たちの教育機関で、教育方針として、子供の育ちは顔を見ることで、その関係を大事にすることで積み上げられていくから、その過程ではマスクをしないということを教育方針で取っている教育機関もありました。その保護者から逆に、市として非常に危険だからマスクをさせてくださいと。そういうふうに働きかけてくださいと。何とか調整してくださいというような御相談もありました。価値観はそのぐらいに様々な価値観があって、そして、それについての解決を色々模索してきたというのがこの2年間だったと思っています。

そして私、一貫してユーチューブとかジェイコムさんでも申し上げているんですけど、コロナで失ってはいけないものが、大切なものがあるということを皆さん、お互い確認し合いたいというこ

とを常に申し上げ続けてきました。一方で、感染した人に対しては、最大限のというか、行政でできる最高に近い形で保健センターをはじめ、自宅療養支援の体制を築くなり、そして決して自宅で亡くなる人が出ないように最大限の配慮をしなきゃいけないということを取り組ませていただきました。

その上で今日の陳情を頂きまして、まだまだ私たちの、あるいは私のこの国立市政の思っている方向が多くの方に届き切っていないんだな。決して差別や排除をすることを前提にしたコロナ対策をやっているわけではなくて、可能な限りそういうことに寄り添いながら、しかも安全性を確保しなきゃいけないということを両立させていこうということが市政の基本方針。様々な方の御意見も必要に応じてといいますか、求めに応じてはお聞きをして、あるいは市の必要があればお聞きをして、そして政策の中に生かしていきたい。こんな気持ちでやってまいりました。これからもこの方針は貫きながら、ウイズコロナ、アフターコロナを市民の皆様と一緒に乗り切っていく。こんな思いでありますので、ぜひ御理解いただけたらと思っております。以上です。

○【高柳貴美代委員】 私からは以上です。

○【望月健一委員】 よろしく申し上げます。こういったワクチン接種とか医学的なものというのは、答弁の中にもございましたけど、当局側も議員側も、医学的専門性がない中で質疑を行わなければならないという難しさを非常に感じております。ましてや保護者の方にとっては、さらに重い負担がかかっているのかなと思っております。これはやはり、さらに、これは意見にとどめますけど、国に対してはしっかりと、きちんと見解を述べるようにということは要望すべきだと思っております。

その上で質疑に移りますけども、陳情者さんの言葉の中で、失われたことのほうが大きいという言葉がありました。私もこの2年間、かなり様々な方と接する中、今までできていたことができなくなったりと、かなりありました。ましてや成長期にある子供たちにとっては、やはりその部分、私たちの1年と、大人の1年と子供の1年って違うと思います。そういった中で大切な1年間が失われてしまうというのはやはり、しっかりこれは市全体としても、私たち議会としても考えていかなければならないと改めて思いました。

そこで質疑させていただきますけども、私、かねてから子ども基本条例の制定ということを議会を通じてお願いしてしまして、それは当事者の声をしっかりと大切にしてほしいという思いで言っています。この場合であれば、ワクチン接種とかで問題があれば、子供であり保護者の声をしっかりと受け止めてほしい。そのためには、こうやって勇気を出して陳情を出していただく。そこに至らせるまで、ある意味、追い詰められての行動だったかもしれません。その前にしっかりと教育委員会なり、子ども家庭部が出向いて保護者の声を、子供の声をしっかりと受け止めるべきだと思っております。それがなくしてソーシャルインクルージョンを語るのは、まずそこから、すみません、言葉はちょっと、まずそこから始めてほしいと思っております。

質疑いたします。これは教育長に、まず教育委員会にお尋ねしますけども、市長はかねてよりタウンミーティングでコロナ禍における子供の問題を市民の方と話し合っております。できれば教育長におかれましては、各小中学校に出向いてその保護者の声、その学校に通う保護者の声を下からの民主主義、しっかりと声にならない声、失われたものはそれぞれ違うと思います。例えば私のところにも、学びの保障をしてほしいという声が届いております。そういったものも含めて、今、保護者の方が、または子供たちが、どういったものが失われてきたというのをやはり感じ取る機会が私は必要だと思いますが、教育長いかがですか。

○【雨宮教育長】 私が例えば各学校へ伺って御意見をまたそこで伺うというような取組、これは正

直申し上げてまだやってないというような状況でございます。今御提案があったようなことに関しまして、どのように工夫してやればいいのかみたいなことは、多くの人があまり集まるのはよくないとかいうようなことがある中において、様々な手法も考えられると思いますので、今の御趣旨を実現できるようにやってまいりたいと思います。以上でございます。

○【望月健一委員】 まずは教育長から答弁いただきました。子ども家庭部長、入っていませんか。入っていませんか。来ましたね。

○【住友珠美委員長】 じゃ、ちょっとお待ちください。

○【望月健一委員】 幼稚園、保育園を所管する部署である子ども家庭部長、子ども家庭部長には子ども基本条例の制定に向けて子供たちの声を聞き取っていただく作業をしていただいております。今回、コロナ禍でこの2年間において、どういったことが御不安なのか、どういったものが子供たちの成長にとって失われてしまったのか。多様な保護者の声、それをしっかりと子ども家庭部が各幼稚園、保育園に出向いて保護者の皆様の声を聴くべきと考えますが、子ども家庭部長の答弁を頂けませんか。

○【松葉子ども家庭部長】 保護者の声を聴く方法、手法としては、1つにはこれまで園長会等を通じて、各園長先生から園の状況等を聞いた中でお話を聴くというようなことはこれまでもしてきております。全園回るかどうかという部分について、例えばまず公立を回らせていただいて、そういう懇談会みたいな機会を設けるのか、アンケートのようなものをやるという手法も1つかと思います。また、子ども家庭支援センターのほうでも子育てひろばがございますので、そういうところで保護者の方々とお話をして声を聴くというような機会、手法については様々あるかと思いますが、検討してみたいと思います。

○【望月健一委員】 よろしくお願ひします。今、子ども家庭部長からアンケートという手法もあるということも答弁でありました。私は直接出向く方法が1つ、またアンケートという方法も1つ、これ両方やってほしいと思っています。改めて教育長に伺います。そういったアンケートという手法も含めて検討できませんか。

○【雨宮教育長】 今、子ども家庭部長、アンケートというようなこともありました。例えば、私が出向くといった場合に、何月何日の何時でやりますよと言ったら、そこに都合のつかない方がいらっしゃる場合もあると思うんですね。その日に来てくださいというのはどうなのかということもありますし、それを補う方法としてアンケートというようなこともあろうかと思いますが、それら、またほかの方法もあるかもしれません。いろいろなことを考え、工夫する中でやってまいりたいと思っています。以上です。

○【望月健一委員】 ごめんなさい。もう一度、再度質疑しますね。アンケートはやってほしいんです。もちろんやってほしいんです。本当、様々な声あると思うんです。高柳委員への市長の答弁のように、様々な市民の中でもあると思います。ここで本当にお願いしたいのは、教育長が行くことに意味があると思うんです、私。国立市は、一人一人の保護者、一人一人の子供たち、児童生徒を大切にしている。そういったことをしっかりと、市の教育行政のトップである教育長が出向いて、短時間かもしれません。当然、感染予防ということをしなきゃならないですから、方法は難しいというのは分かっています。しかし、ここに来て勇気を出して陳情して下さったことを感謝しています。しかし、ふだんは声を上げられない保護者もいるかもしれません。そういった方々の声も含めて、国立市、狭いまちですけども、市役所まで、教育委員会の3階まで行くことが難しい保護者も、仕事の都合とかでいるかもしれません。やはり教育長が、または市長が行くことに私は意味があると思うんです。再

度答弁を求めます。

○【雨宮教育長】 御趣旨を真摯に受け止めてまいりたいと思います。以上でございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。ちょっとこれ、一応、資料ということで頂きました。本来これは質疑していいか迷う部分なんですけど、あえて質疑します。

他の市のマスクに関する情報提供を頂きました。私、冒頭で申し上げたように、医学的知見がないので、これをどうしろと言いつらい。どうしろと言えないんです。僕、専門家じゃないので。今後、教育委員会として、子ども家庭部として、市の医師会の先生方、できれば何人もの先生方に専門的知見を伺いながら、こういったマスクの問題提起がありましたので、やはりこれは調査研究をしていただきたいと思います。そうしないと、仮にこういった陳情が別の期の議会で上がってきた場合に、我々判断できないんですよ、医学的知見がないので。医師会が、または小児科医の先生方がどう思うか。または厚生労働省の先生方がどう考えているか。そういったものをしっかりと調査研究していただきたいと思っていますが、いかがですか。

○【松葉子ども家庭部長】 小児科医の先生方のことに関してちょっとお話しさせていただければ、これまで第6波まで来る中で、徐々に感染者が拡大すると保健所の機能が果たせなくなるということで、感染者の追跡ということができなくなるというような状況の中で、国立市は小児科医の先生方と連携を図る中で、独自で濃厚接触者の定義等を感染拡大防止のためにやっていただきました。その際には、小児科医の先生方と今、オンラインの会議等も含めて定期的にお話をする機会を設けさせていただいております。ですので、その場で、今回こういうようなお話があったということはお伝えした中で、どんなお話ができるかというのは、小児科医の先生方と継続してまたお話しできればというふうに考えます。以上です。

○【望月健一委員】 以上です。

○【石井伸之委員】 まずは、陳情第6号提出者の皆様には、非常に考えさせられる陳情を提出いただきまして、誠にありがとうございます。そういった中で、こちらの新型コロナワクチン接種についてのお知らせ、この中の部分からちょっと質疑をさせていただきたいと考えております。

その中で、開きますと、中ほどの右側、御相談先などというふうには書かれておまして、その中で、ワクチン接種全般に関するお問合せというような形で国立市新型コロナワクチン予約・案内センターというようなところで電話番号が載っております。この中で、ワクチン接種、不安に関する声というようなものがどの程度入っているのか。先ほどの答弁ではあまり入っていないような答弁があったかと思えます。もう一度再確認で恐縮なんですけど、この点、お聞かせください。

○【黒澤健康福祉部参事】 こちら、先ほども御答弁申し上げましたが、今回の5歳から11歳の接種につきましては、いわゆる反対をされる方からの御意見は入っておりますけれども、特段、迷われているといった御相談、本当に御相談ですね、そういったものは入っていない状況です。1件似たようなお話というのはあるかもしれないんですけども、予約をされていた方が、かかりつけ医と御相談した結果、まだいいんじゃないのと言われたということで、やっぱり今回見合わせますといったキャンセルの御連絡は頂いたところでございます。1件だけございました。

○【石井伸之委員】 ありがとうございます。状況を教えていただきまして、ありがとうございます。

そこで、もう1つ上の段に、東京都新型コロナウィルスワクチン副反応相談センターがございまして。東京都に様々な情報が入っているかと思うのですが、そういった情報のフィードバックというのは国立市には来ているのでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 いわゆる副反応疑い報告があった場合には、後日こちらに戻ってくることはあるんですけども、例えば国立市民の方からこういう御相談がありましたよといったようなフィードバックはないところでございます。

○【石井伸之委員】 分かりました。じゃ、取りあえず、ということは、そういった形で国、また厚労省のほうからもそういった情報は適宜、国立市として受けているという状況でよろしいでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 先ほど来話がある、例えば本当に町場の市民の方で御不安を抱えていらっしゃる方はたくさんおられると思うんですけども、そういった方々のお声が全部届いているかといえそうではないんですが、市に来ている分については当然把握をしておりますし、必要な報告は都から受けている、そんな状況でございます。

○【石井伸之委員】 ということは、こういった陳情が上がるということは、不安には思われているけどなかなか声が出しづらい、またどこに相談していいのかわからない、こういった部分がこの陳情の中に見え隠れしているように感じました。

そういった中で、ではそういった不安の声に対して、ソーシャルインクルージョンとしての考え方を見ますと、やはりどれだけ寄り添えるかが一番重要ではないかなというふうに感じております。そういった中で、今後になってしまうのですが、こういった不安に対する声にどうやって寄り添っていくのか。もちろん先ほど市長が、しっかりと市長としての言葉を動画で発信していくということは非常に大きな効果があると思います。また、そういった中で、では、不安の声をどのように受け止めていくのか。この点について、もし今現状で何かお考えがあれば、御答弁ください。

○【大川健康福祉部長】 まずは、せっかく市のほうに、どこの部署にしろ、お声を出してくださった場合に、それをしっかり聞くと。聞くは、ただ単に聞くではなくて、きちんと受け止める姿勢を持って聞くと。ちゃんとお相手の方が、自分の話を受け止めてくれたというふうに思えるような対応をきちんとその場でしなければいけないと。そこで結論が出る問題もありますけれども、そうじゃないことのほうが多いと思いますので、やはり時間がかかっても、繰り返しても、その方とそういった時間を大事にするつもりでこちらは対応させていただくということに尽きると思います。

○【石井伸之委員】 御答弁いただきありがとうございます。大川部長は本当に傾聴力に定評のある部長というふうに聞いておりますので、やはりそういった不安の声を聞くという部分、非常に大事だと思います。ただ、聞くところに対して、では、この陳情項目3行あります。最後に、リスクとベネフィットの両面から判断できるようにしてくださいという、この判断という部分が私は非常に難しいなというふうに感じております。判断ということと言い切られると、つまり100%の判断。ただ、それでも不安に思う声。その部分と恐らく相当せめぎ合いがあつて、この陳情は構成されているのではないかなというふうに感じました。

そういった中で、その判断に極力寄り添うための不安の解消に向けて、その部分についてもう一段恐縮なんですけど、御努力いただきたいのです。その点はいかがでしょうか。

○【大川健康福祉部長】 やはり判断というのは非常に難しいものでして、仮に市の職員と保護者の方がお話ししたから判断ができるということではないというふうに考えております。先ほど来、答弁にもありましたけれども、やはりかかりつけ医の先生の御意見もしかり、いろいろ調べて知り得た知識や情報もしかり、いろいろなことを総合的に並べた上で、その中で選択を迫られるというようなことでありますので、決してそこを一足飛びに決めちゃいましょうとか、早く決めましょうとかそういうようなことではなくて、やはり親御さんの使う時間を共有しながら丁寧に段階的にやっていくとい

うようなことで、かえって労力や時間がかかるかもしれませんが、それはあえてかけるつもりでやっていくというようなことが必要なんだというふうに考えてございます。

○【住友珠美委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、ここで委員外議員の発言を許します。上村議員。

○【上村和子議員】 慎重審査を聞かせていただきました。通告しておりまして、市長、教育長に対して、コロナ禍の中でのワクチンを含めた保護者の声、本日たくさん出たと思っております。

私が心に残ったのは、保健室でマスクを外していいよと子供が言われなかった。30度の日にランドセルを背負って真っ赤な顔をしてマスクをして帰ってきて熱中症を起こした。そして本当は、その年齢に応じて人との接触が健やかな成長に必要なのに、この2年間その機会が奪われていた。このような積もり積もった不安の声が出されました。子供というのは、マスク外していいよと言われないと外さないんだなということに気がつきました。だから、大人が気がついて、苦しくしていたら、マスク外していいんだよと言える自然な関係が学校の中でもう消えているという告発ではないでしょうか。

私は、本日の陳情筆頭者は当事者であります。当事者の陳情を国立市議会は重く受け止めております。今回、この福祉保険委員会の委員の質疑を聞いていても、そのことは伝わるかと思えます。このような声をちゃんと聞いて、そして、その保護者から見えてくる子供たちが、今学校の中でどういう2年間を過ごしてきたのか。そこに思いをはせて、今回のワクチンに対してどういうアクションを、行動を起こさないといけないのか。これ以上親を不安にさせてはいけません。基礎疾患があつてワクチンを打つことを選択した。その親にも、そして悩んでいる親にも、安心して悩んでいいですよ。打たないと決めた親に対しても、打たなくて大丈夫ですよ。万が一かかっても、これくらいの今治療はできますから。今必要なのは、保護者と子供に対して不安をあおる情報ではなくて、安心させるための情報を積極的に出すことだと。これが今日の陳情で私は心から思いました。

今回、陳情筆頭者をはじめ、私は陳情することの苦しみをずうっと聞いてまいりました。苦しみがら出したのですよ。泣きながら出てきたんですよ。そうやってなぜ親がそこまで苦しんできたのか。子供の悲鳴に聞こえませんか。そういう声を拾わないといけない。拾ってきたって、多分拾ってきたつもりだし、拾ってこられたと思いますが、私は今日の陳情の訴えというのは、本当に子供が見えました。保健室でマスク外していいよという学校にしていかなきゃいけない。これを今市がやらなきゃいけない。教育委員会がやらなきゃいけないんですよ。

だから、まずはいろんな委員さんから、市長の思いとか教育長の思いとか今たくさん出て、思いは分かったけど、学校現場と保護者にそれを伝えていかなきゃいけません。望月委員もそうやって聞いてくれました。みんな聞いてくれた。私は、まずは、今日時間もあまりありませんでした。保護者の方々、陳情筆頭者だけではありません。今回、勇気を持って、2年間を含めて訴えてくれたこの保護者の方々の声を、市長、教育長、人権担当部長、一回じっくり聴いたらどうですか。このことについてお伺いいたします。

○【永見市長】 時間がありませんので、端的にお答えします。私自身、こういう訴えをお持ちの方のお気持ちとかお話とか、今後も聴き続けていくというふうに考えております。ぜひそういう機会をつくれることを願っております。

○【雨宮教育長】 私も市長と同じということで結構でございます。

○【松葉人権・平和担当部長】 市長、教育長が申したとおりですので、私どももそのような対応を心がけていきたいと思えます。

○【上村和子議員】 今回、陳情筆頭者が保護者ということで、私も初めてその思いを、この1時間とかでは語り尽くせないことがたくさんあると思えました。ぜひ3人さん、市長、教育長、それから人権担当部長、それ以外の関係者、全員そろった場で保護者の声をじっくり聴く機会をつくってください。これはお願いしておきます。

○【住友珠美委員長】 質疑を打ち切ります。
ここで昼食休憩と致します。

午後0時4分休憩



午後1時5分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。
意見、取扱いに入ります。石井伸之委員。

○【石井伸之委員】 本陳情第6号については、不採択の立場で討論いたします。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関して、日々刻々と情報が変化する中で、市民の皆様に対して、厚生労働省の情報を適切に提供するために、国立市が大変努力をされているということが質疑の中で分かりました。ワクチン副反応由来という因果関係が証明され、間違いなく副反応であるとの情報が提供されるまで時間がかかるというのは、そのとおりであると感じております。

そういった中で、とある印刷物が国立市内で頒布されたとの話がありました。その情報が、厚生労働省の提供する部分とは違いがあり、市民の皆様の不安が増大するというのはいかなるものかと感じております。3月14日時点の5歳から11歳におけるワクチン接種状況として、9割弱の方はワクチン接種予約をしております。ワクチン接種に少しでも不安を感じている方は、予約をせず、ワクチン接種をしない状況にあるとの答弁がありました。黒澤部長の答弁と同じく、私も不安を感じている際は接種をしないという考え方、それでよいかと思えます。

本陳情において最も気になる点は、こちらは陳情項目の3行目、さらに一番下に「リスクとベネフィットの両面から判断できるようにして下さい」と書かれておりますが、どこまで情報を提供しても不安に思われている100%の方が、100%判断できるようにすることは不可能に近いのではないかと感じておりました。だからといって、国立市として、市民の皆様が不安に感じられる部分について寄り添い、適切な情報提供に向けて努力をしていくということは、先ほどの答弁でも確認をされたかと思えます。

特に、永見市長の発するメッセージというのは非常に大きな部分があると思えます。高柳委員の質疑の中で永見市長が答弁をしていただきました。国立市の動画配信等で、市長自らがメッセージを持って、不安に思われている方に対して寄り添い、そして、ワクチン接種に対して、今考えられていること、思われていること、そして不安に思われていること、こういったことを適切に発信していただくことによって、そういった市民の皆様への不安に思う心を少しでも和らげるため努力をされると、そういった答弁がありました。私は非常にすばらしい答弁だったと認識をしております。また、その後、大川健康福祉部長から判断に迷う方々に対する不安、そういった不安の思いに対して寄り添って、そして、適切に不安の思いを聞いていく、まさに傾聴していく、そういったところから少しでも不安の解消に向けて努力をしていく。その方向で、少しでも判断に近づくことができるようにという形の答

弁がございました。私も、ぜひともそういった形の努力をお願いしたいと思います。ただ、しかし、本陳情にあります完全な判断、100%の判断までは非常に難しいと考え、私は本陳情に対しては不採択と致します。以上です。

○【石井めぐみ委員】 本陳情は不採択の立場で討論させていただきます。

まずは、陳情者の方におかれましては、保護者の立場から、お子様の大変厳しい現状を丁寧にお話しいただきましたことを感謝申し上げます。やはり当事者の話というのはとても大切なんだということを改めて感じました。子供へのワクチン接種に関しては、これはNHKの番組で取り上げられたり、あと、ネット上でも様々な情報が飛び交い、逆に情報の多さゆえに迷ったり、不安に思ったりしている保護者の方も多いのではないかと考えています。

この陳情を頂いたことで、改めて国立市の担当部長から大変丁寧な御答弁を頂きましたことで、私自身も安心した部分がございます。陳情者が陳情事項として御要望されている、保護者が参考にできる正確な情報というところでは、これは国立市が接種券に同封している、厚労省が発表している5歳から11歳のお子様と保護者の方へ新型コロナワクチン接種についてのお知らせという冊子がとても分かりやすかったと思っています。同封されたものは白黒の印刷だったようですが、厚労省のホームページには、もともとのカラーの冊子がPDFでもって掲載されています。こちらは、子供と一緒に読んだり考えたりできるような配慮もされていますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

一方、テレビの番組では、重篤化しないと言われている子供でも、新型コロナに感染した場合には様々な後遺症が発出することについても取り上げられていました。昨年9月に発表された世田谷区の調査によると、感染歴のある人のうち、10代で30.2%、10歳未満で14.3%が後遺症と見られる何らかの体調不良を訴えていると言います。感染しても軽症や無症状で済むことの多い子供の後遺症は、家庭内で見落とされることもあり、倦怠感や頭痛、息苦しさ、思考力の低下などの心身の不調をうまく訴えられずに苦しむ子供や不登校につながってしまうケースもあることが報道されていました。陳情事項には、「ワクチン接種後の重篤副反応の事例とその報告数、死者数等を国立市として提示し」と書いてあります。ワクチンの効果や副反応についての情報を提示するなら、これらコロナ感染後の後遺症などの情報も丁寧に伝えることが必要だと考えました。

また、陳情者のお話で、長きにわたるマスクでの生活や運動会や給食での黙食、イベントの中止などが子供の心や体に大きな負担をかけていることがよく分かりました。委員の質疑を聞きながら、ワクチン接種の是非ということも大切ですが、それより、むしろ失われた子供の日常生活を取り戻すことが何よりも大切だと感じました。日常を取り戻すためにも、ワクチン接種は1つの大切な選択肢であると考えます。マスクを外し、友達と気兼ねなくおしゃべりしたり、楽しく給食を食べたりするために、何より新型コロナウイルスの感染症、これが一日も早く終息してくれることを心から願っています。以上で、本陳情は不採択とさせていただきます。

○【青木淳子委員】 それでは、討論させていただきます。

このたびは陳情を御提出いただき、大変にありがとうございました。この2年間、子供たちが心身ともに、どれほどのストレスを感じ過ごしてきたか、未来に羽ばたく種となる機会を失ってきたか、そして、それを見守ってきた保護者の皆様の切実な思いをお聞きして、本当に涙の出る思いで聞かせていただきました。

子供たちの未来を育むために、大人たちは全力で応援していく責任があると強く感じました。そして、この陳情を提出いただいたことで、私自身、オミクロン株流行に伴う小児の新型コロナウイルス

感染症の臨床症状や重症度の変化、発症率や死亡率、5歳から11歳のワクチン接種における安全性や副反応など、WHOの疫学的最新情報や、2022年3月16日発表の日本小児科学会、予防接種・感染症対策委員会の報告、そして、1月26日、2月10日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料などを読み、深く考える機会となりました。改めて、このような期待を頂いたこと、心から感謝を申し上げます。

国立市においても、3月14日から5歳から11歳の子供へのワクチン接種が始まりました。他の世代の接種状況と比較すると、5歳から11歳の接種に関しては、先ほど13.3%の予約ということが分かり、保護者の方々が、慎重に判断されて予約をされていると感じました。努力義務は適用されていないことに関しても、考え方を御理解されているのだと感じました。しかしながら、どうしようかと迷われている方も大勢いらっしゃることも、つらい思いでいらっしゃる方も、本日の陳情者の方のお話からよく分かることができました。

新型コロナウイルスの感染症は、正しく知って正しく恐れることが肝要だと思います。それは、ワクチン接種も同様だと思います。いたずらに不安をあおることなく、確かな情報を理解し、広めるとともに、一人一人がお互いを思いやり、新型コロナウイルスやワクチン接種と冷静に向き合い、判断することが大切であると思います。新型コロナは子供においては、確かにほかの世代よりも重症化するリスクは低く、オミクロン株に置き換わったことで、そのリスクはさらに低下しています。ただ、それでも一定数は重症になり、オミクロン株の爆発的な拡大により、重症化は増加傾向にあることは大変懸念されることであります。たくさんの学校や幼稚園、保育園の休業や休園となってしまったことは、子供たちにとってもさらにつらい状況ではなかったかと感じました。

国立市において、5歳から11歳のワクチン接種対象者保護者に対して、確かな正しい情報を提示しているかどうかについてですが、接種券と一緒に送られた中には、国立市独自に作られたお知らせに、努力義務についてQ&Aできちんと説明されていました。また、厚労省のお知らせも同封されており、子供に対する新型コロナウイルスワクチンに関する厚労省のホームページに飛ぶよう、QRコードが掲載され、見たいページにすぐアクセスできるようになっていました。国立市のホームページ、5歳から11歳のワクチン接種に関するページには、努力義務に関しては、そこをクリックすれば厚労省のホームページに行くようになっていました。ただ、小児接種Q&Aやお知らせは一番下にありましたので、見やすいように、上のほうに位置を変えていただきたいと思います。

厚労省ホームページの新型コロナワクチンQ&Aで、新型コロナワクチンの疑問を専門家がコラムで解説しますの第12回、3月14日の最新版に、川崎医科大学小児科学、中野貴司教授のコラムが掲載されています。5歳から11歳の子供への新型コロナワクチンの効果、副反応と、接種に関する小児科の専門医としての考え方とともに多くの参考資料も掲載されています。ワクチン接種を慎重に考えられている保護者の方への確かな情報、判断材料になると思いますので、国立市のホームページに掲載していただき、ラインやツイッターに投稿していただくことを要望いたします。

また、先ほど市長から、市民の皆様思いをユーチューブで発信していただくことも確認できました。きっと市長の思いが、市民の皆様が届くと強く確信をしております。

接種の方法は個別接種と市民体育館での集団接種と、2つの方法があります。市民体育館で集団接種と、個別接種の場合はかかりつけの先生であり、市も継続的に意見交換しているので、しっかり今日受けた保護者の方の御心配など、お話しできると思いますが、集団接種では直接接種するドクターに御相談をできると考えますけれども、ぎりぎりまで迷って接種会場に来られた方も多いと思います。

接種人数も半分にし、看護師の方も2人増員され、小児科医の先生が当たられると聞きましたが、接種会場に来られた方に、来られたのだから大丈夫と思わずに、まずは保護者の方のお話をじっくり聞いていただくよう、丁寧に対応を集団接種会場の小児科医の先生にもお願いをしていただきたいと思います。

さらに重要な点は、接種の有無による差別やいじめ、中傷、非難が絶対に起きてはならないということでもあります。先ほど教育長、そして子ども家庭部長から、そういった報告は受けていないとのお話がございましたが、現場ではどういったことが起きているか、まだまだ調査する必要がある。教育長や子ども家庭部長もアンケートを取ってくださったり、子供たちの声も聞いてくださるということでしたが、しっかりと丁寧に対応していただきたいと思いますし、学校や幼稚園、保育園で絶対に起きないように、子供たちは当然のことながら、保護者や教員に対しても徹底をお願いしたいと思います。接種を選択した方も、接種を迷われている方、接種をされない方、全ての保護者に今後も寄り添った対応をお願いし、不採択の討論とさせていただきます。

○【古濱薫委員】 陳情者の方の不安なお気持ちには大変共感を致します。この2年間、コロナ禍で子育てしてきまして、大人だって窮屈なこと、つらいこと、しんどいこと、何より感染防止の名の下に様々な制約がある中、子供に負担をかけてしまっているのではないかと常に不安な気持ちでの子育てだったと思います。それらはセンシティブな内容にも感じられ、周りの仲間と共有するのも難しく、また、マスク着用等を学校に相談しても、そう決まっていますからという対応を受け、悲しい思いもした、どんなにか寂しく、どうしていいかわからず、つらい思いをなさってきたか、お気持ちはお察しするところです。

マスク着用、社会的距離を取る、集うことを控えるなど強いられ、これで子供が子供らしく育つことができるだろうか。コロナ感染症にかかることよりも、もしかしたら、心と体に悪いんじゃないだろうか、失ったものの大きさ、不安でいっぱいだったことと思います。誰もが初めて直面する感染症に対して、みんなが手探りの中、努力をしてきた、これは本当に知るころであります。ルールやマナー、子供たちは大人と違って本当によく守ります。言うことを聞きます。子供同士でコロナに感染したらいけないと声を掛け合い、頑張っています。マスクを外すと怒られるからと萎縮してしまった子、熱中症になるまでマスクを外さずに頑張ってしまった子もいたと陳情者から聞きました。私も学校と学童保育等でマスク着用について指導が異なり、学童へ行きたくないというお子さんの声を受け、2021年9月の定例会においては、一般質問を行い、同時にマスクで大人の表情を見ずに育つ子供たちの心の育ち、これも大きな問題だと指摘し、教育委員会と共有を致しました。

ワクチン接種に関しては、私の周囲ではもちろん、安全性に疑問だとか、子供にも必要なのだろうかという不安の声のほかにも、同居の家族には疾患のある人がいるから、感染させないようになるべく受けたいですとか、子供がふだんから感染防止に積極的なので、接種することも自然に受け入れたですとか、また、12歳になるとワクチンの量が増えるので、今のうちなら子供用で、3分の1の量のもので済むから今のうちに受けておきたいと、様々御意見聞いております。

私の考えでは、子供にとっては、接種はしなくてもいいと思います。ただし、これはコロナがただの風邪だったり、ワクチンの危険性が高いからそう言っているのではありません。コロナはただの風邪ではありません。少なくとも私は大人ですが、陽性になったことのある私にとっては、インフルエンザよりも重たく、熱が下がってからも苦しく、丸3週間はつらい思いをしました。これからどんな後遺症があるかも分かりません。人類にとって未知の病気、子供は軽症だからいいとか、未知のもの

に対して私はそんなことは申し上げられません。できるだけ子供も高齢者も、誰もかからないほうが良いと思っております。

ワクチンの危険性については、私は学者でも研究者でもないですし、幾ら勉強して情報を得たところで、高度な知見のある専門家でも様々な意見があることを、安全だ、危険だと決めることもできません。では、なぜ打たなくていいかと申し上げたかといいますと、保護者がそう決めたならということです。幾ら子供の考えを尊重しても、決めるのは保護者です。だから接種を選んでも、しないことを選んでも、私はその選択をした保護者を絶対に応援します。19年前、私も子供に乳幼児定期接種するのに大変不安でした。後遺症が残ったらどうしよう、打ったことで、この子の一生が狂ってしまうのではないかと保健センターの保健師に相談しましたら、打たないなんて信じられない。もし打たないで病気にかかったら絶対にほかの人にうつさないようにときつく叱られました。国立市での出来事です。本当に子供を抱いて泣きながら帰りました。小児科医の意見も様々でした。打つべきだという医師、全部打たないでもいいけれど、これとこれはお勧めだと教えてくれた医師。もし打たないのなら、子供自身がこれは打っていないと分かっていたほうが、何かほかの病気になったとき、治療の参考になると具体的なアドバイスをくれた医師もいました。

子育てをしていると、残念ながら用意された正解はありません。我が子のためには、選択の連続です。陳情者の方もおっしゃっていましたが、何を食べさせるか、どんな声かけをしたらいいのか、それこそ予防接種していいのか、幼稚園や学校に行きたがらない、少しぐらい強く言って行かせるほうがいいのか。気持ちが向くまで放っておくのがいいのか、どうしていいか本当に分かりません。私たち保護者にできることは、何が正解かを市に求めるのではなく、自分のした選択を正解にしていくことではないでしょうか。私はこれを信じ、子供に与えました。思った結果と違うことになるかもしれない、後悔することもあるかもしれないけれども、そのときは子供のために全力を尽くしますと、そのときは周りに助けも求め、子供の力を信じ、この子の最善を尽くすと覚悟して選択をする、仕方ないことですが、ほかに誰も決めてくれません。誰のせいにもできない局面が、参事でさえ接種を我が子のためには迷っていると声がありました。そんな局面が子育ての最中にはあります。

市には、そのための科学的知見に基づいた公式の情報提供、保護者への応援、寄り添いを行うこと、差別のない社会であること、また、学校や学童保育、子供たちの場所ではマスクを外す時間があるのもよいと思います。信頼され、困ったら頼りにされる市であってほしい。これらに全力で取り組むことを要望します。また、市に声が届いていないことは、そういった声が保護者のほうからないからではなく、受け止めができていない、つかみとれていないのだという謙虚さを持っていただきたいです。民間のことを例に出しますが、商品に対するユーザーの声はどうだったか、拾えているかと。いや、ないです、我々にニーズなんて寄せないでしょう、そもそも、という姿勢だったら、企業としてどうかと思います。ユーザーのニーズは取りに行くものです。役所は企業ではありませんから、しかしながら、そういったセンスも持っていないのではないかと私は思います。

私は全職員の方が、市民の方の声、ユーザーの声を待っているんだと、そういうものだと思っていました。困っていたらどうしたのと、小さな子だって声を掛け合います。この陳情が出る前に相談に来ていただけていたら、市に相談したらどうにかなると期待を寄せてもらっていたら、期待を寄せてもらえていたら、参事でもいい、子ども家庭部長でもいい、健康福祉部長でもいい、私も私に寄せていただけたらと悔しい思いです。そういった声をキャッチできず陳情に至ったことは、ぜひ残念に感じていただきたいです。

陳情書の中の趣旨文中には不正確な部分もあり、それらは陳情者の訂正と質疑で、どんなことを言いたかったのかということとは分かりました。このような形式の書面づくりで完璧を求めるのは、普通の市民の方にとっては難しいと考えますし、そこまで求めると議会へ関わることへの委縮にもなりかねませんので、私は陳情事項の3行について、市が適切な情報を示し、保護者の応援、寄り添いをしていくことに反対を致しません。陳情第6号は採択です。

○【望月健一委員】 討論いたします。まさに今、古濱委員がおっしゃったように、企業であれば顧客のニーズを取りにいくという点、大変私も同感いたします。その上で、本陳情に関して、討論いたします。

まず、市長に対して、ユーチューブでのメッセージを發するという点がありました。当然お考えなのでしょうけども、市のホームページの中に、既にこういった記述があります。そのまま読みます。市では、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の3条において、何人も人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、職業、年齢、被差別部落出身、その他の経歴等を理由とした差別を行ってはならないと定めています。また、新型コロナウイルスのワクチン接種に関して本人の同意が必要であり、強制されるものではありません。さらに、持病等の理由からワクチン接種を受けたくても受けられない方がいらっしゃいます。職場や学校、周りの方などに接種を強制したり、接種をしないことで不利益な取扱いが行われることのないよう、御理解のほどお願いいたします。新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別、偏見、いじめ等があるとはなりません。正確な情報を入手するように努め、冷静な行動をお願いいたします。

一方で、陳情者が求めているように、保護者が参考にできる正確なアナウンスも必要だと私は考えます。では、正確な告知とは何か、客観的な情報、事実に基づく判断材料は何か、そういうことをしっかりと考える必要があります。これは、さきにも質疑で述べましたように、医療の専門家ではない市当局、議会においても判断が難しい問題であります。また、医師においても意見は様々です。ではどうするのか。医師という専門家の集合知はどこにあるのか、そういったことを現段階においては判断材料とすべきであります。厚生労働省、そして小児科学会が5歳から11歳の子供のワクチン接種に関して考え方を発表しています。こうした厚生労働省や小児科学会に関するワクチン接種の考え方を参考にし、市のホームページに掲載するとともに、仮に市長がアナウンスするのであれば、そうした情報もぜひ参考にさせていただきたいことを、まず、強く要望します。

また、ワクチンの有害事象、副反応に関する情報提供に関してするのであれば、情報を加工せず、厚生労働省の情報をそのまま掲載することを要望いたします。

陳情のタイトルである5歳、11歳の子供への新型コロナウイルスワクチン接種、保護者が参考になる情報の告知を求める点には共感を致します。厚生労働省、小児科学会などの医学の集合知の情報を成立される中、ワクチン接種のプラスの面、マイナスの面、保護者が分かりやすいように情報提供、これは、結果としては厚生労働省のページ、小児科学会のページをそのまま多分現行は張るということになると思いますが、そういった情報をお願いいたします。

また、陳情者からはコロナ禍における子供たちが失ったものに関して意見がございました。私も保護者の方から御不安な御意見を様々頂きます。ここで、強く本当にお願いしたいのが、保護者、子供の意見がどんなものであれ、それをまず受け止めてほしいということ。例えば、コロナ禍が始まった頃、保護者の意見として——これは私の意見とは違うということを申し上げて、お伝えします。その保護者の意見は、コロナ禍が始まった頃、感染が出た学校名を公表してほしいというものでした。

私はこれとは違う意見を持っています。公表すべきではないという意見を持っています。しかし、一方で、それを単に人権の視点から間違っただけの意見を御理解いただきたいと切られるのは、どうなのか。保護者の方も、同様のことをおっしゃっていました。多分、その保護者にしてみると、自分の子供を感染から守りたいという強い思いから出たと思います。それを人権の視点からだけで、また、差別につながるからというだけで、まずは切らないでいただきたい。受け止めてほしいと、当然私は人権の視点からも、差別の意見に対しては共感をします。しかし、一方で、保護者がどういう背景で、どういった発言、趣旨のことを伝えたのか、その背景をしっかりと考えるべきだと思います。強い御不安の気持ち、子供を守りたい、我が子を守りたい気持ち、そういった思いから発出されたものと私は信じております。多分ソーシャルインクルージョン、私が考えるソーシャルインクルージョンです。それぞれの意見がそれぞれ明確な差別でない限りは、尊重されるべきと考えております。今後、先ほど教育長に強くお願いしました、学校に出向いてほしいと言ったのは、違った意見をそれぞれ受け止めていただいて、では、その部分で保護者間で合意できる部分はないのか、市として、この部分は違うけど、この部分は取り入れられるという部分はないのか、そういったもののしっかりとプロセスを大切にしていきたいと思っています。

多分ダイバーシティー・アンド・インクルージョンというのは、保護者でも様々な意見があると思います。多分、これから恐らくマスクの点があると思います。それに関しても、様々な意見が出てくると思います。その意見の中で、それが明確な争いとならずに、じゃあこの部分で合意できるのかというのは、これは教育委員会なり、学校なり、また本当は保護者会とか、そういった保護者の中でしっかり話し合ってください。その中で教育委員会に入ってください。また、子ども家庭部だったら、幼稚園、保育園に入ってください。お互いの立場に寄り添いながら、では、どこで違いを認め合いながら、どこで合意できるのかというプロセスを今後、大切にしてほしいと思います。

市長におかれましては、できれば、もう一度、市民対象にコロナ禍における子供の問題をテーマに、タウンミーティングを希望します。御不安というか失われたものが、間違いなくあると思うんです。特に子供。そこは我々、議会に課された責任でもあると思います。何ができるのか。特に子供たち、私たちの1年と子供の1年は違うと思います。何ができるのかというのを、そこは真剣に、直接意見を伺い、教育長、子ども家庭部長、または人権担当部長、同じ方ですけど伺って、何ができるのかという部分を探っていただきたいと思っています。

陳情に戻りますけども、私は陳情事項を、他の議員さんがおっしゃったように、私としては接種後の副反応、重篤副反応の事例の報告数のほかに、子供においてコロナに感染してしまった場合の事例、重篤例、どういったものがあつたのかと、これも載せていくべきかと考えております。感染数が広がれば、一定数、子供であっても重症化してしまうというデータも見たことがあります。そういったものを含めて、載せるのであれば掲載すべきと私は思っております。

また、ここは他の委員さんと意見が違うんですけど、私は陳情の文章というのは政策提案であり、訂正されるのであれば、ここはしっかりとプロセスを経てやるべきだと思っています。そこは、この文章が採択された場合、国立市議会としての文書でありますから、そこは、きちっと見なければならぬと考えております。厳しい意見かもしれませんが、私自身はそう思います。

しかし、一方で、結果としては不採択にしますけども、陳情者がおっしゃったような、厚生労働省の副反応疑い事例に関しては、私は公表してもよいと考えております。それは伝えております。事例の一覧というのがあると思います。ただ一方で、申し上げましたように、文章に関しては、これが国

立市議会としての文書になることを考えますと、それが1点。2点目は、コロナに感染した場合の重症例等も載せるべきと考えますので、この陳情に関しては、残念ながら不採択とさせていただきます。以上です。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。

出席説明員の入替えのため、暫時休憩と致します。

午後1時41分休憩



午後1時42分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

ここで、次の議題と致します第1号議案につきまして、議長より3月10日付で、議案の訂正について御配付のとおり、市長より提出された旨、報告を受けました。ついては、訂正内容につきまして、説明を求めます。副市長。

○【竹内副市長】 貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。

第1号議案くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案につきまして、お手元に配付させていただきました議案のとおり、別表の1、多目的ルーム使用料の夜間区分の時間帯について、訂正させていただくようお願いするものでございます。大変御迷惑をおかけいたします。よろしくお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明のとおりであります。

なお、議案の訂正につきましては、先例に倣い、本会議の承認を得ることを前提に審査を致したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。



議題(2) 第1号議案 くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案

○【住友珠美委員長】 では、第1号議案くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案を議題と致します。当局から補足説明を求めます。子ども家庭部長。

○【松葉子ども家庭部長】 それでは、第1号議案くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案について補足説明を申し上げます。

本条例案は、次世代を担う子どもたちが主体的に生きていく力を育むとともに、人々の新たな関係性の構築及び世代間交流の推進並びに地域活性化を図り、まち全体に元気をもたらすことを目的として、くにたち未来共創拠点矢川プラスを設置するため、条例を制定するものでございます。

第1条は設置の目的で、ただいま申し上げましたとおりの内容になってございます。

第2条は施設の位置を規定しております。

第3条は、矢川プラスで行う事業を定めております。1、多世代交流や多世代の居場所づくり、2、子育て・子育て支援、3、幼児教育の推進、4、健康づくりや高齢者の生きがいづくり、5、地域コ

コミュニティーの活性化、6、まちのにぎわいづくり、7、その他市長が適当と認めるものの7つを規定しております。

第4条は、矢川プラスに置く施設を定めております。1、矢川児童館、2、子ども家庭支援センター子育てひろば、3、幼児教育センター、4、多目的ルーム、5、とおり土間、6、ホール、7、多目的ひろばの7つを定めております。

第5条は、第4条の施設のうち、矢川児童館の管理運営については、児童館条例による旨を定めております。

第6条では、指定管理者による管理ができる規定を設けており、第7条から第8条までは、指定管理者が管理を行う際の業務内容や権限を定めております。

第9条は、休館日等について定めております。休館日は、いわゆる年末年始及び毎月の第1、第3木曜日としております。ただし、多目的ひろばにつきましては、終日開放としてございます。また、矢川プラス内の各施設の休業日については、規則で定めることとしております。

第10条では、開館時間等について定めており、午前9時から午後10時までとしております。ただし、第9条で申し上げたとおり、多目的ひろばにつきましては終日開放としてございます。また、第9条同様、矢川プラス内各施設の利用時間については、規則で定めることとしております。

第11条と第12条は、施設の使用申請及び承認等について定めております。

第13条は、行為の制限について定めております。

第14条から第17条までは、施設の使用料について定めております。使用料につきましては、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づきまして算出し、別表に規定してございます。

第18条は承認の取消し、第19条は使用権譲渡の禁止、第20条は使用者の原状回復義務、第21条は使用者の損害賠償義務、第22条は広告類の掲示禁止を規定しております。

第23条は委任の規定でございます。

最後に付則でございますが、第1項は本条例の施行日でございます。開設予定日の令和5年4月1日から施行としております。

第2項は、条例施行日の前においても、準備行為として指定管理者の指定及び指定管理者による施設の管理及び各室の使用の申請等ができることとしております。

第3項は、矢川児童館の位置を矢川プラスの開設に合わせて変更することとしております。

第4項は、子ども家庭支援センターの一部である子育てひろばの位置を、矢川プラスの開設に合わせて変更することとしております。

なお、補足資料と致しまして、福祉保険委員会資料No.9、くにたち未来共創拠点矢川プラス条例施行規則案の概要について、及び福祉保険委員会資料No.10、くにたち未来共創拠点矢川プラス平面図を提出しております。以上が補足説明でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。石井めぐみ委員。

○【石井めぐみ委員】 大変丁寧につくっていただいたと思っています。最初、案を見せていただいたときに、子供という文言が欠けていて、これが子供の施設であるということはできるだけ多くの人に、特に市民の方には、子供のための施設が少ないということで御意見を頂いていたので、子供の施設を中心としたものであるということがはっきりと分かったのでとてもよかったと思います。

その中で、1点気になったんですけれども、第13条です。禁止事項のところ、「矢川プラスにおいては、次に掲げる行為をしてはならない」とありまして、アのところで、「物品の販売、募金その

他これらに類する行為」とあります。私は矢川プラスではなるべく、にぎわいを創出するという事とともに、あと、特にお子さんたちにいろいろな体験をしてもらいたいと思っています。キッチンなんかもあるとお聞きしていましたので、例えば農作物を作るところから収穫、それから調理、盛りつけ、そして、できれば販売のようなどころまで子供たち自身にやってもらおうとか、それからソーシャルファームという考え方があります。そういうものでもぜひ施設を活用していただきたいと思うんですけど、これは営利目的ではなくても物品の販売をやってはいけないということなんでしょうか。その下には、イとウのところには「営利を目的とする」と書いてあるんですが、ここに書いていないんですが、いかがでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 13条の行為の制限については、第1項に示させていただいておりますとおり、第11条第1項で使用承認を受けた場合を除いての禁止とさせていただいております。貸出しを基本としていますホール、とおり土間、多目的ひろば等においては、第11条に基づいて申請を頂きますので、申請の段階で営利を目的としない物品販売等についても御相談を頂けることとなっております。まちなにぎわいにつながるイベントの一環として行う物品販売であれば、基本的には承認としたいと考えてございます。

○【石井めぐみ委員】 じゃあ、確認なんですけど、例えば、地域の方がフリーマーケットのようなことをひろばのほうでやりたいと、そういったものは大丈夫ということでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 委員おっしゃるとおり、地域のにぎわいをつくるために、また、地域の皆さんたちが楽しんだりとか、そういったことのために行われるフリーマーケットになるかと思えますので、そういった場合については、ここで言うところの物品販売を禁止するという事には該当しないと考えてございます。

○【望月健一委員】 端的に質疑しますので、端的に答えていただければと思います。

第1条中のくにたち未来共創拠点矢川プラスの共創とした思いをお尋ねいたします。

○【清水施策推進担当課長】 矢川プラスは、ふらりと立ち寄りたくなる場所、また、矢川地域周辺等の各種団体のことも運営に巻き込みながら、持続的に多様なまちな価値が加わる、発展していく、そしてみんなの居場所となるということイメージしてございます。

そういった中で、共創というのは、多様な人が多様な場で有機的に交わり、共にまちをつくる、そうした拠点が矢川プラスなんだという思いを込めてございます。以上でございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。多様な人々が共に創り上げていくということでした。

では、例えば、この施設を活用して、子供と高齢者の方が共に創り上げていく、共に何かをしていくといった事業というのは今後、考えられるんでしょうか、お尋ねいたします。

○【清水施策推進担当課長】 第3条に事業を示させていただいておりますが、その1番に、多世代の交流及び居場所づくりに関することを示させていただいております。具体的な事業内容については、実際に指定管理者が決定してから検討、実施されるものにはなりますけれども、私どもとしては子供と高齢者が交流する事業、共につくっていく事業を実施したいと考えてございます。

具体的には、昨年夏に第六小学校が企画して、地域の皆さんの協力を得て実施した六小サマースクールというものがございましたけれども、そういった地域であるとか高齢者の方が体験事業などを設定して、子供たちが参加する事業を考えてございます。また、コロナ感染が拡大する前にも、児童館で行っていた子供たちであるとか保護者がお店を開く、夏休みの最後の思い出づくりの夜店祭りというものがございましたけれども、これらを地域の皆様にも拡大して、開放して実施をするということ

も考えられるかと考えてございます。以上でございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。今の答弁の中で、特によいと思ったのは、地域の人たちと一緒にやっていくという部分です。その部分をしっかりとお願いいたします。

次の質疑ですが、たしか幼児教育の推進というのがぽーんと言葉として出ている部分があると思います。矢川プラスを活用して、幼児教育の推進を行っていくという趣旨だと思うんですけど、その辺りを詳しく教えていただけませんか。

○【川島児童青少年課長】 幼児教育の推進につきましては、平成30年度より幼児教育推進プロジェクトといったものを立ち上げまして、子育てひろばのここすき！ですとか、非認知スキルに着目した取組を市として進めさせていただいております。令和2年度より、くにたち子どもの夢・未来事業団と市が協定を結びまして、幼児教育推進プロジェクトの実施につきまして、実施主体を事業団のほうに移管しまして、市としては補助金を出すという形で、事業団と市が両輪となって幼児教育の推進というのを進めさせていただいております。

令和5年度より、矢川プラスにおいて幼児教育センター事業を実施予定となっております。具体的内容につきましては、市との協定に基づきまして、現在、事業団内部で調査、研究のほうを行っていただいているところでございます。具体的には、事業団内部で検討会のほうを立ち上げて、理事長の汐見先生ですとか、理事の先生にも御参加を頂きまして、実践の場であります、ここすき！ひろばのさらなる拡充ですとか、あと、幼稚園、保育園の職員向けの研修の充実など、そういったところを具体的に検討していただいております。

市としても、オブザーバーとして研究会、検討会に参加をさせていただくなど、情報共有のほうはさせていただいております。事業団で内容をまとめていただいておりますので、今後、市と内容につきまして、すり合わせのほうを行わせていただいて、市としての方針としてまとめていきたいと考えてございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。これは意見にとどめますけども、汐見先生と研修を行うのであれば、これは希望される議員さんも参加可能にできるようお願いいたします。

これを最後の質疑に致します。矢川プラスの近隣には東京女子体育大学がございまして、ぜひとも連携をさらに、今でもかなり御協力いただいているところではございますけども、さらに連携を深めていただきたいと思っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 東京女子体育大学さんにつきましては、コロナの感染拡大の前にも活発に矢川の商店街の中で実施をしていた矢川サマーデイズナイトなどでも、商店会や地域、児童館と合わせて、かなりの人数の学生さんがお手伝いという形で入ってございました。そういった形で、矢川というエリアと東京女子体育大学は非常に協力的にやっていただいていると思っておりますし、市としても連携交流協定を結んでございますので、今後、そうしたイベントはもとより、市民の方を対象とした公開講座を活発に大学のほうでもされていますので、そういったものの会場にさせていただくとか、そういったサテライトで実施をするだけではなくて、矢川プラスの事業としても御協力いただけるような形で御相談をさせていただければと思っております。以上でございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。ぜひとも公開講座、実施をお願いいたします。

あと、もう1つ、もし可能であるならば、矢川プラスの運営スタッフといいますか、様々な運営スタッフに学生さんの御協力、これは、私は有償でもいいと思っております。そういったものも御検討いただければ幸いです。以上です。

○【住友珠美委員長】 質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午後1時58分休憩



午後2時14分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。石井伸之委員。

○【石井伸之委員】 それでは、望月委員の質疑に引き続いて、幾つか質疑をさせていただきます。

まず、こちらの正式名称は、こちらで確定、決定でしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 矢川プラスの名称についてですけれども、こちらの条例をもって決定をさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○【石井伸之委員】 ということは、くにたち未来共創拠点矢川プラスという形でよろしいでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 委員おっしゃるとおりでございます。

○【石井伸之委員】 それでは、いつも予特、決特で質疑をさせていただいておりますサブタイトルに当たる部分で、ぜひネーミングライツを導入していただきたいということを、幾度となく質疑をしておりますが、この点はいかがでしょう。

○【清水施策推進担当課長】 現状として、ネーミングライツを今どうする予定だとかということはないんですけれども、今までもそういった施設について、そのように御提案も頂いておりますので、検討していきたいと思っております。

○【中道富士見台地域まちづくり担当課長】 ネーミングライツでございますが、くにたち未来共創拠点矢川プラスは、あくまで条例上でございます。これまでも御質疑いただいているように、新たな歳入増という点からも、ネーミングライツについては、今、前向きな検討を進めているところでございますので、単に施設名だけではなく、例えば個別にひろばだけとかルームだけとかいう形の検討も含めて、広くこの施設のアピールを企業側にも行っていった、ネーミングライツのいろいろ発展形も考えながら、前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○【石井伸之委員】 前向きに検討していくという答弁を頂きありがとうございます。ぜひネーミングライツの担当が恐らく古川課長なのかとは思いますが、矢川プラスに関する職員の皆様、国立市の歳入増、そして、国立市としても、少しでも市民の皆様に還元するために歳入を得ていくんだと、そういう意識を持った中で、矢川プラスにおけるネーミングライツ実施に向けてという部分、ぜひとも最後、市長にその辺り、御答弁いただきたいんですが、いかがですか。

○【永見市長】 これは予算特別委員会、決算特別委員会を含めまして、この間、何遍も担当のほうから御答弁させていただいております。

国立という立地は、芸術小ホールをネーミングライツ、あるいは体育館をネーミングライツと言っても、なかなかそれに見合ったものが出てこない、残念ながら人口規模とか施設規模で難しい側面があるということも、この間、お話はさせていただいております。そこで、それだったら、もう少し小規模だけど、全体がなかなか難しかったら——もちろん全体を目指していくんですけど——そうしたら、前のひろばを何かネーミングライツで、何とかひろばというネーミングライツでもっと親しめる何らかのものにしていくとか、様々な工夫を今させていただいております。そういうことも含めて、努力をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○【石井伸之委員】 市長、御答弁いただきありがとうございます。ネーミングライツは様々な企業が参画をしていただく、または国立市に注目を持っていただく、そういったアナウンス効果もありますので、国立市という名前を全世界に売っていくんだと、それぐらいの覚悟と決意を持ってネーミングライツをぜひとも取り組んでいただきますようお願いを致します。

それでは、続きまして、望月委員からも地域との連携というお話がございました。サマーデイズナイト、また、六小のサマースクール、また盆踊り等、ぜひとも実施をしていただきたいと思いますので、こちらはお願いを致します。

それでは、続きまして、こちらの細かいところになって恐縮なんですけれども、予約方法につきまして、紙で窓口で予約をするのか、それともネットで予約をするのか、様々な手法があると思いますが、その辺りについては検討されていますでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 今の御質疑についてですけれども、多目的ルームなど会議とか、そういったことに使えるお部屋であったりスタジオが用意されておりますけれども、これについては、インターネット等を通じて予約ができる形、また、オンラインで決済ができるような形を取りたいと考えてございます。

ただ、ひろばとかとおり土間とか、それらは皆様がふらりと立ち寄っていただく空間として考えてございますので、それらが内容の検討とかをこちらで加えさせていただくことのないままに予約がされて、押さえられてしまうと、皆さんがくつろぐ場所ではなくなってしまいますので、お部屋以外のところにつきましては、窓口での御相談を頂きながらの申請という形にさせていただきたいと考えてございます。

○【石井伸之委員】 次に質疑しようかと思っていた部分も答弁を頂きまして、ありがとうございます。今おっしゃったように、お借りする場所によって、そういった使用目的、また、予約した際の周囲に与えるハレーション等、そういったことも検討しながら、予約についてはぜひとも適切に対応いただきますようお願いを致します。

そして、あと、もう1つなんです、矢川プラスを設置されるということで回遊性、つまり矢川プラスという1か所ではなくて、富士見台から、また谷保天満宮から、そして国立駅周辺という形での回遊性について、ぜひとも広げていただきたいと思いますのですが、この点、いかがお考えでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 矢川プラスにつきましては、確かに国立市の中では矢川という1エリアの施設になってございますが、名称の中でもくにたちと当然入れておりますように、国立の中の1つの中心として矢川プラスを活用していただきたいと思いますと考えてございます。なので、矢川地域の、これまでこういう活動を矢川地域でやっていたよね、だから矢川プラスでやろうだけではなくて、様々な市内施設とかとの連携をしながら、市域全体に広がるような事業なんかも含めて実施をしていきたいと考えてございます。

○【青木淳子委員】 それでは、何点か質疑をしたいと思えます。

矢川プラスには、矢川児童館をはじめ、7つの施設が設置をされます。矢川児童館は児童館条例の定めによって、管理運営は矢川児童館が行うということですが、その他の施設は全て指定管理者に委ねられるということになります。さらに、第3条には矢川プラスの事業、非常に多岐にわたります。子供、若者、子育て世代、高齢者、健康づくり、生きがいくくり、地域コミュニティー、まちなのにぎわいくくりと大変幅広く事業が掲げられています。そうすると、指定管理者だけに任せていくことになるには、それだけの人、人材、いろいろな考えを発想していく力とか、いろいろな要素が必

要だと思えます。市はこれから指定管理者の検討部会をもって決めていくわけですが、どのようにこの事業に市として関わっていくのかをお聞かせください。

○【清水施策推進担当課長】 矢川プラスという施設の事業について、市としてどのように関わっていくのかという御質問かと思いますが、管理運営については、指定管理者としますけれども、仕様をつくって決定するのは当然、市でございますし、市の目的をかなえるために条例があって、この施設がございます。なので、指定管理者が、後は野となれ山となれで、指定管理者に勝手にやらせるということではございません。もちろん指定管理者の自由な発想で様々な事業を行っていただきますが、市とも連携して、また、今は指定管理者の検討をする上で、既に財政、外郭団体、文化・スポーツ振興財団ですとか社協さんとも、矢川プラスができたときにどんな連携を結ぶことができますかというヒアリングもさせていただいております。そういった中で、様々、それぞれの建物の中で収まっていたこと、サテライトでやったりとか新しく指定管理になるところと連携を取りながら事業を進めることも十分にできるという御意見も頂いておりますので、そういった部分で市ともしっかりと関わって、指定管理者任せではなくて様々検討していきたいと考えてございます。

○【松葉子ども家庭部長】 担当課長の答弁に補足させていただきますが、他の委員からの御質問にもありましたけれども、地域全体のにぎわいを、まず、どのように創設していくかということは、これも大きな課題であって、そこに矢川プラスができて、そこで子育ての中に入っている人たちだけが盛り上がるような、夢の国みたいなものじゃ駄目だと思っています。駅前から線路沿いの道も含む、メルカドの商店街も含め、地域の全体の活性化を含めてどのようにつくっていくか。また、指定管理で、例えば、今、私どもの事業団がどこかの部分に関わるとなったときとか、例えば、ここのひろばの中を、土間とかいろいろなところでどういうことを創設していくかというときに、もしかしたら、場合によっては職員に募集をかけて、そういうところに異動したい職員がいるかどうかみたいなことも聞いて、いろいろな人の発想を使いながら、例えば風船アートができなきゃ駄目だとか、もう来たときには、子供たちにぽっと出すとか、そういうことも含めて迎えるということを今、考えていきたいと、そんなことでにぎわいを創設したいと思っております。

○【青木淳子委員】 分かりました。先ほど文化・スポーツ振興財団とか社協さんという名前も出ました。指定管理者ということは、市役所も当然ということですが、多機関が関わった上で矢川、また、当然地域の皆さんも、商店街の皆さんとかも関わった上で、矢川プラスを盛り上げていきたいという考えだということが分かりました。

それから、もう一点ですけども、子ども家庭支援センターは市役所に移ると今回の条例であります。子育てひろばは矢川プラス内に設置されるということになっていきますので、機能としては、どのように分かれるのか、また、子育てひろばの事業はどのように考えているのかをお聞かせください。

○【前田子育て支援課長】 子ども家庭支援センターの虐待相談機能は、おっしゃるとおり、本庁に機能を移すような形になりますけれども、これまでどおり、子ども家庭支援センター自体が持つ役割、地域とのつながりを最大限に生かした子育て支援を担っていくということ、ひろばには様々な御相談であったり、保護者の声が入るところだとは認識しております。そういったものを通して、これまでどおり、児童虐待の発生予防的な対応をしていくことだったりとか、そういったことも非常に重要になっておりますので、そこについては物理的には離れますが、これまでどおりと考えております。

また、既に園であったりとか児童館、学童などで展開されている、地域にある様々なひろば機能がありますけれども、そういった拠点の矢川プラスの子育てひろばというのは統括的な役割、ハブ的な

機能を持つような位置づけになるかということを考えております。あと、そうした場合、先ほどもお話がありましたけれども、職員配置につきましては事業団であったりとか政策経営のほうと協議していく形になるかと想定しております。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。ひろば機能としての大事な点を矢川プラスに残して、そして、人も配置して、そこで連携しながらさらに膨らむように私は感じました。

それと、次の質疑なんですけども、これは子供から大人まで多世代、つまり小学生は矢川児童館がありますから、小学生はそこに集うと。子育てひろばがあるので、未就学のお子さんも集うと。中学生、高校生、大学生は、先ほど東京女子体育大学という話もありましたけれども、中学生、高校生、大学生も含めて活用してほしい、ぜひ活用してほしいと考えるんです。

そういったときに、活用方法とかを中学生や高校生、大学生からアイデアを募集して、どんなことがやりたいですかと、自由な発想してくださいというアイデアを募集してもよいのではないかと考えるんですけども、市の考え方をお聞かせください。

○【清水施策推進担当課長】 中高生の活用は今、施設としては、2階にカウンターデスク等を設けて自習ができるようにとか、そういうしつらはあります。ただ、それ以外の活用については、今、委員さんおっしゃっていただいたように、中高生自身を、児童館に集まってくる中高生とかを中心だと思いますけれども、どんな活用をしたいのかとか、そもそも児童館というものの自体が、子供たちが集まって自分たちが何をやりたいかとかということを表示する場所であると思っています。

ただ、今、なかなかそれがまだまだできていないところなんですけれども、新しい矢川プラスの中での児童館では、子供たちが自分たちでやりたいことを見つけて、それらをサポートしていく。児童館の中でのクラブ活動みたいなことを、その空間を使って、また、空間の外に出てできるような活動をしていきたいと考えてございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。中学生、高校生、しっかりとそこも含めた上で、いろいろな発想が自由にできるようにしていただくということが分かりました。ありがとうございます。

それと、飲食に関する規定がありません。ランチスペースというのがありますので、ここで、多分お弁当を持ってきて、食事、飲食ができるんだろうと思うんですけども、中高生の皆さんがここで勉強するときに、ペットボトルを持ってとか、そこでお昼御飯を食べたりとかというのも考えられると思うんですが、特に規定がないんです。それに関してはどのように考えているのかお聞かせください。

○【清水施策推進担当課長】 基本的には、条例の下に規則を設けますので規則の中、また、あとは内規とかで、今、飲物については、ある程度、どこでも大丈夫だろうと思っております。食事については、実際に運用する中で、ここじゃなくて、ある程度、場所を限定したほうがいいということになれば、そういう形になると思いますし、あまりあれは駄目、これは駄目とするのではなくて、それこそ先ほど、中高生の子たちがというお話がございましたけれども、ルールについても、役所側が一方的につくるというよりは、一定のルールの後には利用者相互で決めていけるような形とか、そういったことも模索していきたいと考えてございます。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。矢川プラスのコンセプトが大きな家と庭でしたか、とてもいいコンセプトだと思っていてまして、課長が言われたように、みんなで自分たちの家を、自分たちの庭をどう利用していくのか、自分たちでつくっていくという考えは非常に共感が持てました。私からは以上です。

○【高柳貴美代委員】 私からも、幾つかお伺いしたいと思います。

先ほど飲物のことは青木委員からもありましたが、営利を目的とした物品の販売はできないということだったんですけれども、私が前から提案しております子育て支援付自動販売機のようなものも置くことはできないのでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 自動販売機を設置できないということではないので、御提案いただいているものについては大丈夫かと考えてございます。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。その際に、子育て支援という観点からも液体ミルクだとか、あと、おむつ関係、そういったものも自販機で販売できるというのが便利だと思いますので、利用される方にとって使いやすいような自動販売機もぜひとも置いていただきたいということと、防災上に備えた、今いろいろなタイプの自動販売機もあると思うので、その辺のところもぜひ検討していただきたいと思います。

あと、もう一点なんですけれども、予算特別委員会のときに、こちらのくにたち未来共創拠点矢川プラスには、子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金という、3年間にわたり非常に大きな補助金が下りる、そういうものを職員さんが見つけてくださって、そして東京都のほうからもとても強い要請というか、ぜひともということを、御意見を頂いた中でそのような補助金を使っていくのだという御答弁を頂いています。

これを見たときに、長寿、居場所ということが入っています。高齢者のことに関してなんですけど、地域包括で、地域での活動をされている高齢者の方にお話を聞くと、場所がないんだと、活動するのに場所がないんだという御意見をよく聞くんです。その辺のことも鑑みて、具体的には地域包括の立場からも、どのような利用法、また、先ほどはオンラインで予約ができるとあったんですけれども、デジタルディバイドということを考えてときに、高齢者の方が予約する場合の具体的な方法なども考えていらっしゃるのか聞かせてください。

○【清水施策推進担当課長】 高齢者の方ということで、今、指定管理の検討部会というのを、庁内職員で検討しているんですけれども、そのメンバーの中には地域包括の担当者さんにも入っていただいて、この施設の中でどういったことができるのかという意見を頂いたりしております。

具体的には、これから仕様書を作る段階で、どんな事業というのは具体的に考えていきますし、指定管理者が実際は考えるところではあるんですが、今、挙がっているものとして、高齢者の知識や経験を生かした世代間交流事業ですとか仲間づくりの事業、男性の料理教室とか高齢者スマホ教室、ほかのところでもやっているような事業かもしれません、新しい矢川プラスでもそういったことを実施していきたいと考えてございます。また、介護予防事業とか健康相談業務といったものも、併せて、庁内の高齢者の担当者と一緒に実施をしていきたいと考えてございます。

○【高柳貴美代委員】 ぜひその辺のところの検討もお願いいたします。市の施設を利用したいと思って相談したときに、例えば旧駅舎とかの場合も考えまして、なかなか相談が、敷居が高くなってしまいう場合が正直あると、市民の方からよく聞きます。矢川プラスに関しては、そういうことがないような形で、相談もたやすくできて、利用できるような形をぜひ整えていただきたいと思います。その辺にはぜひとも指定管理者を選ぶ際にも御注意いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、子供ということを中心に、子供ということを入れてくださったということは非常に大きいことだと思っています。国立市の場合、子育て世代包括支援ということを、場所ではなくて体制と

して、子育て支援の地域包括をしていくんだという体制の中でそういうものをつくり上げていて、センターというものはつukらない形と聞いたんですけども、その解釈でよろしいですか。

○【前田子育て支援課長】 委員おっしゃるとおりで、一応国立市は機能としてそれを持つという形で運営しております。

○【高柳貴美代委員】 そうしますと、機能を持たせる、機能を持っていくということに力を入れていくと。私もそのほうが、センターをつくるということにとらわれ過ぎで、本当に大切なものが見失われてはいけないと思っています。

そういった体制をつくっていく上で、市としては矢川プラスという拠点、共創拠点矢川プラスに対して、その辺の思いは、どのように具体的に入っていくのか教えてください。

○【清水施策推進担当課長】 矢川プラスについては、これまで御説明させていただいたように、多世代の交流というところが基本的にはありますけれども、子供に関する子育てひろばですとか児童館だとかということがあって、また、国立市としてしっかり進めていくという幼児教育の推進ということで、その機能を入れてまいります。

指定管理者の選定については、これから選定部会、検討委員会等を経るわけですが、私どもとしては、もともと矢川プラスができる、矢川保育園ができる、矢川プラスができるという中で、私どものほうで事業団をつくっておりますので、事業団と意思を合わせながら、子育てについて、子供たちについて、しっかりと国立市の未来を担っていく子供たちのためですので、そういった部分をしっかりと検討しながら、協議をしながら子供を育てていく、子供を支援していく、子育て家庭を支援していくセンターという形で矢川プラスが機能できるようにしていきたいと考えてございます。

○【松葉子ども家庭部長】 補足になりますが、もともと矢川プラスをつくるという話のときに、当時、子供、高齢、にぎわいという3つのテーマを、どのように包括的にやっていくかということがありました。子供、にぎわいというのは何となく想像がつくんですが、当時、高齢というと、何となく転倒予防体操をやらうとか、高齢者という規定を、私どもの職員のほうは頭の中で、概念で持っていて、ただ、今の60以上の人とか65歳以上の人は、そんなに弱い——弱いということが適切か分からないですけど、そんなに元気じゃないのかみたいな、そういう予防のためだけということではなく、そういう世代の人たちもにぎわって活動し、積極的にいろいろなことを仕掛けていきたいと、そういうことも含めてやっていきたいと思っています。

ですので、先ほど高齢者の方の受付の問題等がございました。これは本会議等でも、他の議員からもオンラインによる予約はいろいろなことでお話が出ていますが、そうした方に予約とか活用してもらうのであれば、現金によるとか、そういうことでの受付等もいろいろ考えていかなければいけないですし、あと、学生さんに東京女子体育大学だけではなく、市内の幼児教育の推進ということであれば、全体の保育園、幼稚園の先生方もレベルアップをしていってもらうのはもちろんなんですが、当然、他の地域の学生なんかにも、こういう研修等を国立市の幼児教育を受けてもらえれば、国立市で保育士をやってみたいとか、国立でこういう教育に関わってみたいんだということもいろいろ出てくると思います。そもそもこれはいろいろな無限の可能性を今、秘めておりますので、これはいろいろな職員の意見も聴きながら、また、地域の方々のお声も聴きながら、よりよいものができればと考えております。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。よく部長のお話で分かりました。どのように考えていらっしゃるのか、よく分かりました。

私も高齢者の方の支援ということもある一方で、今、部長がおっしゃったように、地域の高齢者の方はとても元気でいらっしゃる方もたくさんおられて、ここの矢川プラスは子供をとにかく真ん中に置く、子供中心の場所で、拠点であって、そして、私は地域でも子育てを応援していただくとか、そういう観点も必要だと思うので、お手伝いをしていただく、子供たちと一緒に育てていけるような、接点をつくっていく場所であってほしいと思っていたんですけれども、そのようなことも生かされると取ってよろしいでしょうか。

○【松葉子ども家庭部長】 今、お話いただいたとおりで、そういうことも考えています。これは他の地域のところなんですけど、うちは隣に矢川保育園がございますが、他の地域で、保育園の周りにあるベンチを、普通はベンチって道路側に向けるんですが、保育園側に向けているベンチがあるそうなんです。それで、中を見ることによって高齢者の方が少し寄って、座って見ていくことで、子供たちが活動しているところで元気をもらうような、何となく施設を、子供たちの施設を閉じ込めて、そこだけの活動で安全を守るということにどうしても行きがちですが、そうではなく公開をして見せていくということの交流もいろいろな可能性があるのかと思っていますので、頂いた御意見を参考に、いろいろなことを考えていきたいと思えます。

○【古濱薫委員】 多くの委員が質疑されましたので、重複したら申し訳ないです。たくさんのが分かり、聞くことができました。

まず、未来共創拠点矢川プラスという名称について、どのように決まったのか、どなたが決めたのか、また、込めた思いを教えてください。

○【清水施策推進担当課長】 この名称につきましては、ここまで庁内の検討部会、また、庁議等を経て、この名称ということで、今回条例の中に付させていただいて提案をさせていただいているのでございます。

名称に込めた思いというのは、1条に込めてある思いをそのままという部分がございますが、国立市にあるくにたちということ、未来というのは、自分自身の未来、子供の未来、まちの未来を描いていく場所だという思いで未来としています。共創につきましては、先ほど他の委員の御質疑に対してもお答えさせていただきましたが、多様な人が多様な場所で有機的に交わり、共にまちをつくっていく、そういう思いを込めてございます。

また、矢川としてあるのは、矢川という地域につくりますので、矢川周辺のまちづくりのエネルギーというのを結集させていただいて、地域文化の継承と新たなにぎわいを創出する、そういう思いを込めております。プラスというのは、場所という意味でのプレイスとか、あと、新しい価値をプラスしていくというプラス、そういったものを持続的に新たな価値を加えながら発展していく、みんなの居場所としていくんだという思いでしております。

当初、矢川プラス、矢川プラスとずっと呼称で呼んでおりましたが、先ほどこれも別の委員さんの御質疑にお答えさせていただきましたけれども、国立市の新たな中心になる、矢川地域の人たちだけが集まる居場所ではございませんので、くにたちというのを頭につけさせていただいて、こういった名称にさせていただいております。

○【古濱薫委員】 様々な意味があり、そこに込めた思い、考えがあるということが一つ一つ、分かりました。それは庁内検討部会で考えられ、庁内検討部会という、決まった職員の方のメンバーですか。

○【清水施策推進担当課長】 庁内の決まった職員による検討部会になります。

○【古濱薫委員】 では、その中で、市民の方からのお名前アイデアですとか、意見を頂いたということはありましたか。

○【中道富士見台地域まちづくり担当課長】 まず、これ、くにたち未来共創拠点、そして、その後の矢川プラスでございますけども、矢川プラスという名前に関しては、当初の土地の活用計画の段階から地域の方を中心にお話をさせていただき、非常に前向きに皆さんが、我々の知らないところで、もう既に矢川プラスという名前を捉えていただいて、お使いになっていただいたという状況がございます。

そして、前につけた、くにたち未来共創拠点については、先ほど担当課長から御説明差し上げたとおりになんですが、ここを全て庁内の検討部会の職員が考えたというのではなく、これまで本当に我々、平成26年に庁内検討会が立ち上がって以来、たくさんの地域の方からお話を伺ってまいりました。その中で、皆さんから頂いてきたたくさんの意見のエッセンスを抽出する形で、くにたち未来共創拠点、最後の拠点というところも、矢川プラスという施設だけで完結するものではないと。矢川を施設からはみ出して、ここが拠点となって、先ほどの回遊性の話じゃないですけど、まちづくり全体のエネルギーを結集していくと、そういう意味でのくにたち未来共創拠点という名称を、庁内で入念に検討して決定したというところでございます。

○【古濱薫委員】 平成26年以降、市民の方と、この施設ですとか富士見台まちづくり、話し合っただけで、その過程で様々な多くの市民の方の意見、エッセンス、出たお声などを職員の方々が集めた、それを基に取りまとめたというのは、エッセンスという言葉もありました。特にこの名称について、テーマとしてどう決めていきたいと思いますというわけではないが、名前検討ワークショップとか、例えば、名称募集とかしたわけではないが、市民の方のお考えが反映されていると考えるということによろしいでしょうか。

○【中道富士見台地域まちづくり担当課長】 そのとおりでございます。名称の決定については、一般的には、例えば公募をしたりとか、そういった選択肢もあることはあるんですが、どうしてもそうなってしまうと、人によって考え方が違いますから、いろいろな意見が出てしまうところがあります。そこではなく、これまで聞いてきた多くの意見から職員が選択をするという方法を取ったところでございます。以上です。

○【古濱薫委員】 ずっと、冒頭に仮称とつきながら、もう矢川プラスと長い期間、矢川プラス、矢川プラスともう既に愛されてきている感も私も感じております。名称については分かりました。

先ほど中高生相当の人たちですとか若い方たちの利用についても多々触れられておりました。居場所が足りないと言われております。中高生相当の子たち、集えることが期待されます。先ほど、カウンターデスクが2階にあり、自習であったりおしゃべりであったり自由に使えると聞きましたが、児童館が子供の表現の場所であってほしいという発言もあり、とてもいいことだと私も感じます。子供たち自身から使い方の意見ですとかルールづくりですとか、今は、誰かほかの人たちもいるから少し静かにしようとか、そういったことが自発的に上がっていくと本当に理想的だと思いますが、私がふだん中高生相当の子たちがどんなところで集まっているのかとか、遊びに行っているのかとか、テスト前どこで勉強しているのかとか見ていると、果たしてここに、矢川プラスに集まってきてくれるのか、少し不安があります。どのように考えますか。

○【清水施策推進担当課長】 様々、今まで子ども家庭部でも該当する年齢の子供たちと会って話をするとか、アンケートを取ったときに、今、委員さんがおっしゃったように自習をする空間がないと

か、集まろうとしても、集まっても排除されるというか、公園に集まっていたら通報されたとか、過去にもそういう話がありました。

そういった中で、子供たちが安心して集まれる場所ということで、これはしっかりと子供たちに広報宣伝していかないといけないと思います。子供たちへの広報宣伝は、きっと市報とかだけでは当然なくて、チラシを駅前配ってもそれを手に取ることが少なかったりとかということもあると思います。そういったことについて、SNSを使ってとか、そういったことも含めて、今、児童館に集まる中高生をローカルセッションという形で集まって意見交換したりとか、イベント実施なんかもこれまでも数回やっています。そういった子供たちの意見も頂きながらどのようにやっていくと効果的なのかみたいなことも発信をして、利用促進につなげていきたいと考えています。

○【松葉子ども家庭部長】 今、お話しいただいた、中高生をどのようににぎわいといいますか、活動に参加してもらおうかということと併せて、安全な居場所というんでしょうか、そこをどう確保していくかということが課題だと思っています。

1つには、多様な学びの場の確保、不登校対策という言葉はあまり好きではないんですが、多様な子供たちの学びの場をどのように確保してあげるかということで、逆に言えば、学校に行けなくても朝からここに行っているでもいいじゃないと、国立市はそれを受け入れるまちだと、これは啓発も当然併せてしていかなければいけないんですが、そういうことも考えています。

もう1つ、例えば開館時間の延長、今、児童館というのは例えば5時、6時で終わってしまって、それは本当に中高生のニーズに対応できているかというと、いささか疑問が残るところです。ですので、開館時間を例えば9時なり10時なり、これはまだ分かりませんが、することによって子供たちの安全な場所を確保して、くつろげる場所、国立ではそれほどの繁華街がありませんが、立川ですとか府中ですとか、近隣にはそういう繁華街があって、誘惑と言ったらいけないか分かりませんが、そういう場所があります。であれば、市内ですっかり子供たちが、ここでくつろげる場所、楽しめる場所というのを確保しなければいけないということも考えています。

あわせて、今、国立の小中学校の校長先生も入っていただいたり、一橋の先生も入っていただいて、児童館の在り方検討会というのをやっています。これは矢川プラスに入る矢川の児童館をどうするかということではなく、児童館自体の参加者が年々減ってきている。そういうことも含めて今、児童館というのは本来何を求められているかというのをしっかり議論しましょうということで、いろいろやっています。

1つ目には、もしかしたら、オンラインゲームとの決別ということも考えて、児童館に来てまでやるのかということについて、そういうことも場合によって考えなきゃいけないとか、様々なことを今、検討して、報告書を作っているところです。そういうものも参考にしながら、矢川の児童館というのをどのようにしていくかということは考えていきたいと思っています。

○【古濱薫委員】 子供たちにとって集まりたい場所、行きたいと思える場所って本当に危険じゃなくて、ただし面白くて、そして、冬は寒くなくて、夏の暑さはしのげて、飲物や食べ物があって、そして、うるさい大人がいない、本当にこの幾つかの条件だろうと思います。ただし、市がこれを行おうとすると安全性、安心して集まると今おっしゃっていました。学校に行かない選択をした子が、身体的だけでなく心の安全性、何してんのと一言言われただけでも困りますよね。この時間に何してると、こんな声かけがないという安心感、これを両立するのは本当に難しいことだと思います。民間の場所ではなくて、市が行おうとすること。若い子供たちが市の施設にわいわい集まる、これまでは

考えられないことですよ。難しいことをしようとしているのをどう考えるかと今質疑しましたら、課長と部長のほうからそのように在り方検討会を立ち上げたり、これまでのローカルセッションの実績だとか課題の意識を持っていることが、私には分かりました。大変難しいことだと思います。

私の3人の10代の子供たちも、児童館に行ったことが一度も恐らくありません。遊びに行ってみようという発想がまず、ありません。なかなか、行く子は行くと思うんです。市の行うイベントだとか、こういう集まり、声をかけると面白そう、自分のためになるかと、あるいは親御さんが少し背中を押して、こういう面白いのがあると、そういう御家庭はいいと思います。ただ、私の子供や周りの子供、そのお友達、実感として、なかなか市のこういう、せっかくこんなに用意されているのに、参加を促してもなかなか気が向かないんだというのは、本当に子育てしていて思います。様々な仕掛けが必要という反面、さっきの申し上げた、うるさい大人がいないを筆頭に——うるさいという言い方は悪いですけども、適切な声かけができる……

○【住友珠美委員長】 古濱委員、質疑をお願いいたします。

○【古濱薫委員】 ということは分かりました。

次、時間について、その子たちが集まれるように時間を延長するということがありました。この条例の中で開館期間、年末年始が6日間休館なんです。学校も幼稚園も保育園も同じように閉まるような時期です。多くの職場も休みで、親子で行き場所がない期間です。流域下水道処理場広場なども私は開けてほしいと思っております。中高生相当の子たちの居場所として、本当に貴重な場所にこれからなっていくところです。市長が必要と認めるときは例外を認めるということが書いてありますが、年末年始の利用、これは柔軟に行うのかどうか、それともどうなのか教えてください。

○【清水施策推進担当課長】 そうですね。この条例については、基本的なルールを条例でするので定めているものになります。年末年始の開館とかが何らかのイベントですとか、そういったもので必要だという判断が、事業としてなされた場合には、そういった形で事業を実施することというのがあるかとは思いますが。以上でございます。

○【古濱薫委員】 分かりました。柔軟に運用していただきたいと思います。

次に、飲食について他の委員も触れておりましたが、規則とか内規でやっていくと聞きました。市民参加、市民主体によるカフェ運営について、営利目的の行為は禁ずると、その兼ね合いなどはやっていけるのでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 カフェを運営していくということは基本的に中ではないんですけども、ただ、カフェ機能がございますので、自由にそこでお茶を入れたりとかということが可能になるようには考えております。いわゆるカフェ事業者が入って、飲料を提供するとかそういったことではなくて、自由にイベント以外のときには職員に声をかけながら、その施設を使えるような機能と考えたいと思っています。

○【古濱薫委員】 富士見台地域まちづくり担当課長にお聞きしたいんですけども、市民主体で地域の方が参加して、高校生だとかがカフェの運営主体になれるような事業を考えていると前、伺いましたが、設置自体は今はないというように聞こえました。カフェの機能はあるが、設置自体はないと聞こえたんですが、市民主体のカフェ運営はどうなっていますか。

○【中道富士見台地域まちづくり担当課長】 さっき、施策推進担当課長がお答えしたのは、まだ具体的なプランがないというお話でございます。

基本的には、これまでに議員さんから一般質問でも頂戴しているように、利用者が単にお客さんに

なるのではなく、時にはホストになりながら利用者を迎えていく。地域の方が地域の方を迎えていくようなコミュニティカフェの機能、これは前向きに検討してございますので、専ら営利を目的とするカフェに関しては条例のほうで制限してございますが、地域のにぎわい、あるいは、青少年の自発的な学びの場、育ちの場につながっていくようなカフェの運用なんかはきちんと考えていきたいと思っています。以上です。

○【古濱薫委員】 分かりました。

指定管理者について、くにたち子どもの夢・未来事業団が担うのでしょうか。それとも募集などかけていくのでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 指定管理者につきましては、先ほど別の委員さんの御質疑の中でもお答えさせていただきましたが、子どもの夢・未来事業団について、矢川保育園、矢川プラスをつくる上で、中心的に国立市の今後の子育て応援をしていく、そういった事業を行っていくということで事業団をつくっております。ですので、設置目的とも合致する部分がございますので、事業団の運営を我々としては考えてございます。ただし、指定管理者の検討については、庁内での検討部会、また、副市長を中心とした検討委員会等を経て決定するというようになっておりますので、私どもとしては、候補としては考えてございますけれども、適切な段階を経て決定するという形になるかと思えます。以上です。

○【住友珠美委員長】 全員の質疑が終わりましたので、質疑を打ち切り、討論に入ります。青木委員。

○【青木淳子委員】 第1号議案くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案を賛成の立場で討論を致します。

いよいよ条例が制定され、6月から工事がスタートし、令和5年4月1日に開設を致します。矢川の地に、赤ちゃんから子供、若者、高齢者と多様な世代が集い、交流し合える新たな拠点が生まれることをわくわくした思いでいます。「まちなかの大きな家と庭」というコンセプトにも、とても魅力を感じるので、皆さんでルールをつくり、守りながら、ここに来ればほっとする、ここにいると楽しくなる、この空間が大好きと感じられるようなみんなの家であり、庭であることを期待しています。

矢川プラスには矢川児童館をはじめ、7つの施設が設置されます。条例第6条には矢川児童館以外の施設管理が委ねられ、事業も6分野、子供から若者、子育て世代、高齢者、健康づくり、生きがいづくり、コミュニティーの形成、にぎわいづくり、そしてさらに市長が認めたものプラス1で、7分野と多岐にわたります。正直、欲張った感じはしましたが、指定管理者と国立市、社協や文化・スポーツ振興財団などの多機関、そして、さらに地域や商店街、学校と連携し、考え方によっては自由な発想で様々なことができると感じました。

これから指定管理者を選定し、施設と業務を委ねていきますが、指定管理者が伸び伸びと、また偏らず運営ができるよう、行政が適度な距離を保ちながら関わりつつ、時にはタッグを組んで新たなものを生み出すような名前のおり、国立の未来をつくり、共につくり出す拠点となることを大いに期待して賛成討論と致します。

○【石井めぐみ委員】 私も賛成の立場で討論させていただきます。

地域の方々と話し合いを重ねる中で、くにたち未来共創拠点矢川プラスとついていった、その名前に込めた思いや、それから課長、部長の御答弁を伺っていると、もう本当にオープンが楽しみになってまいりました。懸念だった第13条の禁止行為ですけれども、子供たちの活動や地域のにぎわい創出を

阻害するものではないことが質疑、答弁の中でよく分かりました。矢川プラスは、部長もおっしゃっていましたが、決してクローズなものではなくて、誰もが自然と関わりたくなるような、にぎやかで楽しい場所であってほしいと思っています。

以前、子供たちに国立市に何が欲しいか、何が足りないと思うかというのを聞いたときに、口をそろえて言われたのが、アスレチックで遊べる場所だったんです。あのときの子供たちは、恐らくもう少し大きくなってしまったと思うんですけども、でも、矢川プラスができることで国立市が自分たちの声を実現してくれた、子供が夢をちゃんとかなえるまちであったということがきっと分かってもらえると思います。本来、条例というのは様々な規則でいろいろ縛っていくものではありませんけれども、この条例がせっかくできる子供の夢の施設を制約することのないよう、国立市としての熱い思いを、しっかりと条例以外のところでも伝えながら施設を発展させていっていただきたいとお願いをして、この条例案には賛成いたします。

○【石井伸之委員】 第1号議案に関しては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずはネーミングライツについては、ぜひともよろしくお願いを致します。できれば乳酸菌飲料を販売する業者さん、片仮名で4文字の会社さんとか、そういった企業さんに、例えば有名なプロ野球の選手に来ていただくとか、そういったことも考えられるかと思しますので、ぜひとも盛り上げる手法の検討をお願いいたします。そういった中で、また、福祉避難所としての役割、そういったものも御検討のほうをお願いいたします。

向陽保育園さん、矢川保育園さん、あじさい保育園さんであったり、オリーブさんであったりハイビスカスさん、また、様々な高齢者施設等も近くにありますので、そういった方々とも連携をする中で、いざ災害時に避難をした際に、こういった形で利活用できるのかという部分についても御検討をお願いを致します。

そして、先ほど松葉部長からオンラインゲームとの決別、これはいい言葉です。私も一時期はまって、そうすると夜眠れなくなってしまうという大変な弊害があるものだという事を気づきまして、程なくしてやめたわけなんですけれども、ぜひともその辺りから決別するためにどうすればよいのかという部分も御検討をお願いいたします。

そして、図書コーナーはぜひ望月議員や藤江議員も言うております、漫画のほうをぜひ置いていただきたいと思ひます。それで、例えば漫画を置いて、『お〜い！竜馬』という漫画があったら、その隣に『竜馬がゆく』、司馬遼太郎さんの本を置いておくとか、新選組の漫画があったら、その隣に『新選組血風録』を置いておくとか、いろいろと漫画を読んで、さらに内容を突き詰めたいというときに様々な小説があると、ぜひともそちらのほうに入ることによって本の面白さ、深みとかいろいろなものを知ることができるようになると思ひますので、そういった仕掛けづくりもお願いを致します。

あと、ぜひ始まる最初のこけら落とし、これは非常に重要だと思ひます。そういった中で、例えば、国立市の観光大使になっていただいています、三浦祐太朗さんに来ていただいて、そこで歌を歌っていただくとか、もちろんそれはいろいろと難しい権利の問題等あるかもしれませんが、ぜひとも、いかにマスコミに訴えて、そして、それがどれだけ全国に発信できるかという仕掛けを、ぜひともよろしくお願いを致します。それによって、国立市の矢川プラスがさらに全国に発信されることにつながりますので、ぜひともその点、御検討いただきますようお願いを致します。以上です。

○【古濱薫委員】 賛成を致します。

小さな子から高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れて、今では感染症ですが、留意しながらも集える居

場所、市民にとって町なかの大きな家、大きな庭、大変いい言葉だと思います。それを運営していくための条例ですと理解をしました。地域の力を生かしてカフェ運営など、市民参加を大いにしていたきたいと思います。中高生相当の子たちには勉強のできるカウンター、ゲームをしても逆に私は怒られない、ゲームを存分にできる場所であってほしいと思います。また、音楽ができるスタジオがあると聞いています。学校の時間でも遠慮なく過ごせる場所、どうしてここにいるのなどと声をかけられない、適切な対応のできる大人にはいてほしいです。これが大事です。大人の教育も、ぜひ大事にしていたきたいと思います。

中高生相当の子たちが自由に集まると同時に、安全安心に過ごせる居場所という難しい事業に取り組もうとしている市には、大変期待をするところです。これまでの実績を生かして、伸び伸びとした運営を行ってほしいです。運営には、恐らく子どもの夢・未来事業団がつくのかと予想しますが、理事の面々、実績のある方々ですから、その力を存分に活用していただきたいです。どんな空間にしたいのか、どんな時間を過ごしてほしいのか、子供たちに将来どんな大人になってほしいのか、カーテン1枚、お茶を入れるカップ1客、ベンチの置き方、その一つ一つ、こういう細かいところでもどんな選択をするのか表れます。ぜひ専門家、子供の育ちに精通する方々、理事の方々の力を活用してください。そして、市民の声、とりわけ当事者である子供たちの声を丁寧に取りに行き、出向いてでも、ないからないではない、聞こえないからないのではない、聞きに行き、そういった姿勢を忘れずに運営していただきたいです。賛成です。

○【望月健一委員】 本案には賛成いたします。

まず、1つ目の、たしか市内だと思うんですけども、介護が必要な高齢者がいらっしゃる、そういう方たちの社会活動をしているところもあります。そういった団体さんとも話を伺いながら、ただ生きがい就労的な形が何かできないのかというのは模索をお願いいたします。

そして、子供の居場所に関しては、どんな子供でも来れるような体制を、当然市もそう考えているでしょうけれども、お願いいたします。私はたとえ、繁華街に行く、行っていることは全然悪くないと思うんです。むしろ行ったほうが良いと思うので、社会経験上。そういった子供たちも矢川プラスに魅力を感じて参加できるような体制づくりをお願いいたします。

地域には昔、様々な繁華街とかも通いながらも、今はしっかり人生経験を積んで、立派に地域活動に貢献されている大人が国立市には多くいます。そういった方たちの協力も得ながら、矢川プラス、地域の人たちの協力を得ながらやっていただければと思います。

また、コミュニティカフェに関しては、横浜の高校に、これは他の委員さんもおっしゃっていますが、いい事例もありますので、そういった方のお力もお借りしながら、どういったカフェ運営ができるのか、模索をお願いいたします。

そして、これも他の委員さん、石井伸之委員がおっしゃっていましたが、漫画等ということもお願いいたします。そして、それに関連する小説です。私は図書館の、前に質疑させていただきましたけれども、漫画をきっかけにして、さらに深く知りたいというのは当然、人間だったらあると思うんです。そこから広がる本の経験もあると思いますので、そういったことも含めてお願いいたします。

難しい面はあると思います、この矢川プラスに関しては、でも失敗を恐れず、トライアンドエラーで様々なことを行う中、まずは地域というものを大切にさせていただいて、矢川だったら何ができるのか、そういった地域の皆さんのお力をお借りしながら運営をお願いいたします。以上です。

○【高柳貴美代委員】 まずもって、平成26年から庁内検討会をもって、ここまで来たということに

本当に感謝をさせていただきたいと思います。今日の質疑と答弁から、部長をはじめとする課長の皆さんの熱い思いが私にも伝わってまいりました。

先ほども申し上げましたが、子供が真ん中の国立市の政策を体现できる場所であってほしいと思っています。この場所の隣の矢川保育園ができたときに、私も議員のメンバーで、みんなで見学に行かせていただきました。あそこにロープの遊具がありまして、ここに今いらっしゃる望月委員も、実際にロープを、遊具を使われて、本当にあそこに行ったら、みんな子供に戻ったような感覚を得ることができたのを、つい昨日のこのように思っています。そんな感覚を、きっと体现できる場にしていただきたいと思っています。

また、児童館の在り方検討会というのは非常に重要であると思います。児童館はいろいろな場所にありますけれども、まだまだ使い方が、もう少し改善してくれば、新たな居場所としてできるのではないかと思いますので、その辺のところも、今後とも力を入れていただきたいと思います。私は、一言で言えば、くにたち未来共創拠点矢川プラスが、子供たちにとっての自宅でもない、学校でもない、本当にサードプレイスで私はあってほしいと思っています。今回の条例の中で、今、御答弁を伺いますと非常に可能性がある、そしてまた、自由度を高く考えてくださっているということを非常に高く評価させていただきたいと思います。今後、指定管理者を募っていき、また、規則を決めていくということ、具体的なことを決めていかなければならないと思います。その際には、非常に難しいことだとは思いますが、この場所は何とか可能性高く、自由度高く、行っていただきたいと思っています。

また、カフェについてですが、いつも私は社協の福祉会館のわかばさんのことをお願いしてまいりました。本当に場所も小さな場所ですけれども、職員の皆様の御努力によって、今、大きく変わろうとしているという実績もあります。その辺のところも、社協さんとも連携をしてということでしたので、その辺のところの連携も今後、考えていっていただきたいと思います。

私もくにたち未来共創拠点矢川プラス条例案に賛成と致します。

○【住友珠美委員長】 それでは、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後 3 時 1 4 分休憩



午後 3 時 3 0 分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(3) 第 8 号議案 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例の一部を改正する条例案

○【住友珠美委員長】 第 8 号議案国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 それでは、第 8 号議案国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例案は、国立市しょうがいしゃ施策推進協議会の会議を行うに当たりまして、しょうがいしゃが委員となった場合の支援者の同席に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案に沿って御説明いたします。支援者の同席に関する規定を追加するため、条例中第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に支援者の同席に関する規定を追加いたします。

付則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上が国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例の一部を改正する条例案の補足説明でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。古濱委員。

○【古濱薫委員】 条例の一部を改正する条例案です。特性により必要があると認めるときは、支援の方も同席なさって、その方にも謝礼を支払うように、以前のように戻すというか、1回これが外れてしまって、その前も行われていたが、それをきちんと明文化して戻しますということだと理解しています。支援者の方の会議における役割についてちょっと確認したいと思います。付き添ってきていただいて支援をしていく役割をどう考えていますか。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。この条文の中にもありますとおり、「当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援」というところをまず規定させていただいております。具体的には、進行する議題の補足的な説明、それからしょうがいの方の状況にもよりますけれども、代わりに発言するとか、そういったものを想定しているところでございます。以上でございます。

○【古濱薫委員】 分かりました。そういったしょうがいをお持ちの方や特性のある方で、市内、他の協議会とか審議会の中にもいらっしゃると思うのですが、同じようにされているのか。支援者の方の扱いはどうなっているのか教えてください。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。全ての委員会の審議委員について、全てを私のほうでは把握してございませんが、例えば同じ健康福祉部内の地域福祉計画の策定委員会のほうでは、既にこのような補助者の規定で行っているといった事例を聞いているところでございます。その下に同様な形でこの協議会も進めさせていただければと考えているところでございます。以上でございます。

○【青木淳子委員】 何点が質疑させていただきます。12月の改正のときに、なぜこの条文、支援者の同席が抜け落ちてしまったのか、その点を教えてください。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。委員おっしゃいますとおり、この協議会につきましては、昨年令和3年12月、第4回の定例会に初めて条例案として出させていただいたものでございます。それまではしょうがいしゃ計画を策定するに当たっては、しょうがいしゃ計画策定委員会条例に基づいてやっておりましたが、今回、新しくこの推進協議会の条例をつくりましたのは、この計画の中間評価、そこから次期計画の策定、これを一体的に1つの審議会の中で行うということを企図して、新たな条例という形で考えておりました。

その際に、当然前身となりますしょうがいしゃ計画策定委員会条例の中には支援者の同席という条文が入っておりました。こちらにつきましては、その条文が入っているということは確認しておったのでございますけれども、これにつきましては、既に例えばしょうがいしゃへの合理的配慮の考えですとか、先ほどありました規定がなくても、既に支援者を同席させるような形での審議会を行っているような前例もございましたので、このような形で規定に明文化しなくとも、しょうがい当事者の参

画については、支援者の同席は必要不可欠なものであるとの認識から、こういったものを規定しなかったところでございます。

ただ、その後の経過におきまして、まず、しょうがいしゃ計画策定委員会条例の中に支援者の同席という条文を入れたのは、当時のしょうがい当事者の方々の思い、それについては、こういったしょうがいしゃ施策に関わる審議会に参画する際の大切な権利というところもありまして、当事者の方々の思いも伺ったため、改めてこのような改正をさせていただいたところでございます。

私どもとしては、当たり前に支援者の同席というところを考えていたんですけれども、こういった明文化することによって、しょうがい当事者の方々の大切な思いというものを今後引き継いでいくというところになろうかと思えます。そこに当初気がつけなかった部分については、大変申し訳なく思っておりますが、改めてそういった思いも確認した上で、本改正によって支援者の同席を明文化し、様々な当事者の方の審議会の参画については考えてまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。やはり明文化することが大変重要であるということがよく分かりました。やはり参画していただくしょうがいしゃの皆様のことをしっかりここで受け止めて、支援者の方とともにしっかりと参画をしていただくということが確認できました。

先ほどの答弁の中で、規定がなくても同席をしていただいていたと。それに関して、謝礼を支払うことができるという文言が入っておりますけれども、規定がなくても、同席した方にそういった謝礼は支払われていたのでしょうか。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。しょうがいしゃ計画策定委員会につきましては、条例の中に同席と謝礼を支払う旨の規定がありましたので、この条例にのっとった形であったかと思えます。あともう1つは、地域福祉計画のほうは、私が以前福祉総務課長で担当させていただいたときも、既にこのような形で支援者の同席なども行っておりました。その際にも謝礼のほうは支払っておりました。それはいわゆるしょうがいしゃの方が参画する際の合理的配慮という中での規定で予算のほうも計上させていただいておりましたし、その中で謝礼の支払いを行ったところでございます。そのような形でやっております、そういうところもできていたので、今度の協議会の中には明文化しなくても支援、謝礼の予算につきましては、私ども明文化はしてなくても計上はしておりますし、そのような形でできるのではないかと考えていたところでございます。以上でございます。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、第8号議案について、上村和子議員から発言したいとの申出がありました。

お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、上村議員の発言を許可することに決定いたしました。

なお、申合せにより、委員外議員は、委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことができず、採決に参加することができません。また、発言時間は1議題10分程度となっております。上村議員。

○【上村和子議員】 ありがとうございます。今回の改正案ですが、今年の12月議会の最終本会議で私が当事者の意見を聞いて発言し、そしてそれを踏まえて、市長が出し直すということで出たものと解釈しております。それを前提に質疑をします。

1回消されたこの条文ですが、これは永見市長が福祉部長のときに、しょうがい当事者の市民とし

ようがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言に基づき、つくり上げた条文でした。皆様の机の上に、先ほどその根拠となった会議録をお配りさせていただきました。平成17年、2005年第2回定例会会議録です。ここで初めて、永見市長、当時福祉部長ですが、答弁しています。それを踏まえて、支援者に対する公的保障をしなくてはいけないのだということを述べて、そして福祉部を中心として進めていくんだという決意を述べている文です。

皆さんに配らせていただきましたが、このときの永見福祉部長の答弁、知的しょうがいの人、精神しょうがいしゃ、身体しょうがいしゃにどういう配慮が必要なのか。まだこの当時は障害者差別解消法が多分出ていない時代じゃないかと思いますが、この時代にあって、当時の永見福祉部長は、最後ですが、いろいろなしょうがいをお持ちの方には、それなりの特性に応じた支援がないと公的活動が難しいということが明らかになってきたというような具体例を挙げて、その気づきを言っています。さらに、気づいたことに対して、私が、これ日本の中で飛び抜けてトップを行ってますねと言いまして、それに含めて永見福祉部長が、こういう委員をサポートする支援者にも何らかの公的な経済的支援というのをしていかなければならないだろう、保障していかなければいけない。これは今後検討すべき課題だと、庁内的に合意を図るよう福祉部が主体となって取り組んでいきたいというふうに述べて実現していくわけです。これが最初でした。17年前のときに、既にこれだけの気づきをして、福祉部が主体となって生まれた、当事者の声を踏まえて生まれた大切な条文だったわけです。

それが1回消されました。消えましたよと言って、慌ててまた復活したと。この消えて復活したということで、果たして永見市長が目指した理念は、今回の改正案で市役所全体に継承されたのだろうか。中身を含めて——中身というのは、17年前に永見福祉部長が気づいたこと、そこを含めて伺いたいと思います。

○【大川健康福祉部長】 当時、福祉部長であった永見市長が気づかれたこと、そしてそこから具体的な方策を示して、これまで続いてきているというようなことがありまして、これにつきましては、継承しているというふうに私も考えてございます。特に福祉部門におきましては、市の計画に当事者の方が参画するということは必須でありまして、その方がお一人でなかなか公的な活動に参加は難しいということであれば、支援者の方がつくということが当たり前になっているという感覚を持ってございます。

今回、事務局にそういった思いがなかったわけではありませんが、この部分は、逆に言うと、こういった計画を立てる上での肝になるところであります。これは当たり前に来てきたので、文字化するまで至らなかったということではございますが、これが抜けてしまったことで、地域で暮らしながら公的な活動にも参加して、その中で今まで御苦勞をされてきた当事者の方々からすると、これが抜けたことでかなり御不安になってしまったということがあります。ですので、そのことをまずは反省したいと思います。大変申し訳なかったと思っております。今だからこそ、改めてこの内容を文字として残すことの重要性、そして配慮していくことの重要性を認識しております。

今、福祉部門というふうに私申し上げましたけれども、確かにしょうがいしゃ支援課の計画策定に関わる職員にとっては、こういった配慮が当たり前であると。ただし、それがしょうがいしゃ支援課、健康福祉部全体の職員、課のケースワーカーたちにまでしっかり浸透しているかどうか。もっと言うと健康福祉部を超えて、しょうがいを持つ方が関わる様々な場面での、その部署において、そういった感覚がきちんと浸透しているか、通っているか、これが問われているんだと思います。今回の条例が当たり前で配慮していくことの象徴だとすれば、当時の永見部長もおっしゃった、今の永見

市長がおっしゃったような足りないところを埋めていく、そういった働きかけ、発信を健康福祉部のほうから積極的に行っていかなければならないと思っております。そういったしょうがいしゃ計画の策定、これと並行して、全庁に向けた健康福祉部からの発信も行っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○【上村和子議員】 2005年のときに、当時の永見福祉部長はこういうことを言っています。知的しょうがいしゃとか、精神しょうがいしゃには陪席者が要るんだと、1人では駄目なんだと。それと、精神しょうがいの人々が1人でずっとコンスタントに出るのがきつい場合には代理を認めていくんだと。それで分かりにくい場合はルビを資料に使うとか、ホワイトボードで分かりやすく説明するんだと、こういう細かな配慮が必要だ。まさしく合理的配慮がなければ、しょうがい当事者の参画は困難なんだということを気づきとして言っているわけです。それは、耳が聞こえない人には手話通訳が当然必要ですし、もっと今、様々な多様な支援が必要になってきていると思うんです。これを福祉部が中心にやった。今後は、17年たって、これが国立のスタンダードになっているのか。全庁的にこのこと、精神が全職員に行き渡って当たり前になったと言い切れるのかと。ここは市長、どうですか。私は当たり前になまっていないと思うんです。だから、もう一回全庁的にやったほうがいいと思う。どうですか。

○【永見市長】 非常に耳が痛くて、難しい問題です。特に職員が年々退職し、また新しい職員が入ってきたときに、国立ってこういうまちなんだ、こういう行政をしていくんだ。こういう理念でやっていくんだということを常に継承していく努力、そしてそれを全庁に徹底していく努力というのは、一度絶えると、職員は絶えてしまいますから、そういうことを不断にやりながら、今回のことを1つの教訓にして、改めてこの在り方については庁内徹底を図るとともに、職員が卒業し、入ってきても、それがちゃんと継承されていく、こういうことをしっかりとやっていきたい、このように思っています。

○【上村和子議員】 今日ここにおられる永見市長とか関課長とか大川部長というのは体験的に分かっているんですけど、それより若い職員にしてみたら、初めてのことのような気がします。皆さんたちが既に語り部にならなければいけないんだと思うんです。殊に今遅れているのが教育委員会部局だと思います。教育委員会のほうの教育委員会そのものもそうですけれども、もっと教育委員会の中でもこういうのがスタンダードになっていくような働きかけが必要じゃないかと思うんですが、ここに教育委員会部局が入っていないので、そこに関してぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○【大川健康福祉部長】 もちろん健康福祉部から教育委員会のほうに働きかけていくというようなこと、都度都度必要だというふうに感じている場面がございますので、それは私どもも意識してやっていきたいと思っております。

○【上村和子議員】 大川部長が言ってくれたとおり、1回消した、ここにこそ肝がある。ここにこそ大事な意味があるということ再度自覚されて、当事者抜きに当事者のことを決めない。そして、当事者を真ん中に置きながら、防災も含めて、教育も含めて、しょうがいしゃが当たり前で暮らしやすいものを行政としてつくり上げてください。

○【住友珠美委員長】 質疑を打ち切り、討論に入ります。石井伸之委員。

○【石井伸之委員】 端的に討論させていただきます。

いみじくも今永見市長から、後輩職員への伝達がしっかりされているのかどうか、この点について答弁がございました。そういった中で、私思い出すのは、佐藤一夫前市長が平成28年11月8日、佐倉

市における平和首長会議において、平和・人権について、国立市が何を考えたかという口伝です。つまり、「口伝を他人から受け、自発的且つ主体的にどれだけ行動を取ることができるかが大切だと思います」という一文を、今、上村議員の質疑を聞いて思い出しました。やはりしっかりと口で伝えないと物事というのは伝わっていかないんだなということを感じました。紙やデータで渡しても、それが果たして本当に後輩の職員に伝わるかどうかという、意外とそこは伝わっていないのかなということを感じると、やはりしっかりと言葉でかみ砕いた中でインプットして、そしてアウトプットしていくという、やはりこの行為が必要ではないかなと感じました。ぜひとも自分の言葉に置き換えて、そして後輩職員に伝えていくということを、これは全ての事業においても関わることだと思いますので、ぜひともその点を行っていただきますようお願いを致しまして、本条例案には賛成と致します。以上です。

○【古濱薫委員】 賛成を致します。

市においては、しょうがいしゃが当たり前前に暮らすまちづくりを日々行うよう努力をしていることはよく分かっております。同席する支援者の方が、会議がよりよく成り立つように働きをしてくださっていることが課長の答弁から分かりました。協議会の委員の方のお考えが十分に述べられ、事業に活かされるよう、市のほうも、それ以外にも会議の事前に説明を行ったり、丁寧に準備しているということは、前回の議会でお聞きしました。それなのに、なぜ支援者の方への一節が抜け落ちていたか。

明文化しなくても当たり前に行っていたからだということも、この内容から分かりました。当たり前に行くことであるという、その感覚は市のたけた部分であると評価もできますが、当事者の方にとってみれば、市がこれから先、変わらないとも限らない。市長が別の方になったらどうしよう。部長、課長が人事異動で別の人になったら、引継ぎで抜け落ちたらどうなるのだろう。その当たり前が実行されるかの保証があるのだろうか。御苦勞のあった当事者の方々に不安を抱かせるものだと部長からも答弁がありました。せっかく力を持っている国立市ですから、今後はそういった部分もよろしくお願ひしたいところです。

一方で、ほかの協議会や審議会の状況を精査する必要があると思います。福祉部門ではない、ほかの会議体でも当事者の御参加はあると思います。委員の方の力が存分に発揮されるよう、それを支援なさる方の重要性をこの場で確認できた機会ですから、市内機関、庁内での精査をよろしくお願ひいたします。

○【青木淳子委員】 第8号議案、賛成の立場で討論いたします。

第8条には支援者の同席、「会長は、委員がしょうがいしゃである場合において、当該委員のしょうがいの特性により必要があると認めるときは、当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援を行う支援者を会議に同席させることができる」。そして2項では、「市長は、前項に規定する支援者が会議に同席したときは、当該支援者に対して謝礼を支払うことができる」としっかりと、きちんと明文化することになり、予算化もされているということでもあります。

明文化して予算がつくということは、しょうがいしゃの皆さんの公的活動を市として補助することであり、しょうがいしゃの皆さんの声を国立市は聴きますという誠実な姿勢の表れであると考えます。前回の改正では支援者の同席の部分の条文が抜け落ちてしまったこと、当たり前であったからという御答弁でありましたけれども、大変残念です。しかし、今議会に提出され、これにより当事者の方が支援者の方とともに安心して参加できる環境整備ができたと考えます。やはり当事者の声を聴いていくことは重要であることを改めて確認いたしました。国立市のソーシャルインクルージョンの理念を

体現していくことは大変重要な視点です。今後は、このようなことが起きないように庁内でしっかりと情報共有していただくことをお願いし、本条例案に賛成いたします。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

出席説明員の入替えのため、暫時休憩と致します。

午後 3 時 5 5 分休憩

_____ ◇ _____

午後 3 時 5 6 分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

_____ ◇ _____

議題(4) 第9号議案 国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○【住友珠美委員長】 第9号議案国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第9号議案国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

初めに、本条例案の主な改正内容について御説明させていただきます。

福祉保険委員会資料No.8、国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の主な内容についてを御覧ください。

本改正案は3点ございます。1 ページの1、国民健康保険税課税限度額の引上げについてでございます。(1)改正内容ですが、国基準に合わせるため、医療給付分を63万円から65万円に2万円の増額、後期高齢者支援金等分を19万円から20万円に1万円の増額をするものでございます。課税限度額到達所得金額は、医療給付分が1,188万4,536円、後期高齢者支援金等分が1,098万5,556円となっております。なお、今回は介護納付金分の改正はございません。

(2)改正による影響でございます。①対象世帯数は約190世帯となります。②影響額ですが、医療給付分と後期高齢者支援金等分を合わせまして、568万1,000円の歳入増加となります。

該当条項は第2条及び第21条で、施行日は、地方税法施行令が公布され次第、規則で定めることとし、令和4年4月1日の予定となっております。

続きまして、裏面2ページを御覧ください。2、未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減についてでございます。

(1)改正内容ですが、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、未就学児に係る国民健康保険税について、医療給付分及び後期高齢者支援金等分の均等割額を5割軽減いたします。

その下の表では、国立市均等割の軽減額を記載しております。これまでの所得金額に応じて、2割、5割及び7割の軽減を行う未就学児につきましては、軽減を行った後の納付額から、さらに5割の軽

減を行うものでございます。

(2)改正による影響でございます。①対象者数ですが、約350人となります。②影響額ですが、約413万円の歳入減となります。ただし、これまでの均等割軽減と同様に基盤安定負担金として、国が2分の1、都が4分の1を負担するため、市は残りの4分の1の負担となりまして、103万2,500円でございます。該当条項は第21条で、施行日は、令和4年4月1日となります。

最後に、3のその他です。地方税法等の改正及び上記2の改正に伴う所要の規定の整理を行うものでございます。該当条項は第3条、第4条、第13条、第21条、第22条、附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの規定でございます。施行日は、令和4年4月1日または公布の日となります。

なお、改正部分につきましては、福祉保険委員会資料No.7、国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表を提出させていただいておりますので、御参照くださいますようお願い申し上げます。以上が国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の内容でございます。御審査のほどよろしくようお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

出席説明員の入替えのため、暫時休憩と致します。

午後4時2分休憩



午後4時3分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(5) 第11号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算(第9号)案
(歳入のうち所管する部分、民生費、衛生費)

○【住友珠美委員長】 第11号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第9号)案のうち福祉保険委員会が所管する歳入、民生費の一部、衛生費の一部を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第11号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第9号)案のうち、福祉保険委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正は、福祉保険委員会の所管するものは追加が1件です。保育士等処遇改善臨時特例交付金は、国の令和3年度補正予算に対応し、保育士等の処遇改善として、賃上げ効果継続の取組を行う施設に対して補助を行うため、3,192万7,000円の繰越明許費を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。なお、項目が多い科目につきましては、主なものを御説明いたします。款15国庫支出金、項1国庫負担金は、歳出の補正予算に対応し、児童手当負担金を減額するものでございます。項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、保育士等処遇改善臨時特例交付金を追加するものでございます。

款16都支出金、項1都負担金は、歳出の補正予算に対応し、児童手当負担金を減額するものでございます。14ページから17ページにかけてが、項2都補助金です。16ページ、17ページをお開きください。補助金額の確定により、子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金を追加するものでございます。

款19繰入金、項1特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計の補正予算に伴い、繰入金を増額するものでございます。16ページから19ページにかけてが、項2基金繰入金です。18ページ、19ページをお開きください。歳出に連動して青少年育英基金繰入金を減額するものでございます。

続いて、歳出の補足説明を致します。歳出につきましては、大半が決算見込み、契約差金等による減額です。主なものについて御説明いたします。

30ページから33ページにかけてが、款3民生費、項1社会福祉費です。

30ページ、31ページをお開きください。決算見込みにより救急通報システム業務委託料を減額するほか、デイホーム事業の受託事業者に対する感染症対策等の支援として、高齢者福祉事業受託法人感染症対策等支援補助金を追加するものでございます。また、32ページ、33ページでは、各特別会計補正予算に伴い、繰出金を増額または減額しております。

32ページから41ページにかけてが、項2児童福祉費です。34ページ、35ページでは児童手当を、36ページ、37ページでは認証保育所運営費補助金を決算見込みにより減額するものでございます。また、36ページ、37ページでは私立保育園及び地域型保育において、38ページ、39ページでは幼稚園等において、それぞれ国の補正予算に対応し保育士等の処遇改善を図るため、保育士等処遇改善臨時特例交付金を追加するものでございます。

42ページ、43ページをお開きください。項3生活保護費は、契約差金により医療費適正化事業委託料を減額するものでございます。

44ページ、45ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費は、決算見込みにより母子保健事業に係る医科・歯科健診等委託料を減額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。石井めぐみ委員。

○【石井めぐみ委員】 よろしく願いいたします。まず、35ページです。子どもの居場所づくり事業補助金事業費、これ200万円ぐらい減額されているんですけども、これはどういった理由でしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 子どもの居場所づくり事業補助金の200万円の減額についてですが、子ども食堂への補助を実施する上では、食堂事業の実績のある団体さんに1日の可能食数ですとか、月間でどれぐらいの日数を開所できるのかということと事前にヒアリングをさせていただいて、ある程度上限はございますけれども、それによって補助額を決定させていただいた経緯がございます。

それによって予算を組ませていただいたんですが、実際に年度明けてから、その他の事業を実施す

る関係とかで、予定をしていた団体さん、2団体がちょっと食堂実施が難しくなったということで、実際には補助金の申請をされなかったということになります。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。そうしますと、コロナの影響ではなくて、ほかの事業をやるからということで応募されなかったということですか。

○【清水施策推進担当課長】 様々ほかにも事業をやっている団体さんだったものですから、コロナの部分でそっちの事業のほうがちょっと忙しくなったというのが1団体さんございました。もう1団体さんは、人の手配が難しくなって辞退というのがあったものでございます。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。2か所できなくなったことでというか、申請がなかったことで、例えば子供たちが困ったとか、そういった御意見が寄せられたということはないのでしょうか。

○【清水施策推進担当課長】 直接2か所がなくなったことによって子供たちが困ったというような声自体は伺ってはいませんが、やはり定着していた団体さんではありましたので、そういった部分はあったのかもしれないとは思ってございます。

○【石井めぐみ委員】 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、続けて43ページです。これは生活保護事業費の中の医療費適正化事業委託料です。この委託料の概要というのをまず教えていただけますでしょうか。

○【北村生活福祉担当課長】 こちらの事業につきましては、生活保護を受けている方のレセプトデータですとか、健診データを分析しまして、医療扶助の現状と課題を把握するとともに、被保護者の適正な受診行動を促しまして、医療扶助費の適正化及び被保護者の生活の質の向上を目的とする事業の委託となっております。

具体的には、医療扶助のレセプトデータですとか、被保護者のデータ等を用いまして、医療扶助の実態を把握するため、分析結果を報告書等でこちらへ提出していただく事業となっております。その委託となります。

○【石井めぐみ委員】 分かりました。生活保護の事業の中で一番問題になっているのが、やはり医療扶助の問題だというふうに聞いています。このデータ分析をすることで何か見えてくるものというのはあるのでしょうか。

○【北村生活福祉担当課長】 このデータの分析結果になるんですけれども、疾病分類に基づく医療費につきましては、上から統合失調症等の精神疾患、悪性新生物、がんになりますけれども、そちらと糖尿病の3つが高額になっているというのがデータとしては分かるところなのかなと。

このうち、こちらのほうで行っている生活習慣病予防として健康管理支援を実際行っている糖尿病に関しましては、生活保護受給者の糖尿病の有病率が国民健康保険の有病率より約1.5倍高いというふうに見込まれております。実際、生活保護を受けている方というのは、国保、後期高齢者医療など社会保険以外の医療保険に加入していた場合、10割分が医療扶助という形になりますので、データが一概に比較の対象として正しいというわけではないんですけれども、統計データとしてはそういうことが見えているという形になります。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。やはりデータとしてしっかりと分析することで、どこに問題があるのかというのが見えてくるんだということがよく分かりました。今回、262万9,000円ですか、かなり大きく減額されていて、これ契約差金というお話だったんですが、実際には幾らぐらいでできたということなののでしょうか。

- 【北村生活福祉担当課長】 契約額が100万1,000円となります。
- 【石井めぐみ委員】 そしたら予定していたのは360万円ぐらいということですか。
- 【北村生活福祉担当課長】 当初予算は363万円を組んでおりまして、契約額が100万1,000円になりますので、今回減額ということで、262万9,000円の減額となっております。こちらは当初予算の見積りが結構、こちら見積り徴収していたところではあるんですが、大きかったということがありまして、次年度につきましては、大きく下げた形での予算計上をさせていただいているところとなります。
- 【石井めぐみ委員】 分かりました。すごく安くなったからといってデータ分析がいいかげんとか、そういう話ではないと思いますので、これはよかったなと思います。ありがとうございます。
- そうしましたら、最後もう一点、45ページです。母子保健関連経費です。これは健康診断等の内科・歯科健診等委託料が800万円ぐらいですか、大変大きく減額されているんですけども、この理由について教えてください。
- 【前田子育て支援課長】 お答えいたします。こちらの母子保健関連経費は、先ほどおっしゃっていただいたように医師会や歯科医師会に委託して実施している乳幼児健診、また、歯科医師会や医師会以外のところから、多くの専門職の方々が、心理職や助産師職等来ていただく、そういったものに係る委託料、あと妊婦健診に係る費用、新生児聴覚検査まで含めたものが主なものとなっております。コロナ禍で事業が一部中止になっていることであったりとか、妊娠の届出数が昨年度と同様、昨年度もコロナの影響で減少が見られているんですけども、今年度も昨年並みで推移しておりまして、それに伴いまして、妊婦健診の件数も同様に当初見込んだよりは伸びが見られなかったことが主な要因ではないかと考えておりますが、決算見込みに応じた減額となっております。以上です。
- 【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。そうしますと、妊婦健診が見込みより少なかったというのは、コロナ禍で病院に行きたくないとか、健診そのものが怖いというよりは、もっと単純に妊娠された方の人数が少なかったということでしょうか。
- 【前田子育て支援課長】 おっしゃるとおりなんですけれども、当初コロナが最初に流行したときは、確かに受診控え、健診に行くのもちょっと怖いというところでそういったものはございましたが、今は各医療機関ともかなり感染予防対策を取っておりまして、安心して御受診いただけるような体制を取っております。両親学級も感染予防対策を取りながら実施しております。なので、大体妊娠届出数と妊婦健診の受診件数というのは比例しているんですけども、妊娠届出件数に比べて妊婦健診数が大幅に減少しているということではございませんので、そういったところの減少ではないと考えております。
- 【古濱薫委員】 37ページからの保育従事職員等処遇改善事業補助金と保育士等処遇改善臨時特例交付金、それから39ページにもわたります保育士等処遇改善臨時特例交付金、保育従事職員等処遇改善事業補助金について伺います。これらは保育園とか幼稚園施設で働く方々の処遇改善、お給料を上げていこうという費用だと思いますけれども、このスケジュールを教えてください。
- 【川島児童青少年課長】 こちらにつきましては、令和3年度につきましては2月・3月分の賃金改善という形になりますので、今まさに保育園、幼稚園から申請を頂いているところでございまして、補正予算のほう成立いただきましたら、年度末に向かって、まず、補助金という形で支出のほうをさせていただいて、2月・3月分の賃金改善を行っていただくというところがございます。令和4年度分についても、こちら繰越しということで予算を組ませていただいております、これは来年度

に入りましてから申請を園のほうからしていただきまして、市のほうで補助金をお支払いして賃金改善に使っていただくという形のスケジュールとなっております。以上でございます。

○【古濱薫委員】 この申請作業なんですけれども、かなりの書類ですとかそろえなければならないもの、事務手続、園のほうに相当あると思うんですね。大変だという声ですとか、また、市がどういうフォローをしているのか教えてください。

○【川島児童青少年課長】 こちらにつきましては、かなりお問合せのほうを係のほうにも頂いております。担当係長のほうで毎日園のほうとやり取りをさせていただいて、丁寧なフォローをさせていただきながら申請作業のほうを今していただいているところでございます。

○【古濱薫委員】 小さな園がほとんどです。事務員さんといっても1名とか、今、毎日のように係の方が対応していると聞きました。相当な量があるんだろうなと感じます。賃金のほうの処遇改善なんですけれども、何か感覚的に分かる例でいいんですけれども、どのくらい、どんな方が改善されて上がっていくのか教えてください。

○【川島児童青少年課長】 こちらにつきましては、保育園で働く職員、特に職種を限定せずに、保育士のみならず、栄養士ですとか調理員、あるいは看護師も含めて賃金改善という形になっております。さらに正規、非正規にかかわらず、賃金改善という形で国のほうから方針が出されておりますので、園で働いている職員、ほぼ全て改善していただくということで、今、予定をしております。

○【古濱薫委員】 何%とか幾らとか、ちょっと分かるような、どのくらいよくなるんですよというのを教えてください。

○【川島児童青少年課長】 一応国のほうからは月額9,000円、3%程度の賃金改善ということで方針が出されてございます。

○【古濱薫委員】 分かりました。栄養士等も含んだ、保育士さんだけでなく、幼稚園教諭だけでなく、支援員とか、そういう方もカバーしている。そして、9,000円程度であると聞きました。処遇改善は、民間の保育園、幼稚園施設、叫ばれて久しいところなんですけれども、施設の中で給与面、待遇、そういった費用だと思うんですが、そうした中で改善をしても、なかなか外に見えないというか、こういったことが人材確保につながっていくのか、それが大きな課題だと思うんです。園によっては人材派遣会社に頼るようなところもあったり、そういったことを市はどう認識し、対応等考えとかありますか。

○【川島児童青少年課長】 こちらについては、保育園の園長先生ですとか、理事長先生などと私も直接お話しする中で、なかなか人が集まらないと。今、待機児童対策ということで、かなり保育園等を増やしてきている状況でございますので、なかなか保育士が足りないというお話はお伺いしているところです。委員おっしゃるように、民間の派遣とか紹介会社みたいなところをお願いして、かなりの例えば月額給料の3か月分ぐらいを支払って採用しているというようなお声も頂いているところです。

市として何ができるかというところでございます。東京都のほうでもある程度、年に何回かフェアみたいな形で保育士を募集するような場を設けまして、そこに保育園とかに来ていただいて保育園の紹介をするような形、採用できるような形のフェアみたいなものも行っておりますが、市独自でこういったことができるかということにつきましては、例えば保育園フェア、幼稚園フェアみたいな形で保護者向けのフェアみたいなのをやっておりますので、保育士を目指す方向けにそういったものができるか。あるいは先ほど矢川プラスのところでも部長が申し上げておりましたが、幼児教育センターが

できた後に、そこで研修を行っていくというところがございますので、例えば協定を結んでいる白梅学園ですとか、あと東京女子体育大学の学生さんなんかにも研修を受けていただいて、国立の幼児教育・保育を知っていただいて、国立市で働きたいと思っていただけるような環境を整えていくことを検討していきたいと考えております。

○【望月健一委員】 時間も時間ですので、先に通告した質疑のうち限定して質疑させていただきます。もし退席が可能であれば退席をお願いします。川島課長の部分と清水課長の部分、北村課長の部分に関しては、ヒアリングで分かった部分がございますので、その部分は割愛させていただきます。もし退席されるなら退席していただいて結構です。よろしくお願いします。

その上で質疑させていただきます。予算書33ページから質疑させていただきます。地域包括支援センター運営費の中で、新型コロナウイルス感染症における在宅療養者支援事業というものがございます。まず、この内容を教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 当該事業について御説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症における在宅療養者支援事業というのは、介護をしている家族が陽性になることによって要介護者の介護が行えない場合に、市が委託する訪問介護・訪問看護の事業者が介護・看護を代わって行うという事業になります。

○【望月健一委員】 では、実績を教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 こちらはこれまでのところ、訪問介護が5日、訪問看護が1日という実績にとどまっております。日頃から介護保険サービスを利用している家庭については、ワクチンの優先接種という考え方が今年度ありましたので、ワクチンの優先接種を受けた事業者がサービスを継続しなさいということになったこと、あとは陽性となった御家族の症状が軽くて、介護が続けることができたという例もありまして、そういったわけで介護が5日、看護が1日という実績にとどまりました。

○【望月健一委員】 御答弁ありがとうございます。今、答弁の中で、家族が感染された、症状によって自宅で恐らくその方自身は療養され、介護が必要な方の介護をしたという認識でまずいいですか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 数としては少なかったですが、陽性になられた御家族が症状としては大したことがなかったの、自宅で介護を続けますというおうちではございました。

○【望月健一委員】 例えば、素人質疑で恐縮なんですけど、そういったしますと介護が必要な、多分高齢者になるんですかね、そういった方の感染リスクといった点はどうなんでしょうか。教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 そのときの家庭については、実はこれ執行したのが全部第5波、デルタ株の頃だったんですね。オミクロン株ほどの感染力がなかったせい、この事業を執行したおうち、要介護者に関しては陰性でした。

○【望月健一委員】 なるほど。分かりました。では、新年から始まったオミクロン株に関しては、そういったケースはなかったということですか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 逆に全て御家族皆さんが陽性になってしまうという事態が生じていて、要介護者が陽性になった場合に関しては、介護保険所はサービスを継続しなさいということだったので、事業者さんのほうが訪問介護の時間を、感染拡大防止のために1回当たりの時間を短くするとか、介護の順番を1日の最後にするとか工夫をしながらサービスを継続していただきまし

た。

○【望月健一委員】 ちょっと安心しました。私が不安、多分これは多くの介護をしている家族が不安に思っていると思うんですが、自分が感染してしまった場合、高齢者の方につつしてしまうリスクがあると、そこで重症化してしまう可能性もある。今の答弁ですと、介護保険所は、そういった感染された御家庭に対しても介護サービスの事業者さんがサービスを継続しているということによろしいんですかね。まず、それを確認します。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 そのような状況になっております。よく続けてくださっています。

○【望月健一委員】 その介護事業者さんには感謝を申し上げます。大変難しい課題ではあると思うんですけども、何が最適解か、正直、自分が専門家じゃないので分かりません。ただ、今後も第7波、今も第6波が続いていますけれども、介護事業者さんがサービスを提供していただいて、それはいいのか——いいと思います。いいんですけど、市として何らかの想定ケース、今、家族全員が感染した場合、どうするのかというのは、その都度その都度、具体的なケースに基づいて判断していると思うんですけども、何らかこうしていこうみたいな方針はありますか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 家庭での介護を続けられたケースは多かったのですが、やはり個別に状況が違っていて、保健所と連携を取って、保健所が入院調整をしてくださって入院したというケースもありました。入院に当たっては、介護家族者のほうが先に御容体が悪くなってしまったので送り出す人が誰もなくて、保健所の車が迎えに来たときに、別居の御家族と協力しながら包括支援センターの職員がお迎えの車にお乗せするとか、本当に個別具体的にかなりいろいろなケースがありましたので、概して家庭介護が継続できたけれども、入院調整だったり、いろいろな事例はございました。

○【望月健一委員】 今、具体的なお話を聞いて、本当に感謝しております。多分、国立市内に多くいらっしゃる、こういった家族介護されている方は、自分のこともそうなんですけれども、自分が介護している方がどうなるのかというのがすごく心配なんです。そういった面で市がしっかりとこれまでもバックアップをされているということで、大変安心いたしました。

そういった安心、大変難しいケースであると思うんですけど、それぞれ具体的にやらなければいけないから。ただ、そういった市としてしっかりとやっていますということは何らか、そういった症状に家族全員がなってしまった場合には、市としてこれまでも対応してまいりましたといったことはしっかりとお伝えをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

次の質疑が——子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費に関しては後でやります。コロナのところで詳しく説明があったので、そこでやらせていただいて、予算書45ページ、乳幼児子育て支援事業費、母子保健関連経費について質疑いたします。状況については分かりました。そこも質疑すると言っていましたが、そこは分かったので割愛させていただいて、これは素人質疑だと思って聞いていただければ結構です。

私は予算特別委員会でも質疑させていただきましたけれども、できる限り、健診なり、がん検診なり、健康に関するものはライフステージに応じてまとめて申請ができる仕組みをつくってほしいと思っています。例えば、今回の医科・歯科健診の申込みの際とか、またはお子さんが健診を受診している間とか、そういった間に保護者の方が自分に関する健診、例えばがん検診などの御説明を受けたり、または申請ができたりできないか。または子供の健診時などにそういった申込みをまとめてでき

ないか。そういったことを調査研究できないか、まずお尋ねいたします。

○【前田子育て支援課長】 がん検診の御案内につきましては、コロナ禍が、感染がはやる以前は乳幼児健診の際に、待合の際にちょっとお時間をつくらせていただいて、健康増進課の職員が集団講話という形で御案内させていただいて、健診が終わった後、帰りに申請をしていただくと、そういった一応時間を設けたりしておりましたが、ちょっとここ2年ほど、今、乳幼児健診は集団健診なので、感染予防対策を取りまして、かなり受付時間を細かく区切って、1か所に集中してとどまることがないように厳密にゾーニングしながら実施して、そういったスタイルを取っておりますので、そういった時間を取るのが難しくなっているというのが現状です。おっしゃっていただいたように、子供の情報提供、いろいろな母子保健事業の御案内をする際に、保護者向けにがん検診の御案内をしていくということは、ほかにも母子保健事業であったり、あと訪問する機会もありまして、保護者と直接お会いする機会が子供保健は多いので、そういった機会を捉えて御案内したりとか、お子さんのいろいろな通知の中にそういったものも含めて入れるとか、そういった工夫はできると思うんです。所掌はもちろん健康増進課ではありますが、同じ建物ですので、その辺りは連携を取ってやっていけるとお思いますので、そちらは健康増進課と協議しながら、どんな形の情報提供ができるか、一緒に考えていきたいと考えております。以上です。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。まずはできるところから、よろしくお願ひします。以上です。

○【住友珠美委員長】 ここで休憩に入ります。

午後4時33分休憩



午後4時45分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。
質疑を続行します。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。古濱委員。

○【古濱薫委員】 討論いたします。子供が育つ環境において、保育園、幼稚園施設で働く保育士、幼稚園教諭、支援員や調理員、栄養士、事務の方々は大変重要です。子供のみならず、子育て中の保護者の支援を行い、子育てで迷ったとき、困ったとき、大変頼りになる地域の存在です。今回の補正予算にはそういった方々の処遇改善が含まれており、それは当然の費用だと考えます。また、このためには申請事務が必要です。これに限らず、申請の事務というのは大変な園の負担です。市には負担軽減のためのフォーマット提供や丁寧な説明など、よろしくお願ひしたいです。

また、そういった改善があっても、人材確保の苦しさ、人材派遣会社、紹介会社に登録しても来てもらえない、来てくれたとしても多額の手数料を、相場では年額給与の30%とも言われています。そういった費用を会社に支払わなければならない。何十万円にもなります。その金額を子供たちのために使ってもらえたらと悲しい思いです。市には、各フェア等を活用して、子どもの夢・未来事業団にも何らかの役割を担ってもらおう考えだと聞きましたので、子供を育てる人材の問題、引き続き取り組んでいただきたいと思います。この補正予算(第9号)案では、他の委員会でも所掌する部分において認められない箇所があるため、反対を致します。

○【青木淳子委員】 第11号議案一般会計補正予算案、賛成の立場で討論いたします。

一般会計補正予算（第9号）は、令和3年度一般会計の最後の補正予算に当たります。今回、予算の減額補正の理由が決算見込みや契約差金による減額が多いのですが、今回はコロナによる利用者の減など、実績見込み減による減額補正が多いことに、改めてコロナによる影響を感じました。

福祉保険委員会に付託される予算は、民生費や衛生費など、子供や高齢者などに関わる部分なので、コロナの影響が今後どのように出てくるのか、心身において悪影響を及ぼす、既に様々な事態が起きているかもしれませんが、大変に心配になりました。

生活保護事業費の医療費適正化事業委託料は契約差金により減額されるものですが、これは国が生活保護受給者の健康管理支援を推進するため、必要な経費を4分の3負担する事業です。データヘルスを参考に、データに基づき、成人病予防など健康管理を指導し、発症予防、重症化予防を推進するものですが、国立市においては、国立市保健センターと福祉事務所を兼務する保健師が保護受給者に面談し、食事指導や運動に関する指導を行い、効果が出て改善されたと、事前の課長との打合せで確認いたしました。国立市の保健師の皆さんは、大変に頼りになる方々です。きっと当事者の方に寄り添い、丁寧に関わり、励ましを送り続けた結果、効果が出て改善されたのだと思います。

医療費の適正化を進めるための事業であります。御本人にとっても健康管理が進み、数値が改善されたことは大変に有益であります。糖尿病の数値が改善するだけでなく、数値として出た結果は御本人の自信となり、前向きな取組となると考えます。地道な取組ではありますが、今後も引き続きよろしく願いいたします。

ようやくまん延防止等重点措置が3月21日に解除される予定とのことであり。これまでと同様に感染対策を十分に取りながら、この春、積極的に外に出て人と出会い、人とつながり、子供たちも元気に飛び出して春の息吹が感じられるような国立なることを願い、賛成の討論と致します。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで出席説明員の入替えのため、暫時休憩と致します。

午後4時50分休憩



午後4時50分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(6) 第12号議案 令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

○【住友珠美委員長】 第12号議案令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第12号議案令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について補足説明いたします。

初めに、歳入について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、決算見込みから2,141万2,000円増額するものでございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1国民健康保険災害臨時特例補助金は、保険税の減免について10分の6補填されることから、989万8,000円を増額するものでございます。

次に、款4都支出金、項1都補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金は、歳出の保険給付費と連動しており、ここで増額するため、1億362万3,000円増額、節2特別交付金は、保険税の減免について10分の4補填されることから、657万9,000円増額、補助額の確定に伴い、特定健康診査等負担金を81万円減額します。目2国民健康保険事業補助金につきましても補助額の確定に伴い、174万4,000円を増額し、合計で1億1,113万6,000円増額するものでございます。

次に、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金は、交付額の確定に伴い、1,020万5,000円増額、節2職員給与費等繰入金は、歳出の減額補正に伴い、197万5,000円の減額、節3出産育児一時金繰入金を476万円減額するものでございます。節4その他一般会計繰入金は、財源調整として6,451万8,000円を減額し、合計で6,104万8,000円減額するものでございます。

次に、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金として4,709万3,000円の増額をするものでございます。

歳入の最後になりますが、款8諸収入、項4雑入、目1返納金は、資格喪失後、受診分について、調査及び事務がさらに進んだことから返納金が増加し、440万円の増額、目3雑入は、令和元年度の退職被保険者等事業費納付金について精算確定されたため、345万2,000円の増額、合計で785万2,000円を増額するものでございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費は、目1の一般管理費が決算見込みから需用費、役務費及び委託料を減額、目2運営協議会費が、開催数の減に伴いまして、国保運営協議会委員報酬を減額し、合計で167万5,000円減額するものでございます。項2徴税费、目1賦課徴収費は、決算見込みから役務費を30万円減額するものでございます。

14ページから17ページ、款2保険給付費は、決算見込みから、項1療養諸費及び項2高額療養費を増額、項4出産育児諸費及び項5葬祭諸費を減額し、合計で9,633万4,000円増額するものでございます。

なお、令和3年度の動向と致しましては、大きな手術等による高額な医療費等の特筆的な要因はございません。受診件数及び日数が増加したものとなります。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、第4波となった4月から6月までのコロナによる公費のレセプトから確認しますと、各月300万円から500万円程度となっております。また、第5波となります6月から9月までは、各月500万円以上となり、8月診療分では1,800万円弱となっております。その後は減少傾向となっております。第6波となります令和4年1月受診分以降、これがどのような金額となるか、注視、分析してまいります。

18ページ、19ページの款3国民健康保険事業費納付金は、補助金等の確定から特定財源の内訳金額が変更となったものでございます。

20ページ、21ページ、款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、決算見込みにより特定健診委託料を167万円減額、項2保健事業費につきましても決算見込みに伴い、人間ドック委託料を40万円減額するものでございます。

最後に、22ページ、23ページ、款7諸支出金、項1償還金及び還付金、目1償還金及び還付金は、国民健康保険税還付金が60万円、国の補助金及び東京都の交付金について超過交付となった分を、国・都支出金等返納金として4,345万4,000円、合計で4,405万4,000円を増額するものでございます。

なお、国・都支出金等返納金のうち、このたび会計検査院からの指摘による特別調整交付金の自主返還金として、平成28年度から令和2年度までの合計278万7,000円を返還いたします。特別調整交付金につきましては、非自発的軽減による保険税減少分については基盤安定負担金で補助されているため、特別調整交付金の申請では交付額から控除しなければならないところ、これを控除せずに申請をしていたため過大交付となり返還となりました。前例踏襲で事務を行っていたため、交付基準の確認が薄れていたものでございます。大変申し訳ございませんでした。要綱等の再確認及びシステム帳票の再確認を既に行っておりまして、このようなことが二度と起きぬよう、さらに確認体制を強化し、事務処理に取り組んでまいります。以上が令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の内容でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。望月委員。

○【望月健一委員】 一、二分で終わります。1点だけ。都支出金についてお尋ねいたします。こちらの糖尿病重症化予防とか、がん検診受診率がこの補助金に影響するみたいですが、その影響額等が分かったら教えてください。

○【吉田健康増進課長】 こちらにつきましては、東京都の単独補助というものになります。令和3年度確定が来たのは、収納率で7,870万5,988円、糖尿病性腎症重症化予防取組で1,367万1,472円、そしてがん検診受診率向上で136万7,147円となっております。こちらにつきましては、特定健診の受診率向上であったり、ここにありますが、がん検診との併用受診、そういったものが補助対象となっております。毎年予算の範囲内で東京都が補助していますので、それで案分を掛けられているといったところになります。以上でございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。糖尿病重症化予防だったり、がん検診の受診率の向上が補助金額の向上に期していることが分かりました。これに関しましては、事前の説明で課長補佐の方が大変分かりやすい資料を作っていただきました。本当に感謝しております。多分この資料がなければ、この質疑はできませんでした。本当に感謝しております。本当に国立市の職員さん、どんどんよい人材が育っているなということ、改めて安心して感謝申し上げるところであります。

質疑に移りますけれども、このほか、こういった補助金を上げるために何かできることというのは、市としてはあるのでしょうか。

○【吉田健康増進課長】 従来からあります保険者努力支援というものがございます。補助金獲得に向けては、医療費通知の再度の実施であったりとかを行っております。あとは医療と介護の一体的実施事業を行うことによりまして、ここで令和4年度から保健センターが中心となって今動いて、実施に向けて行っております。そこにももちろん私たち健康増進課も入り込んでいきますので、それに対して補助金が得られるという部分も見えております。額については、まだお示しできませんが、そういったところが翌々年度からの対象になってくるというところになります。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。医療と介護の連携を行う理由としては、当然市民の皆様の御健康をしっかりと守っていく、これが第一の目的です。結果として、こうした補助金等も増えていくということであればしっかりと、さらに健康まちづくり戦略を進める中、医療と介護の連携に関しても進めていただければと思います。以上です。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(7) 第13号議案 令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算(第3号)案

○【住友珠美委員長】 第13号議案令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算(第3号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第13号議案令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算(第3号)案について補足説明させていただきます。

初めに、歳入について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。款1保険料は、歳出における地域支援事業費の決算見込みによる介護保険法のルールづけにより、383万1,000円を減額するものでございます。

款3国庫支出金は、歳出における地域支援事業費の決算見込みから454万3,000円を減額するものでございます。

款4支払基金交付金は、歳出における地域支援事業費の決算見込みから187万1,000円を減額するものでございます。

款5都支出金は、歳出における地域支援事業費の決算見込みから244万4,000円を減額するものでございます。

款7繰入金金は、歳出における地域支援事業費の決算見込みにより244万4,000円を減額するものでございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。款5地域支援事業費は、執行見込みにより1,513万3,000円を減額するものでございます。以上が第13号議案令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算(第3号)案の内容でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。望月委員。

○【望月健一委員】 これも端的に1問だけやります。13ページ、任意事業費に関してお尋ねいたします。認知症高齢者生活見守り事業謝礼とございますけれども、この認知症高齢者生活見守り事業というのは、どのような事業でしょうか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 こちらの事業は認知症の方を、研修を終えた市民の方がお手伝いをする、見守りをするという内容の事業になります。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。では、見守りを受ける対象者の方は、どのような方でしょうか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 認知症の方全般ということで、ただ、その方の御様子であっ

たりとか、お手伝いしたい内容というところで、お手伝いのマッチングが難しいことはありますけれども、こういう人は対象にならないとか、そういうことはあまりございません。

○【望月健一委員】 分かりました。では、その研修というのは、どのように行っているのでしょうか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 まず、ベースとなる研修として、認知症サポーター研修というのを広く行っております。こちらの研修は、市民の方に大変多く受けていただいているものになりますが、認知症サポーター研修を受講後、ステップアップ研修ということで、もう1つ理解を進めるような研修を受けていただいて、そのような方が見守り事業の伴走者と呼んでおりますけれども、見守り事業の担い手になっていただいております。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。その伴走者と呼ばれる方というのは、全くのボランティアなのでしょうか、それとも有償ボランティアなのでしょうか、教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 有償になります。こちらの謝礼を支払わせていただいているところです。1時間当たり1,000円で謝礼を支払わせていただいております。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。最近、同級生の友人と話す、大体介護の話ばかりなんです。家族の介護がどうしたとか、そういった話ばかり実はしていて、そういった方と、友人なんですけど話す、なかなか仕事以外で外出することができない。日を決めていると。この日は外出する、その代わりお弁当の手配をするみたいな。なかなか厳しい状況が友人と話してありまして、割とそういう方はいらっしゃると思うんです。介護の社会化が進んでいるとは言いつつも、やはり介護事業者に入っていただく時間以外は家族でしっかりと見守らなきゃいけない。特に認知症の方なんかはそうだと思います。

ここからはお願いというかあれなんですけど、見ず知らずのボランティアさんに入っていただくってなかなか、それまで人間関係ができていないので難しいというのを非常に感じる場所なんです。友人とかの話でも。それよりも以前の知り合いの方とか、友人の方に見守り、来ていただくほうが入りやすいと私は思います。対象者の方も安心すると思いますし、その辺り、市の見解としてはいかがでしょうか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 おっしゃるとおり、例えば今利用されている方で、地域の活動場所に見守り事業の方と一緒に来て参加されている方がいるんですが、まず最初に、市の職員がその活動場所にお連れをして気に入るかどうか。そしてその後、その活動場所にいる方が迎えに行く、送迎をするという形で見守り事業を始めたという経緯があります。なので、市の職員のほうも慣れている人と出会わせるとか、既に慣れている人に市の職員のほうが研修の機会を設けるとか、工夫は致しますので、こちらの事業のほうをそういった工夫で広めていきたいと思っております。

○【大川健康福祉部長】 ちょっと補足させていただきます。こちらの事業の本なんですけれども、しょうがいしゃ支援課のほうでやっております地域参加型介護サポート事業、あれは当事者の方、対象の方をよく知っている方が、資格がなくても入れるというようなケアの方法です。それを応用させていただいて認知症の方の対応をさせていただくというような、この事業を始めたきっかけというのはそういうような経過がございますので、今質疑委員がおっしゃった、その方のことを存じ上げている方、あるいは御友人の方がケアに入るというようなことが十分可能というようなことになってございます。以上です。

○【望月健一委員】 大川部長、答弁ありがとうございます。まさに国立市のしょうがいしゃの当

事者が切り開いてきた歴史があり、そういった経緯の下、こういった事業が生まれたということが分かりました。やはりその中で大切なのは、当事者抜きで、私のことは私抜きで決めないでということ、高齢者支援でもやはり同じだと思うんですね。なかなか難しいとは思いますが、例えばデイサービスとかにしても、友人と話した共通の話題が、やっぱり行きたがらないんです。なかなか行きたがらないんです。だけでも、ちょっと行ってみたい感じで、知らない場所に行くのが怖い、知らない人に会うのが怖い、やっぱり意識としてあると思うんです。この事業も同じで、多分やる気があるボランティアさん、たくさんいらっしゃると思うんですけど、そのマッチングがなかなか難しい場合もあると思うんです。それでそういった質疑をさせていただきました。

最後の質疑ですが、この事業は多分、結構知られていないと思います。私、すみません、知りませんでした。それでお願いしたいのが、介護の家族のことを一番知っているのはケアマネさんだと思います。ケアマネさんを通じてこういった事業を、対象世帯と言ったら、ケアマネさんは専門職なので分かると思うんです。ケアマネさんを通じて本事業の周知とか、研修のお誘いとか、そういったものをできないか、最後にお尋ねいたします。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 これまでの事例の共有というところ、ケアマネジャーさんたちと確かにしてはいませんので、そのような機会を設けて、ケアマネジャーさんたちにこのような事業を知っていただきたいと思っております。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(8) 第14号議案 令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)案

○【住友珠美委員長】 第14号議案令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第14号議案令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)案について補足説明いたします。

初めに、歳入について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、歳出と連動しており、東京都後期高齢者医療広域連合からの確定通知等に基づき、1,111万5,000円減額するものでございます。

次に、款3繰越金、項1繰越金、目1前年度繰越金は、ここで精算を行うため、2,177万8,000円増額するものでございます。

次に、款4諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入は、交付額の確定等に伴い、38万3,000円増額するものでございます。

次に、款6 広域連合支出金、項1 広域連合補助金、目1 広域連合補助金は、交付額の確定等に伴い、176万8,000円増額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。款2 保険給付費、項1 葬祭費、目1 葬祭費は、決算見込みにより260万円増額するものでございます。

次に、14ページ、15ページ、款3 広域連合納付金、項1 広域連合納付金、目1 広域連合分賦金は、東京都後期高齢者医療広域連合からの確定通知に伴い、791万5,000円減額するものでございます。

次に、16ページ、17ページ、款4 保健事業費、項1 保健事業費、目1 健康診査費は、決算見込みにより健康診査委託料を364万9,000円減額するものでございます。

最後に、18ページ、19ページでございます。款5 諸支出金、項2 繰出金、目1 繰出金は、前年度繰越金のうち、本年度の経費等に充てた残額を一般会計に繰り出すため、2,177万8,000円増額するものでございます。以上が令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案の内容でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席をしていただいて結構です。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【住友珠美委員長】 それでは、報告事項に入ります。報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には感染症拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、全庁的に感染症対策を講じつつ業務に臨むことができっております。この場をお借りして感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議、以降、対策本部会議と申し上げます、こちらの経過、常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、福祉保険委員会資料No.23により補足的に御説明させていただきます。

それでは、お手元の福祉保険委員会資料No.23、1ページを御覧ください。

1番、国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。1月は、第24回から第27回と計4回の対策本部会議を行っております。都の方針に合わせた市の公共施設の取扱いや、市における勤

務の在り方、業務のバックアップ体制、業務継続体制の確保等について確認を致しました。この間、本部長である永見市長からは、状況に応じた臨機応変な対応や、業務が集中する部署への市役所全体でのバックアップ体制の強化を行うこと等の指示を頂いております。

2月14日の第28回対策本部会議では、都内のまん延防止等重点措置の延長に伴う市公共施設の取扱い、市の業務継続計画の確認等を行ってございます。永見本部長からは、重症化リスクのある高齢者、しょうがいしゃ、基礎疾患のある層への支援の強化、重点化について指示を頂いております。並びに、資料には記載してございませんが、3月7日に第29回対策本部会議を開催してございます。ここでは都内のまん延防止等重点措置の再延長に伴います市の公共施設の取扱い、市内の状況についての確認をしてございます。この会議で国立市医師会長から、家族に感染者がいる場合にはみなし陽性の診断をしている。手指消毒だけではなく、手洗いが重要とのコメントを頂いております。また、永見本部長からは、人の集まるイベントを実施するに当たっては、感染状況を見ながら、実施方法等について適切に判断をすることとの指示がございました。

これらに加えまして、対策本部会議の下部組織である運営部会を12月に1回、1月に4回、2月に2回開催し、市内の感染状況の確認、対策の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行ってまいりました。対策本部会議については以上です。

2番、新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございます。令和3年第4回定例会以降に各部が実施しました主な取組について、本委員会を所管する部に関して御報告いたします。

2、健康福祉部でございます。(1)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金。こちら令和4年1月18日にコールセンターを開設し、2月4日に確認書を発送。2月10日に家計急変対象者の受付を開始いたしました。確認書や申請書の審査が終了したのから随時支給を現在行ってございます。

(2)新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の取組。1月から庁舎2階執務スペースでの業務を再開し、応援保健師を含めてローテーションを組み、土日祝日についても相談に対応してございます。生活物資の配送は、都市整備部の7班体制による全面的な御協力でお届けが可能となっております。さらに、2月からは部分的に他の部からの応援も頂き、全庁的な対応となっております。

(3)新型コロナウイルス感染症発熱等電話相談。これまでも発熱外来、濃厚接触者、療養方法等については継続して相談対応を行ってきてございますが、市内感染者数の増加に伴いまして、1月、2月は土日祝日においても保健センターにおいて各種相談に対応してございます。

3、子ども家庭部でございます。(1)令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金。国の支給要領の改正に伴いまして、離婚または配偶者の暴力からの避難により、配偶者に代わって、新たに児童を養育する者を支給対象として拡大を致しました。さらに、市の独自の取組として、当該者に準ずる者及び令和4年4月1日に生まれた児童を養育する者等も支給対象として拡大してございます。

(2)保育園・学童保育所等におけるコロナ対応について。公立・私立保育園、学童保育所等における園児、児童、職員の陽性者の判明時の対応を適宜行ってございます。公立・私立保育園等については、園、園医の先生及び市で協議の上、感染予防対策としての休園措置等も行ってございます。

3番、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。令和4年2月21日現在の新型コロナウイルスワクチン接種状況は資料記載のとおりでございますが、3月14日時点での状況を申し上げます。

1、追加接種、3回目の状況でございます。高齢者の方の接種実績、接種済みの方が1万4,589人、2回接種済みの対象者の方1万6,749人に対して、接種率が87.1%でございます。64歳以下の接種実

績、接種済みの方が1万5,365人、2回接種済みの対象者3万9,355人に対しまして、接種率が39.04%でございます。全体の接種実績ですが、接種済みの方が2万9,954人、2回接種済みの対象者の方5万6,104人に対しまして、接種率が53.39%でございます。

2、小児、5歳から11歳の接種についての3月14日現在の状況でございます。3月1日に5歳から11歳の対象者4,198名の方に接種券を発送してございます。3月3日から予約受付を開始しまして、3月14日月曜日の午前11時の時点で予約者が561件、予約率約13.3%でございます。予約状況が鈍いため、4月3日に予定していた集団接種については、予約受付を見送りまして一般接種としてございます。ワクチン接種については以上でございます。

最後になりますが、現時点で、国立市民で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された方の累計は4,003名、療養中の方は387名でございます。東京都内においては、現在もまん延防止等重点措置期間中でございます。新型コロナのさらなる変異株の影響も懸念されるところでもございます。引き続き、市民の皆様、議員の皆様にも感染拡大防止に向けた対策への御協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【住友珠美委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、所管の範囲で行っていただきますよう御注意願います。青木委員。

○【青木淳子委員】 すみません、何点かお伺いしたいと思います。子ども家庭部の子育て世帯への臨時特別給付金、これは国が支給要領を改正、追加をして、離婚または配偶者の暴力からの避難で、配偶者に代わって、新たに児童を養育する者を支給対象として拡大をしました。こういった方たちには通知など、どのような方法を取ったのか。お願いします。

○【吉田市長室長】 DVのケースにつきましては、委員からのお話のとおり、内閣府のほうから2月に通知のほうで支給対象となったというのが出ております。これを受けまして、3月20日号市報で改めて御案内をさせていただくというところになります。また、現場レベルのほうでは、女性相談等のほうに御相談があったケースの方で、拡大の対象となり得るケースについては適宜、子育て支援課のほうにおつなぎをさせていただいて所定の手続を進めていくというような形で現在考えております。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。これはプッシュ型というのは難しいのでしょうか。プッシュ型の支援としてという、対象者ですよとお知らせしていくというのは。

○【前田子育て支援課長】 こちらにつきましては、状況をお伺いする必要がございます。もちろん御意向を伺いながらというところでもありますので、どうしても聞き取りであったりとか、面談とか、そういったのが必要になってきます。ですので、今のところはその中で対応していきたいと考えております。

○【青木淳子委員】 分かりました。では御本人からの申請があって初めて状況、お話を聞いた上で申請をさせていただいて給付するということでしょうか。

○【前田子育て支援課長】 可能な範囲で、もしこちらのほうで手当の対象ということであれば、該当する方には、もちろん申請不要でできるかとは思いますが、既にお問合せを頂いていることでもございますので、こちらのほうで分かる範囲で、ただ、DV等に関しましてはちょっと複雑なところがあるかと思っておりますので、お聞き取りする中で、できるだけ御負担のない形での支給を進めていきたいと考えております。

○【青木淳子委員】 分かりました。まずは市報で御案内をさせていただくということでしたので、広

く市民の皆様、対象の方が自分はそのかもしれないと気づいてくださるような周知をお願いしたいと思えます。

それから、先ほど陳情第6号のところワクチン接種の有無によって、いじめや差別など起きないように強くお願いをさせていただきました。さらに、感染をした方に対しても、感染したことで非常に責任を感じていたり、つらい思いをしている状況の方が大勢いらっしゃると思うんですが、致し方ないような、これほどの感染拡大ですので、いづれどこでどんなふうに陽性になるか分からない状況であります。その中で、お仕事の面ですとか、学校や幼稚園、保育園が休業になったりとか、また、職員の方、学校の教員の方、また保育士の方が休まざるを得ない。そんな状況のときも決していじめや差別が起きないように、そこは徹底していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○【大川健康福祉部長】 質疑委員おっしゃるとおり、それは非常に重要な点でございます。あらゆる場所、場面において、陽性になられた方が責任を感じて、戻るのに非常にちゅうちょされたり、何か遠慮がちになってしまったり、そういった感情的なマイナス面の気持ちを抱えながら復帰してくるとか、あるいはその後の関係がうまくいかなくなるとか、そういったことにならないように市のほうからも皆様に呼びかけたり、そういうことがないようにしましょうというようなメッセージを発信して、これは適宜、これからも必要だと考えてございます。

○【青木淳子委員】 ぜひよろしくお願ひいたします。

それから最後に1点、まん延防止等重点措置が3月21日に解除される見込みであると思えます。その後の市の対応は何か考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○【大川健康福祉部長】 確かに今のところ、21日でまん延防止等重点措置の全面解除ということ言われてございます。その後、東京都内の対応をどのように東京都がしていくのかということ、今見ているところでございます。急激に今の状況から、そのまま全く解除で、全くフリーな形でやっていくということになるのかどうなのか。果たしてそれがよろしいのかどうなのか。今、事務局のほうでも検討しているところでございまして、22日になりますが、市の対策本部会議を予定してございます。その場で協議、確認してまいりたいと思っております。

○【青木淳子委員】 分かりました。ありがとうございます。なくなったからといって、思いっきり外に出ていくことをちゅうちょされている方もいらっしゃると思えますが、でも感染対策をしながら外に出て、皆さんと交流やつながるところを市としてつくっていくのも必要なことかなと思えます。その辺のバランスがすごく難しい点ではあるかと思えますが、しっかり協議をしていただいて、一番よりよい方向に進むようお願いを致します。私からは以上でございます。

○【高柳貴美代委員】 私からも何点か御質疑させていただきたいと思えます。自宅療養支援室に関しては、丁寧にお一人お一人対応していただいて、本当にありがたいと思っております。その中で、この3ページにパルスオキシメーター貸与と生活支援物資の支給というのが137件と書いてあるんですけども、それ以外に医療体制とか、お薬とかの対応をいただいているということもあるのかどうか、その辺の件数が分かったら教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 お薬についてなんですが、自宅療養支援室では陽性であったり、濃厚接触であったりしておうちから出られないという状況で、例えば先生の電話診療等で追加処方があった。だけど、そのお薬を家の中の誰も取りに行くことができないという場合に備えて、支援室の職員が届けるというつもりで第5波も第6波も過ごしているんですが、思いのほか訪問薬局さんが活躍してくださっているようで、すみません、ちょっと記憶がはっきりしないんですけど、この第

6波では、お届けは3件ぐらいしかしていないと思います。

○【高柳貴美代委員】 すみません、確認なんですけど、職員さんがお届けしているのは3件しかないということでしょうか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 はい。職員が直接届けているケースが3件程度です。

○【高柳貴美代委員】 そうしますと、訪問薬局さんということで、薬局の方々が訪問して下さって対応してくださっているという現状があるということが分かりました。先ほどの質疑のときに申し上げましたが、国立市はお医者様と、また薬局、薬剤師の方々と連携が取れていて協力的な体制ができていているということは、本当に功を奏しているなというふうに感じます。この場を借りて、皆様に御礼を申し上げたいと思います。

私も一人暮らしの女性から出られない状況ということで御相談を受けまして、おつなぎしたところ、お薬も持ってきていただくことができたこと、本当に感激していたんですね。そこまで対応してもらえると思わなかった。一人暮らしの若い女性で、本当に不安だったと思うんです。そういう中でそのような対応をしていただけたというのは、本当に御本人も感謝しておられましたし、今後いろいろなことがあったときに、市にすぐ電話して聞くことができるんだなというような、今後のつながりもできたと思っておりますので、今後も大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最終ページ、4ページのところで、先ほどの御答弁の中で、今のところ387名の方が療養中というふうにお答えを頂きました。この中で自宅療養をされていらっしゃる方は何名いらっしゃるんですか。

○【大川健康福祉部長】 直近の数が387名の療養中の方ということでありまして、自宅療養の方は267名となっております。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。267名の方が直近で自宅療養されているということでした。先ほどの質疑にも関係してくるんですけども、昨夜のような地震が起きた場合、ただでさえ心配になってしまう状況であるのに、一人暮らしの方で自宅療養していらっしゃる方は、とても心配になると思うんです。自宅療養をされている方が避難される場合の状況とかを、国立市では今、何か検討されていれば教えてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 これはゾーニングを考へてはおりますけれども、周知とか、そういったものに課題が正直あるということを考えています。というのは、ここまでの、最初に制度設計したときよりもかなり数が増えてしまっているのだから、例えば250人以上の方がという場合に果たして機能するか。今、再度検討しているところでございます。

○【高柳貴美代委員】 実際に他の自治体では、別の場所に自宅療養者の方々が避難できる場所をつくっていらっしゃるようなので、ぜひ、いつそういう状況になるか分からないと思ひますので、早急にその辺のところも御検討いただきたいと思ひます。私からは以上です。

○【古濱薫委員】 御報告ありがとうございます。4ページにわたる紙の報告書ですが、この内容の見えない部分では、この何百倍、何千倍もの働きがあったことと思ひます。不安な社会の中、それでも市には支えられているという安心感があるのも事実です。感謝を申し上げます。

3ページ、子ども家庭部、先ほど青木委員も質疑なさっていました。子育て世帯への給付金ですけれども、DV被害の方への給付を2月に国から対象になり、市報でお伝えした上、申請の形で御相談に乗りながら給付に至ったということですが、市外ですとか、広域での協力ですとか、違う場所に避難されていたり、あるいは逆に国立市においでになったりとか、広い範囲での協力、連携の体制はどうだったか教えてください。

○【吉田市長室長】 この該当する方のケースとしましては、他市にもともと在住されていて、DVを理由にお子様を連れて当市、国立市のほうに転入されていると。その中で、住民票等が移せないという事情がある方が多くいらっしゃいますので、そういった方々が1つは対象としてなってくると思っています。または当市、国立市内に在住されている方の中で、市内で転居されるという方もなってくると思っていますので、基本的には、先ほどのとおり、実態として数字上見えてくるものではなくて、まずは御相談というところが入り口になってくるんですね。または子育て世帯への臨時特別給付金の手続きもそうですが、大本の児童手当の手続きというものもこういった方々にはまずは御案内を致します。もちろん一定の要件がございますけれども、こういった継続的な支援の一環として、今回の給付金のところが該当するというふうになれば、子育て支援課のほうで速やかに手続きをしていただくという形になります。

もう一方、当市から他市のほうに避難のために出られるという方もいらっしゃいます。その場合に、私どものほうで、女性支援のほうで支援をさせていただいている方については、他市の自治体のほうに情報を提供した上でつないでいくということが1つ考えられると思います。以上です。

○【古濱薫委員】 ということは、住民票を移すとかの難しさがあるというのがありましたが、住民票がどこにあっても、まずは相談していただいて、何とか給付できるようにできているということではないですか。

○【吉田市長室長】 これは一昨年度、特別定額給付金のときもDVの方には特別な配慮の対応がありました。このときもこういった情報を市報で周知した後に相談が非常に増えたんですね。通常のDVに関してのお困り事が、あえて市のほうに相談するまでの状況ではない方が、この給付金のところで実はこういう状況で転居しているんですということで御相談が入って相談件数が増えたということがありましたので、先ほどのプッシュという形がなかなか難しい事情はあるんですが、まずはこういったことの周知をする中で、情報をしっかりとお伝えしていくというのがまず一義的にあるかなと思います。

○【古濱薫委員】 当事者からすると、国立市にいるけれども、住民票が別のところだという心配、きっとこれは無理なんだろうとか、相談に行っても何かしてもらえないんじゃないかなという不安から声を上げないような心配がなされたので、市報などで今伝えたところ相談件数が増え、もとよりしているDV相談、女性相談の中の一環として、この給付に対しても働き、取組があったと分かりました。その下の段に支給状況4,539世帯、全体だと思いますけど、この分母を教えてください。

○【前田子育て支援課長】 こちらにつきましては、正確な数字のほうはまた後ほどお持ちしたいと思うんですけれども、ほぼほぼ該当世帯のほうに関しましては、高校生も含めまして、該当の方には勸奨の通知も改めて申請がなかった方にお送りさせていただいておりますので、支給のほうは行き渡っているかなと考えております。

○【古濱薫委員】 では、対象者がこの数字だということでしょうか。

○【前田子育て支援課長】 これはあくまでも2月時点の支給状況になりますので、3月まで一応受付はしておりましたので、また、改めて御報告させていただきます。

○【古濱薫委員】 対象世帯数は幾つですか。

○【前田子育て支援課長】 すみません、数字のほうは後ほどお持ちさせていただきます。

○【望月健一委員】 よろしくお願ひします。この間、市のコロナ対策に関しては感謝を申し上げるところです。対策本部の議事録の中で、正確な記述はちょっと失念してしまったんですが、たしかこ

ういった記述が、お医者様からあったと思うんです。パルスオキシメーターが患者さんのお宅にないためにオンライン診療ができないといった記述がたしかあったと思います。これに対しての市の受け止めを教えてください。

○【葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長】 お答えさせていただきます。パルスオキシメーターは本当に今の体の状態を客観的に把握できるということです。事例を把握できるということで、先生方もその数値をといることを言われております。その中で、今まではパルスオキシメーターがほぼ御自宅にある方っていらっしやらないんですけれども、今回、発熱外来等で受診されたときに陽性だったりとということでは、医療機関のほうからもパルスオキシメーターを、そもそも東京都医師会から医師会のほうにパルスオキシメーター、かなりの数が渡っていて、以前からお渡しされているんですけれども、3月に改めて医師会のほうからも発熱外来の先生方にかなりの量をお配りしたということを知っております。それと、先生方のほうでパルスオキシメーターを届けてほしいという依頼は自宅療養支援室のほうに引き続き入っております、そういう方につきましては、ほぼほぼ当日なり翌日にはお配りできている状況です。最近ですと、日に三、四件とかということでお配りできているので、多分、先生がおっしゃったときには、まだまだパルスオキシメーターが届いていなかったのかなというふうに推測している状況でございます。

○【望月健一委員】 分かりました。今後もそうした状況が生まれないように、市は対策をお願いいたします。ちょっと気になった報告がありまして、保健センターの方が土日祝日も、多分健康相談を行っているんですかね、多くなっているという状況が分かりました。土日祝日、また平日も含めてどのくらい超過勤務をされているのかというのは、これは報告できますか。

○【住友珠美委員長】 超過勤務について、お答えをお願いします。健康づくり担当課長。

○【橋本健康づくり担当課長】 すみません、時間数のほうはちょっと持ってきていないのですが、なるべく振替勤務ということで、やはり疲れがたまってきますので、すぐ日曜日出て月曜日休むというような形もちょっと取れない状況ではあるんですけれども、年度中に取れるように交代で行っているような形でございます。3月に入りまして、土日勤務のほうはちょっと件数も減りましたので、見合わせさせていただきまして、録音電話のほうで療養支援室や東京都のほうの電話番号を御案内差し上げているという状況でございます。

○【望月健一委員】 そうですね、これだけコロナが長期化してきますと、これは以前から主張させていただいているんですけれども、いつまでも災害対応というのは、職員の皆様の高い倫理感をもってしてもなかなか難しい状況はあるのかなと思っています。最終本会議に出てきますけれども、なるべく外部に出せる部分は出したほうがいいと思います。これは最終本会議で質疑させていただきますけれども、自宅療養支援室での物資の搬入とか、そういった部分は外部化する。私は、自宅療養支援室の保健師さんが行っている業務なんかも民間の看護サービスとかに投げられる部分がもしかしらあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺り、現状ではどのようにお考えでしょうか。

○【葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長】 お答えします。自宅療養支援室に関しましては、やはり経過の中で職員がやる意味というところも非常に大きくありました。ただ、ここでずっとやってくる中でいろいろ課題もありますし、こういったところはお願いできるとか、あと自宅療養支援室に人を雇い上げてということも1つ案ではあるかと思うんですけれども、かなり医師会の先生方が経過観察とかもやってくさるようになってきたりとかということが、この間、いろいろと発展してきているというか、いろいろ協力できる場所もございまして、そこをやりながら、もちろん職員の健康

管理の部分では十分留意しながら、市の職員がやるメリットというかいところと、委託できるところをもう少し精査していくということはしていきたいと思っております。

○【大川健康福祉部長】 加えて、自宅療養支援室に入っている保健師のネットワークがここでぐんと広がっているというのがございます。医師会の先生方との関わりもそうですし、市内の民間の訪問看護ステーションの看護師さんとのやり取りも増えているというような現状がございまして、そういった意味では、今までよりも市の保健師が市内のもろもろの専門職の方々とつながりながらやることできていると。これはいい面だと思っております、これはある意味、核にもなりますので、継続できるところは継続しつつ、今部長が答弁しましたけれども、ほかの民間の委託で済むというようなことについては、それは精査しながら、その方向は検討を続けていくというようなことを、両方考えていくことが必要だと思っております。

○【望月健一委員】 御答弁ありがとうございます。なかなかこうした災害時のような状況を迎えながら日々努力をされ、さらにそれがネットワークとして広がっている状況が分かりました。外部化と言っても、多分いろいろ方法はあるのかなと思っております。私、これも状況が分からず言っていますが、例えば市内の医師会さんの中の病院にさらに御協力を仰ぐことができないのか。全くの民間ではなくて、そういう部分はないのかとか、そういった部分で外部化というんですか、そういった部分をそろそろ本格的に考えなければいけないのかなと思っております。

例えば他の委員さんが、昨日地震がありましたけど、コロナに加えて、さらに別の災害が起きた場合どうするのか。それは当然、市が請け負う、保健師さんも請け負うといった中で、職員さんの健康面、もちろんそれが第一と考えつつも、他の災害が重なってきた場合どうするのかということも真剣に考えなければいけない状況に入っているかと思っておりますので、ぜひともその辺りを含めて今後も議論をさせていただければと思います。以上です。

○【石井伸之委員】 日頃より新型コロナウイルス感染症対策に尽力を頂きまして、誠にありがとうございます。端的にお伺いを致します。ワクチン接種の予約をされている市民の方から、モデルナのほうの予約はできるんですけども、ファイザーの予約ができないという声を数日前頂きました。そういった中でファイザーのほうのワクチンの予約に関しては、いつ頃入るとか、そういった情報とかはいかがでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 随時開放しておりますので、大変申し訳ないですけども、今、全く全部埋まっている状況ではないはずですので、すみませんが逐一サイトを見ていただくか、お問合せいただけましたらと考えております。今ぱんぱんの状態ではありませんので、どこかしら打てる場所はあるはずでございます。以上でございます。

○【石井伸之委員】 分かりました。市民の方から頂いたときには、そのような形で回答させていただきます。

あと、先ほど望月委員からお話いただきました自宅療養支援室のアウトソーシング化、まさに私もそれはどんどん進めていくべきだなと感じております。そういった中で、ネットスーパーであったり、宅配業者だったり、商工会、商店街、いろいろなツールを使っただけで少しでも、職員が動くのではなくて、民間の方にできるだけ動いていただくという方向に向けて、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、この辺りはいかがお考えでしょうか。

○【伊形福祉総務課長】 御提案ありがとうございます。先ほど他の委員からもありましたように、最終本会議のほうでは少し議案として出させていただきたいと思いますが、そういった形で、まず一

歩ずつ委託できる部分というものはお願いして、職員としては、例えば先ほど言ったように災害対応でほかに動かなければならないときとか、そういうところの部分も、余力という言葉はちょっと違うかもしれないんですけど、少し幅を持たせながら対応できるようにしておかないとまずいなというところはありますので、そういった点、ほかの支援室等と連携しながら、福祉総務課も含めて検討していきたいと考えております。以上です。

○【石井伸之委員】 ぜひよろしく申し上げます。どうしても職員の方々が実際に手足になってあちこち動いてしまうと、本当はしなければいけない業務であったり、また指示して、そしてほかの方に動いていただくという部分がどうしてもおろそかになってしまう部分がありますので、できるだけほかの民間業者の方をお願いできるところはお願いをしていくという方向でお願いを致します。

それと、やはりちょっと気になるのは、職員の皆さんの疲労についてです。黒澤部長が大変な何十連勤というような状況もございました。そういった中で、実際、今はそういったところまではいっていないという情報がありました。ただ、第6波に続いて、また第7波というときになって、またそのときに、高柳委員がおっしゃられたように大規模な災害と重なったら、そのときになるとまた大変なことになりますので、できるだけ余力があるような形で体調管理等には十分気をつけていただきますようお願いを致します。

まだまだ新型コロナウイルス感染症、21日でまん延防止等重点措置は切れるとは言っているんですが、ただ、それでもまだ毎日40人、50人という形での新規感染者、報告されることが想像されますので、ぜひとも今後とも市民の皆様に対するコロナ対応、適切な対応をしていただきますようお願いを致しまして、以上とさせていただきます。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

この際、古濱薫委員から発言を求められておりますので、これを許します。古濱委員。

○【古濱薫委員】 貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。発言の訂正のお願いを致します。

陳情第6号の質疑の中で、健康福祉部参事の答弁につきまして、私が、市は保護者から信頼されていないんじゃないでしょうかと市長の部下の方がおっしゃっていますがと断定の形で発言しましたが、おっしゃっていると聞こえますがと訂正させていただきたく、今後も注意してまいりますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○【住友珠美委員長】 ただいまの発言の訂正につきまして、委員長において、これを許可します。



○【住友珠美委員長】 これをもって福祉保険委員会を散会と致します。

午後5時58分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年3月17日

福祉保険委員長

住友珠美